

取組報告書別添資料

※本対処要領(更新版)は、令和 3 年 6 月末段階で大会期間向けに更新した最終版です。

東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領 (更新版)

2021 (令和 3) 年 6 月

東京都 オリンピック・パラリンピック準備局

総 目 次

I. 総則編

1. 基本情報

- 1.1 目的
- 1.2 利用対象者
- 1.3 対象期間
- 1.4 大会期間中における都の対応
- 1.5 大会期間中に設置される組織
- 1.6 東京 2020 大会における東京都の連携体制イメージ
- 1.7 東京 2020 大会 都内競技会場等一覧

II. 治安対策分野編

1. 治安対策分野における対処要領の考え方

- 1.1 位置付け
- 1.2 既存計画との関係
- 1.3 想定するリスク（リスクシナリオの検討）

2. リスクマネジメント

- 2.1 リスクマネジメント
- 2.2 関係機関との連携
- 2.3 東京 2020 大会の安全・安心の確保に向けた活動の推進

3. 危機管理体制

- 3.1 大会期間中
- 3.2 治安事象発生時

4. 大会期間中の治安事象に対する具体的な対応

- 4.1 治安事象発生時の主たる対応の目安
- 4.2 被害状況等の情報収集
- 4.3 安否情報の収集・提供
- 4.4 現地における連絡・調整
- 4.5 治安維持機関に対する支援の実施
- 4.6 競技会場周辺の観客等の避難措置
- 4.7 国民保護法における緊急対処事態に認定された場合

III. サイバーセキュリティ分野編

1. サイバーセキュリティ分野における対処要領の考え方

- 1.1 位置付け
- 1.2 想定するリスク（リスクシナリオの検討）
- 1.3 我が国の取組状況

2. サイバーセキュリティインシデント対応体制

- 2.1 現行のインシデント対応体制

- 2.2 大会期間中のインシデント対応体制
- 3. 大会期間中の対応（通常時）
 - 3.1 サイバーセキュリティ監視
 - 3.2 情報伝達・共有
- 4. 大会期間中の対応（インシデント発生時）
 - 4.1 サイバーセキュリティインシデント対応

IV. 災害対策分野編

- 1. 災害対策分野における対処要領の考え方
 - 1.1 位置付け
 - 1.2 想定するリスク（リスクシナリオの検討）
- 2. 災害対策本部体制と役割分担
- 3. 関係機関との連携方針
 - 3.1 国
 - 3.2 東京 2020 組織委員会
 - 3.3 会場所在区市
 - 3.4 指定公共機関（ライフライン事業者）
- 4. 大会期間中の対応
 - 4.1 初動体制の構築
 - 4.2 競技会場内及び周辺における観客等の避難措置
 - 4.3 72 時間に想定される応急対策
 - 4.4 タイムライン

V. 感染症対策分野編

- 1. 感染症対策分野における対処要領の考え方
 - 1.1 位置付け
 - 1.2 危機的事態の定義
 - 1.3 危機的事態の判断基準
- 2. 危機管理体制
 - 2.1 感染症対策における各組織の役割
 - 2.2 大会期間中に設置される組織等
 - 2.3 通常時の体制
 - 2.4 リスク評価
 - 2.5 危機的事態発生時の対応体制
- 3. 東京 2020 大会に向けた取組
 - 3.1 大会開催に伴うリスク
 - 3.2 課題整理の考え方
 - 3.3 危機的事態回避のための課題と対応策（リスクマネジメント）
 - 3.4 危機発生時の対処に係る課題と対応策（クライシスマネジメント）

[I . 総則編]

初 版	平成 30 年 3 月 9 日
第 二 版	平成 31 年 4 月 16 日
暫 定 版	令和 3 年 6 月 30 日

目 次

1. 基本情報

1.1 目的

1.2 利用対象者

1.3 対象期間

1.4 大会期間中における都の対応

1.5 大会期間中に設置される組織

1.6 東京 2020 大会における東京都の連携体制イメージ

1.7 東京 2020 大会 都内競技会場等一覧

東京都は、開催都市として、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）に世界から訪れるアスリートや大会関係者、観客の安全・安心を確保していかなければならない。

また、大会期間中であっても、都民の生命・健康の確保、都民生活と社会機能の維持に万全を期すとともに、安定的な大会運営を脅かす事案への適切な対処が求められる。

そのためには、東京都が定める現行の体制・計画を最大限に活用しながら対応することになるが、一方で、大会期間中は大会関係者や観客等が競技会場等に集中することが想定されることから、現行の取組の充実・強化や外国人対応などの新たな取組が必要となる。

そのため、東京都は、大会時に想定される様々なリスクを洗い出し、各種事態を想定した「東京 2020 大会の安全・安心の確保のための対処要領」（以下「本対処要領」という。）を策定し、各種訓練を通じた検証・検討を継続してきた。

本対処要領では、治安対策、サイバーセキュリティ、災害対策及び感染症対策の四つの視点から、現行の体制・計画に加え、充実・強化する取組や新たに必要となる取組についての対応方針、活動の主体・内容、国、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「東京 2020 組織委員会」という。）等関係機関との連携について定めることとする。

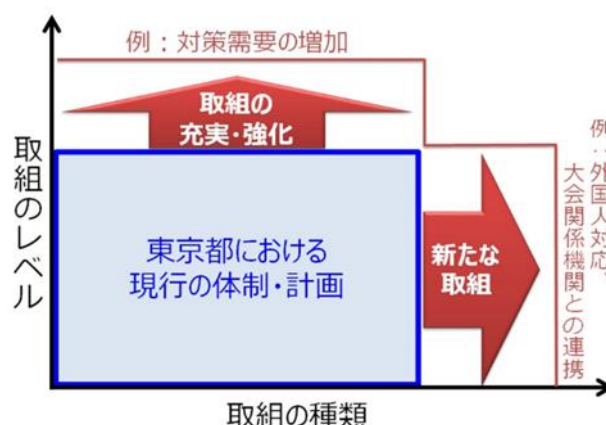


図 現行計画との関係

本対処要領については、今後も事案発生時における関係機関の役割や機能、東京 2020 大会に向けて関係機関が策定する計画との整合性、訓練等を通じて判明した課題等を踏まえ、新たなリスクにも対応できるよう引き続き検証・見直しを行っていく。

<東京 2020 大会に向けて都が策定する他計画との関係>

東京都は、「東京 2020 大会における都市運営に係る基本方針」（平成 30 年 3 月）に基づき設置する「都市オペレーションセンター」について、運営体制、組織構成、オペレーションの概要を定める「東京 2020 大会における都市オペレーションセンター運営計画」を策定した。

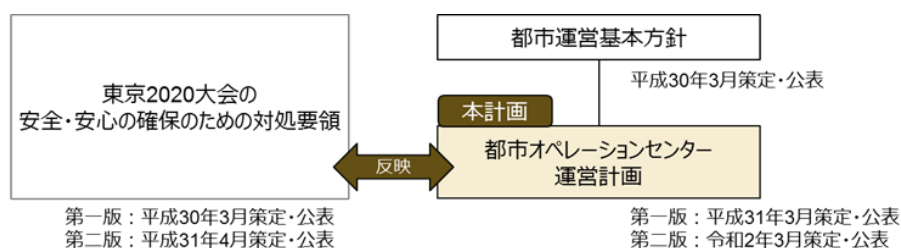


図 東京 2020 大会の都市運営に係る計画の体系

大会期間中の都市運営とセキュリティは一体的に進める必要があることから、本対処要領に示す内容は、都市オペレーションセンター運営計画との整合性を相互に確保しながら、引き続き検証・改善を進めていく。

＜本対処要領で用いられる用語＞

本対処要領で使用する主な略称について、正式名称や意味等は以下の通りである。

略称等	正式名称・意味、役割等
FCC	Functional Coordination Centre の略称。大会時の FA（東京 2020 組織委員会において大会に必要な各業務を担う部署）の業務について、複数の会場にまたがる事案の対応や、各会場のサービス水準の一貫性確保を行うために、各 FA の総括、連絡調整を行う機関
TROC	Transport Operation Centre（輸送センター）の略称。都と組織委員会が共同で設置する、大会における交通・輸送の管理や交通機関との連絡調整を担う機関。輸送担当の FCC
GSCC	Games Security Coordination Centre の略称。全競技会場等の警備指揮監視機能の中核。セキュリティ担当の FCC
VGM	Venue General Manager の略称。会場チームの統括、FA 間の問題の仲裁、MOC へ上申する案件の判断等を行う。
VFM	Venue Functional Manager の略称。会場等における FA の責任者
VSM	Venue Security Manager の略称。セキュリティ FA の VFM
会場チーム	各競技会場に設置され、競技会場運営を行う組織
ラストマイル	競技会場周辺の観客利用想定駅と競技会場出入口とを結ぶ観客が歩行するルート及び、観客シャトルバスの乗降場を設置する場合には、観客利用想定駅・競技会場出入口と乗降場との間の徒歩ルート
パラレルイベント	大会時に会場付近や近郊で開催され、大会運営に影響を与える可能性のある大会とは直接関係しない各種催事
シティキャスト	東京 2020 大会時に観客等に対し、空港や主要駅などにおける交通案内や競技会場周辺における案内などの活動を行う。

1. 基本情報

1.1 目的

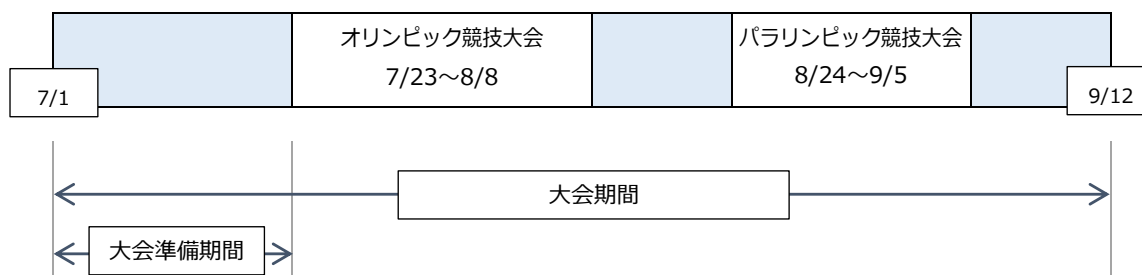
大会期間中における、アスリートや大会関係者、観客、都民の安心・安全の確保、都民生活と社会機能の維持並びに安定的な大会運営を脅かす事案への速やかな対応及び被害軽減を目的とする。

1.2 利用対象者

治安対策、サイバーセキュリティ、災害対策及び感染症対策の各分野に主体的に係わる都職員等

1.3 対象期間

本対処要領の対象期間は、令和3年7月1日から同年9月12日までとする。



1.4 大会期間中における都の対応

(1) 現行の取組の充実・強化

大会期間中には多くの大会関係者、観客等が東京を訪れることに加え、世界からの注目が東京に集まることから、次の取組をはじめ、現行の取組の充実・強化を図る。

(主な取組事例)

- ・ テロをはじめとする治安事象の未然防止（治安対策）
- ・ 国や区市町村など関係機関との情報共有（サイバーセキュリティ）
- ・ 首都直下地震等発生時の都民・訪都者への呼び掛け・情報提供（災害対策）
- ・ 感染症の発生動向の監視・情報の集約及び都民・関係機関への提供（感染症対策） など

(2) 開催都市として必要とされる対応

大会期間中には、選手村をはじめ大会固有の大規模な大会関係施設が設置されるほか、多くの外国人が東京2020大会を訪れる。また、東京2020大会の役割（経費）分担に関する大枠の合意に基づき、都は、都内会場周辺に関わるセキュリティ対策の役割を担うなど、大会時に必要となる取組を行う。

(主な取組事例)

- ・ テロ等治安事象発生時におけるラストマイル上の観客の安全確保（治安対策）

- ・ 政府が設置するサイバーセキュリティ対処調整センターとの連携（サイバーセキュリティ）
- ・ 首都直下地震等発生時の会場周辺における観客等の避難措置（災害対策）
- ・ 感染症発生時に迅速・的確な対応をとるための専門家の助言を受けられる体制等の確保（感染症対策）

1.5 大会期間中に設置される組織

既存の組織体制に加えて大会期間中に設置される組織は以下のとおりである。

なお、各分野での対応において新たに設置される組織については、各分野に記載する。

(1) 東京都

① 都市オペレーションセンター(COC)

東京都は、東京 2020 組織委員会による円滑な大会運営を支援するとともに、大会開催にともなう都民生活への影響の軽減に取り組むため、「大会運営に係る総合的な連絡調整」「競技会場等周辺対応」という 2 つの機能を担う都市オペレーションセンターを設置する。

● 大会運営に係る総合的な連絡調整

大会期間中、東京 2020 組織委員会と緊密な連携体制を構築し、大会運営に係る情報を随時集約するとともに、都庁各局及び関係機関と迅速に共有するなど連絡調整を実施する。

また、都市機能を支える都庁各局及び関係機関と連携し、都市ガス・電気・通信及び上下水道等のライフラインの供給状況、感染症の発生情報や公衆・環境衛生の確保状況等、大会における都市機能の維持に係る都域の各種情報について一元的な集約を行った上で異常が無いか確認する。そして、大会運営に影響を及ぼし得る状況が発生した場合は、関係機関と連携して迅速に対応を行い、大会運営への影響の軽減を図る。

● 競技会場等周辺における対応

競技会場周辺において、シティキャスト（都市ボランティア）との連携、障害物の除去や路上美化、Wi-Fi 等利便設備の維持管理、パラレルイベントの調整等の取組を実施する。

観客が多く集まる競技会場周辺を安全に保つため、東京 2020 組織委員会等関係機関と連携のもと、観客の大規模な滞留や群衆事故等の発生の防止や新型コロナウイルス感染症対策の実施、怪我人・急病人の発生や事故・災害等の事案が発生した際の迅速な対応等、ラストマイルにおけるオペレーションを行う。

● 参考/大会時の全庁的な体制について

大会時には、オリンピック・パラリンピック準備局をはじめ、都庁各局が大会に係る業務を実施することとなる。

都市オペレーションセンターは、オリンピック・パラリンピック準備局内に設置され、大会運営に関する取組や、大会を支える都市機能維持について、連絡調整を行うこととしている。

このため、知事を本部長とした全庁的な体制「開催都市本部」を設置し、都市オペレーシ

ョンセンターと関連局等とのより円滑・迅速な調整を実現させる。また、大会を契機に推進する事業など、都市オペレーションセンターが連絡調整する範囲外の業務についても情報を一元的に集約する。

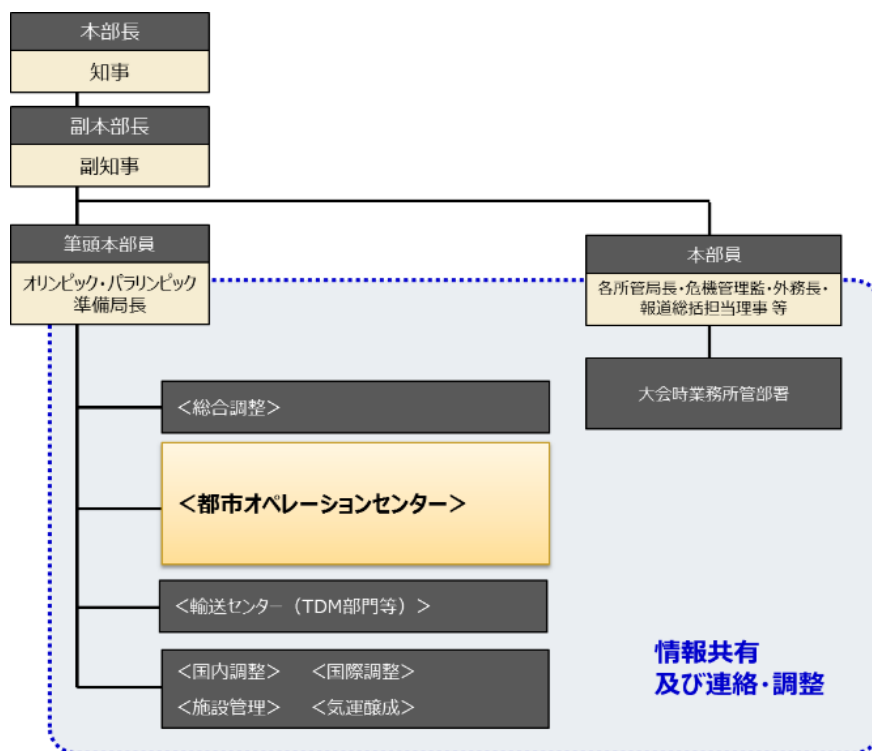


図 開催都市本部の組織体制

② 輸送センター（TROC）

輸送センターは、大会関係者や観客等の輸送の円滑な実施や、大会輸送の情報を発信して広く理解を得ることを目的に、東京都、東京 2020 組織委員会、交通事業者等により構成される。輸送センターの構成と役割は以下のとおりである。

● 需要予測・広報、観客誘導

都市交通全体の把握・管理、全体交通需要の予測、把握等を行うとともに、交通需要予測情報等の共有を行う。また、道路や鉄道等の混乱回避に向けた広報を行う。

観客誘導については、都市オペレーションセンターと連携し、駅・会場間の観客誘導の調整を行う。

● 大会輸送管理

大会関係者輸送及び観客輸送の状況の把握・管理等を行うとともに、大会運営情報等の共有を行う。

● インフラ運行等管理

交通管理者、道路管理者、交通事業者等の指令・管制との連絡調整を行うとともに、運行情報等の共有を行う。

(2) 東京 2020 組織委員会

① メインオペレーションセンター(MOC)

大会運営に係る情報を総括し、大会全般の調整業務を行う機関

● 大会運営に関する情報統括

- ・ 各会場、FCC を通じ、大会運営に関する情報を集約する。
- ・ 外部機関との間で、運営状況を報告・連携する。(国際オリンピック委員会(IOC)/国際パラリンピック委員会(IPC)と調整会議を行うほか、開催都市等にも MOC レポート等で大会の進捗状況を共有)

● 各会場・FCC の権限を超えた問題の調整・解決

- ・ 複数の会場や FA に関係し、統一的な対応が必要な問題
- ・ 事前に準備した方針や計画に変更を及ぼす問題
- ・ レピュテーションリスク¹のある問題
- ・ 追加的な予算が必要となる問題
- ・ 国際オリンピック委員会(IOC)/国際パラリンピック委員会(IPC)やステークホルダーの
日次会議より提議される問題

② 感染症対策センター

東京 2020 組織委員会内における感染症対策の業務拠点として、選手村総合診療所や東京 2020 大会保健衛生支援東京拠点(仮称)と連携し、アスリート等・大会関係者にかかる情報集約や発生時の対策等に関する情報の周知等を行う。

③ 会場チーム

各競技会場に設置され、競技会場運営を行う組織

各競技会場運営の責任者であるベニューゼネラルマネージャー(VGM)及び、競技会場等で各 FA を所管するベニューファンクショナルマネージャー(VFM)から構成される。

(3) 国・関係機関等

① セキュリティ調整センター

令和 3 年 3 月 25 日から大会終了までの間、内閣官房に設置される組織

関係機関間の必要な活動調整及び情報共有を推進する。重大事案発生時は官邸対策室等による対応に移行する。

② セキュリティ情報センター

平成 29 年 7 月 24 日から大会終了までの間、警察庁に設置される組織

大会の安全に関する情報を集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関に対し必要な情報を随時提供するとともに、外国治安情報機関等との緊密な連携を

¹ 大会等に対する否定的な評価や評判が広まることにより、損失が発生するリスクをいう。

図る。

③ サイバーセキュリティ対処調整センター

平成 31 年 4 月 1 日から大会終了までの間、内閣官房に設置される組織
大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の共有等を担う。

④ 東京 2020 大会保健衛生支援東京拠点

東京 2020 組織委員会感染症対策センターと連携して、選手村等に滞在するアスリート等にかかる新型コロナウイルス感染症の発生状況の監視、患者発生時の対策等を実施する。

1.6 東京 2020 大会における東京都の連携体制イメージ

大会期間中の東京都及び関係機関の連携体制について以下に示す。

(1) 大会期間中の通常時

大会期間中の通常時においては、大会期間中に設置される組織との総合的な連絡調整を都市オペレーションセンターが行う。

都市オペレーションセンターは、危機的事態に備え、常に災害対策本部の運営を担う総務局をはじめとする各局と常に緊密な連携態勢を構築し、危機管理体制の万全を期す。

なお、令和 3 年 月 日（公表時）現在、設置されている新型コロナウイルス感染症対策本部と都市オペレーションセンターとの連携については、今後の状況を踏まえて、検討していく。

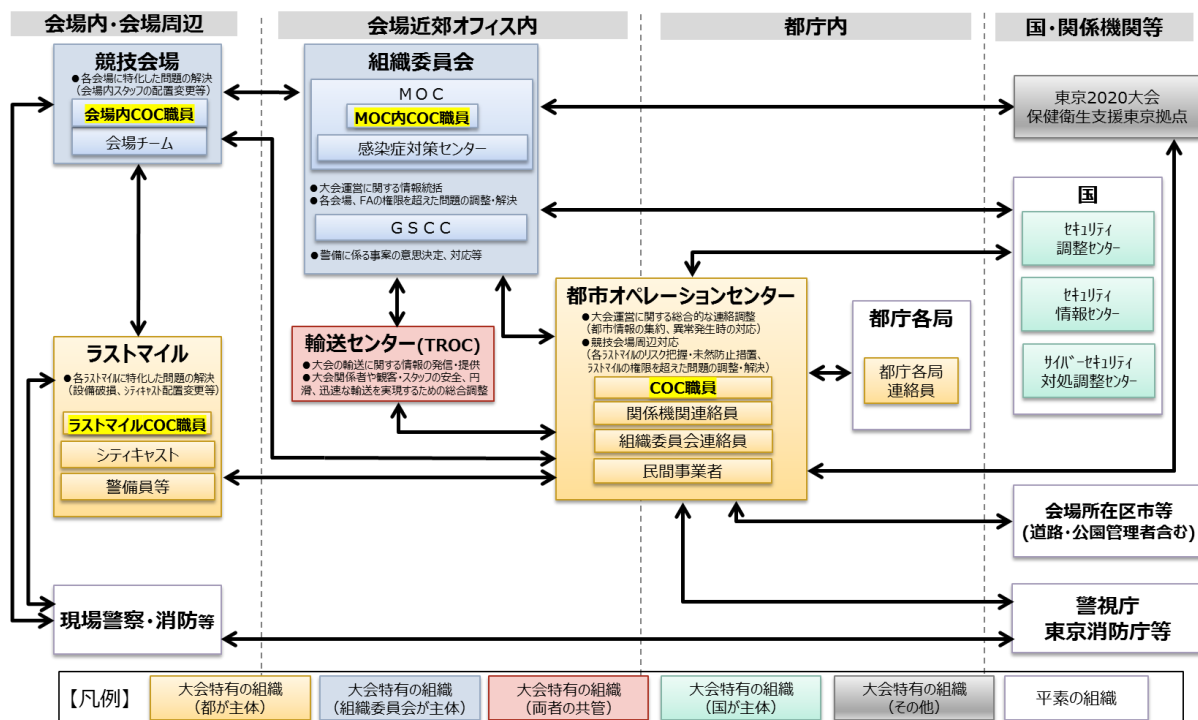


図 東京 2020 大会における東京都の連携体制イメージ（通常時）

※ 新型コロナウイルス感染症対策本部との連携体制については別途検討する。

(2) 大会期間中の危機的事態発生時

大会期間中に発生する各種の事象に対し、都市運営に影響を及ぼしうる事案を4つの対応レベルに分類する。「CRISIS」の場合や「INCIDENT」において都全体に影響が及ぶ危機的事態が発生し、全庁的な体制等が設置された場合、東京都は次の方針に基づき対応する。

- ・ 都災害対策本部、国民保護対策本部、都災害対策即応本部及び新型コロナウイルス感染症対策本部等の全庁的な体制（以下「都災害対策本部等」という。）は現行計画に基づく国 - 東京都 - 区市町村等関係機関の情報連絡系統を活用し、都域全体の安全・安心の確保を目的とした対応を行う。
- ・ 都市オペレーションセンター（COC）は、都災害対策本部等の一員として、選手や大会関係者、観客等の避難誘導や競技会場等周辺の安全・安心の確保等を目的とした対応を行う。
- ・ テロや災害が発生し、その場に留まることができない場合に備え、観客等の一時的な避難場所をあらかじめ確保するとともに、東京 2020 組織委員会や警察、消防等関係機関と連携して新型コロナウイルス感染症対策や酷暑対策も考慮しつつ、避難誘導等、現場対応を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策や夏季酷暑対策については、観客への必要な注意喚起を実施するほか、発熱などの感染疑いのある傷病者や熱中症患者に対し、国や保健医療機関など関係機関と連携し、適切な対応を行う。

■ 事案分類

対応レベル	基準 (条件の一つ又は複数当てはまる)	例	
CRISIS	○ 都全体に影響が及ぶもの ○ 大会運営に著しい影響を及ぼすもの ○ 都災害対策本部・都国民保護対策本部が立ち上がるもの	・ 群衆事故による死傷者の発生 ・ 首都直下地震の発生	大会関係 都全体 ↑ 都災害対策本部等 ↓ COC
INCIDENT	○ 影響が複数の会場に跨るもの ○ 複数の関係機関で連携して対処する必要があるもの ○ MOCとの協議を必要とするもの ○ 都災害対策即応本部が立ち上がるもの ○ 新型コロナウイルス感染症対策本部が対処するもの	・ ゲリラ豪雨による広範囲での交通障害、競技スケジュール変更 ・ 大型台風の上陸予報 ・ 大会関係者の感染症罹患	↑ ↓
ISSUE	○ 影響が単一の会場にとどまるもの ○ 現場のみでの解決が困難であるもの ○ COC・輸送センターのみ又は少数の関係機関で対処可能なもの	・ 人身事故による会場最寄駅での電車運休 ・ 熱中症患者の集団発生や感染症疑い者の発見	↑ ↓
INFORMATION	○ 現場のみで対処が可能なもの	・ 迷子の対応 ・ 傷病者の対応(軽易なもの)	↑ ↓

図 都市運営に影響を及ぼしうる事案の分類

表 事案分類ごとの主な事例と都市オペレーションセンターのオペレーション

事案分類	主な事例		オペレーション
<u>INFORMATION</u> [参考情報として共有する事案]	1-1	ラストマイル等における迷子の発生	迷子の保護、保護者の捜索
	1-2	熱中症を含む傷病者等の発生	応急救護、救護所等との連携、119 番通報、現地における注意喚起の実施（熱中症の場合）
	1-3	シティドレッシングの破損	シティドレッシングの補修依頼等
	1-4	観客等の滞留発生	警備員等による道案内・誘導、シティキャストによる案内
<u>ISSUE</u> [単一会場及びその周辺へ影響する事案]	2-1	ごみ散乱等による近隣住民からの要望・苦情等	住民対応、委託事業者等による清掃対応、代替ルート設定及び観客誘導
	2-2	人身事故による観客利用想定駅での電車運休	代替ルート設定及び観客誘導、観客の競技会場内待機依頼
	2-3	熱中症を含む傷病者の集団発生、感染症疑い事例の発見	応急救護、救護所等との連携、119 番通報、現地における注意喚起の実施（熱中症の場合）
	2-4	倒木等によるラストマイル通行障害	110 番通報、通行規制、障害物の撤去、代替歩行ルート設定及び観客誘導
	2-5	ラストマイル周辺でのぼや・火災の発生	110 番、119 番通報、初期消火、通行規制、代替歩行ルート設定及び観客誘導
<u>INCIDENT</u> [複数の会場又は関係機関に影響し、大会運営に影響する事案]	3-1	ゲリラ豪雨に伴う電車運休・競技スケジュール変更	代替歩行ルート設定及び観客誘導、会場チームとの観客誘導調整（観客の競技会場内待機等）
	3-2	大会関係者における感染症り患者の多数発生	感染症対策センター等関係機関との連携による情報共有、発症者への医療提供、専門家によるリスク評価、感染拡大防止策の検討・実施、組織委員会や国、関係機関と連携した広報対応
	3-3	都内の大規模停電	大会運営への影響把握、電力会社からの停電復旧見込の把握、公共施設や大会関連施設の優先復旧要請、広報対応
	3-4	大型台風の上陸予報	台風の進路・気象予報の確認、事前対策の検討・実施（競技の延期、仮設設備・シティドレッシングの退避、広報等）、上陸後の被害状況の把握、応急復旧、広報対応
<u>CRISIS</u> [大規模災害や多数の死傷者の発生等、大会運営に著しい影響を及ぼす事案]	4-1	群衆事故による死傷者の発生	110 番、119 番通報、ラストマイル上での被害状況・対応状況の確認、大会運営への影響把握、対応方針の検討（競技会場内待機、代替ルート設定、観客誘導等）、再発防止策の実施、雑踏警備の強化、広報対応
	4-2	大会期間中の首都直下地震発生	競技会場内外の被害状況・支援ニーズの把握 都災害対策本部との連絡・調整（競技会場内及びラストマイル上の対応に関わる都庁各局への支援要請等） 東京 DMAT(災害派遣医療チーム)派遣、競技会場内での医療支援 熱中症患者救護、応急給水、広報対応
	4-3	選手村等における大会関係者の重篤性の高い感染症り患者の発生	被害拡大防止のための追加的対策等の実施、都庁各局や組織委員会、国等関係機関との被害状況・対策等の情報共有、組織委員会や国等関係機関と連携した広報対応

表 全庁的な体制等の設置基準（例示）

	設置基準	設置者
都災害対策本部	・都の地域において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあると認めたとき（東京都地域防災計画） ・首都直下地震等が発生し知事が必要と認めたとき、または夜間休日等の勤務時間外に震度 6 弱の地震が発生したとき（首都直下地震等対処要領）	都知事
都国民保護対策本部	政府による事態認定があり、本部設置指定の通知があった場合（東京都国民保護計画）	都知事
都新型インフルエンザ等対策本部 （新型コロナウイルス感染症対策本部を含む。）	新型インフルエンザ等対策特別措置法により政府対策本部が設置されたとき（東京都新型インフルエンザ等対策行動計画）	都知事
都災害即応対策本部	・集中豪雨による局地的な災害が発生したとき ・大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき ・局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき（東京都災害即応対策本部設置要綱）	危機管理監

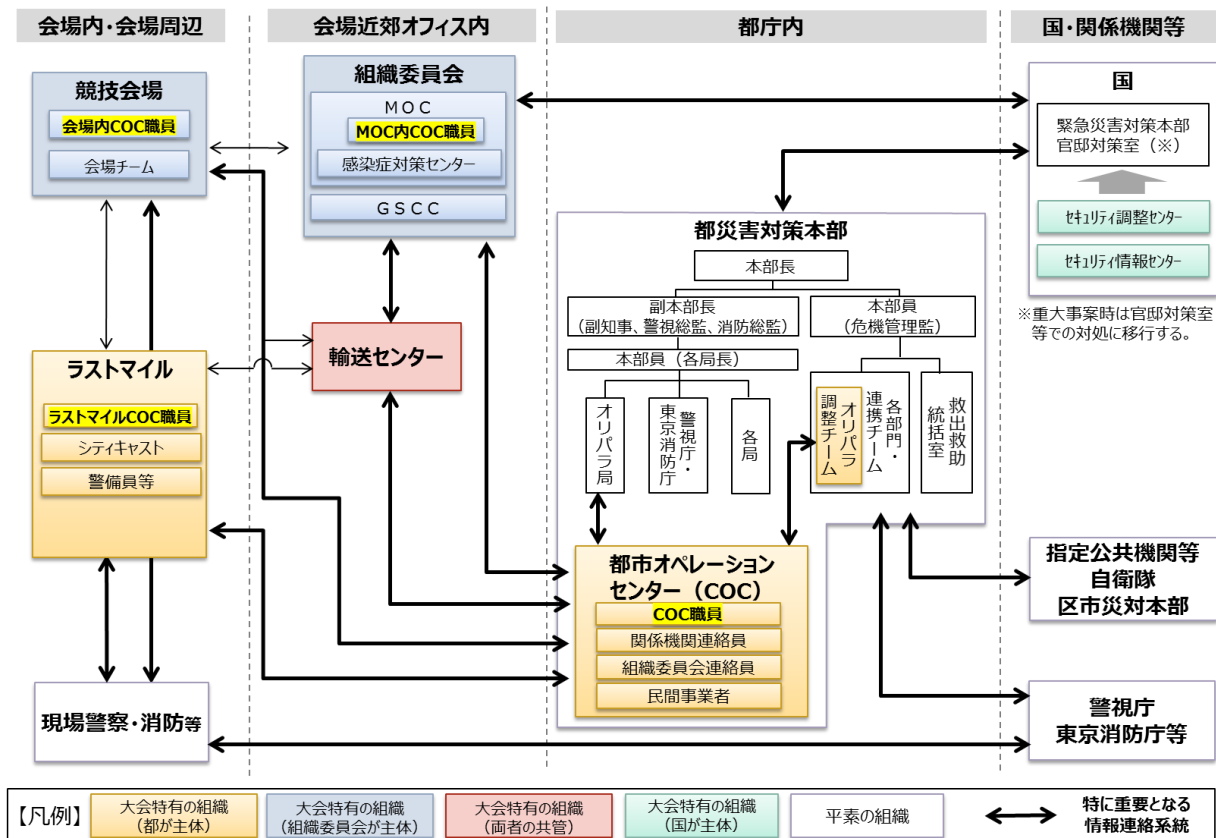


図 1 東京 2020 大会における東京都の連携体制イメージ
（危機的事態発生時：都災害対策本部が設置された場合）

1.7 東京 2020 大会 都内競技会場等一覧

<都内競技会場>

会場名		所在自治体	観客利用想定駅
1	オリンピックスタジアム	新宿区	青山一丁目駅 外苑前駅 国立競技場駅 信濃町駅 千駄ヶ谷駅 北参道駅
2	東京体育館	渋谷区	国立競技場駅 千駄ヶ谷駅
3	国立代々木競技場	渋谷区	原宿駅 明治神宮前駅
4	日本武道館	千代田区	九段下駅
5	東京国際フォーラム	千代田区	有楽町駅
6	国技館	墨田区	両国駅 (JR) 両国駅 (都営)
7	馬事公苑	世田谷区	用賀駅 経堂駅 桜新町駅 千歳船橋駅 上町駅
8	武蔵野の森総合スポーツプラザ	府中市、 調布市、 三鷹市	飛田給駅
9	東京スタジアム	調布市	飛田給駅 西調布駅 多磨駅
10	武蔵野の森公園	調布市	多磨駅
11	有明アリーナ	江東区	豊洲駅 東雲駅 (退場) 国際展示場駅 (退場) 新豊洲駅
12	有明体操競技場	江東区	国際展示場駅 有明テニスの森駅
13	有明アーバンスポーツパーク	江東区	国際展示場駅 有明テニスの森駅
14	有明テニスの森	江東区	国際展示場駅
15	お台場海浜公園	港区	東京テレポート駅 台場駅 (入場) お台場海浜公園駅 (退場)
16	潮風公園	品川区	東京テレポート駅 台場駅
17	青海アーバンスポーツパーク	江東区	東京テレポート駅
18	大井ホッケー競技場	品川区、 大田区	大井競馬場前駅 立会川駅
19	海の森クロスカントリーコース	江東区	東京テレポート駅 (シャトルバス利用) 新木場駅 (シャトルバス利用)
20	海の森水上競技場	江東区	東京テレポート駅 (シャトルバス利用) 新木場駅 (シャトルバス利用)
21	カヌー・スラロームセンター	江戸川区	葛西臨海公園駅
22	夢の島公園アーチェリー場	江東区	新木場駅
23	東京アクアティクスセンター	江東区	辰巳駅 潮見駅
24	東京辰巳国際水泳場	江東区	辰巳駅 新木場駅 (退場)

＜大会運営に関わる主な拠点＞

拠点	所在自治体	拠点の位置づけ
選手村	中央区	大会期間中、アスリートや関係者が宿泊
東京ビッグサイト	江東区	国際放送センター(IBC)、メインプレスセンター(MPC)を設置
会場近郊オフィス	—	組織委員会メインオペレーションセンター (MOC)、輸送センター等を設置
都庁	新宿区	大会期間中の都市運営を担う都市オペレーションセンター (COC) を設置

[Ⅱ. 治安対策分野編]

初 版	平成 30 年 3 月 9 日
第 二 版	平成 31 年 4 月 16 日
暫 定 版	令和 3 年 6 月 30 日

目 次

Ⅱ. 治安対策分野編

1. 治安対策分野における対処要領の考え方
 - 1.1 位置付け
 - 1.2 既存計画との関係
 - 1.3 想定するリスク（リスクシナリオの検討）
2. リスクマネジメント
 - 2.1 リスクマネジメント
 - 2.2 関係機関との連携
 - 2.3 東京 2020 大会の安全・安心の確保に向けた活動の推進
3. 危機管理体制
 - 3.1 大会期間中
 - 3.2 治安事象発生時
4. 大会期間中の治安事象に対する具体的な対応
 - 4.1 治安事象発生時の主たる対応の目安
 - 4.2 被害状況等の情報収集
 - 4.3 安否情報の収集・提供
 - 4.4 現地における連絡・調整
 - 4.5 治安維持機関に対する支援の実施
 - 4.6 競技会場周辺の観客等の避難措置
 - 4.7 国民保護法における緊急対処事態に認定された場合

1. 治安対策分野における対処要領の考え方

1.1 位置付け

- 本対処要領（治安対策分野）は、東京 2020 大会の準備及び開催期間中の治安対策として、警察等治安維持機関（以下「治安維持機関」という。）への迅速かつ適切な支援を実施できるよう、想定される治安事象、危機管理体制の構築、関係機関との連携の在り方について定めるものである。

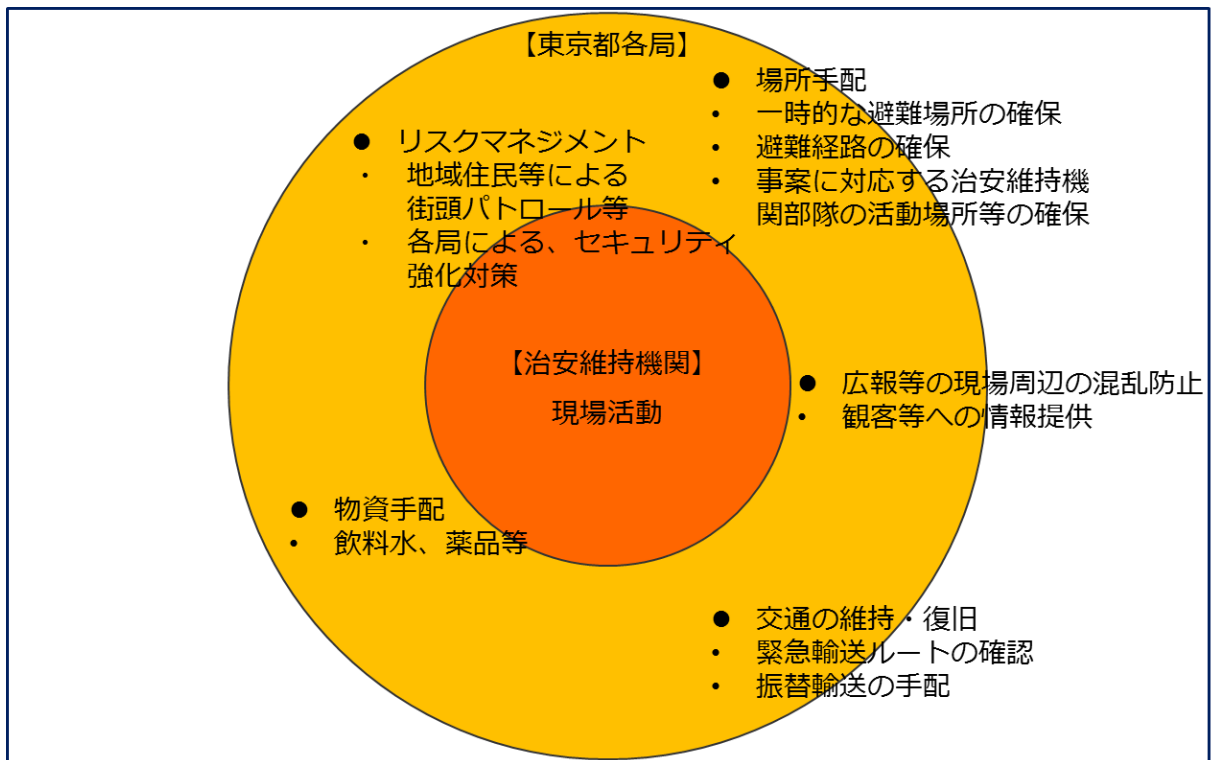


図 治安維持機関を支える外周的部分の活動

1.2 既存計画との関係

- 本対処要領（治安対策分野）では、治安対策に関する既存計画の活用を前提とし、①多数の来日外国人・訪都者への対応、②東京 2020 組織委員会との連携という大会特有の事由への対応について定める。
- 各局は、緊急時に備え、体制等を整えておくとともに、保有する各計画、要領、規則等に従い、迅速に対応できるよう情報収集に努める。

1.3 想定するリスク（リスクシナリオの検討）

- 本対処要領（治安対策分野）において、大会開催に伴う社会特性や脅威の変化を想定し、人命安全・都政運営・大会継続に悪影響を及ぼす原因事象を抽出・整理した。
- 本対処要領（治安対策分野）では、抽出・整理した原因事象のうち、
 - ① 競技会場（大会関連施設を含む。）、大規模集客施設、駅、繁華街におけるテロ等（予告を含む）
 - ② ラストマイルにおける観客等の滞留・混雑・混乱に起因する雑踏事故などについて、発生を未然に防止するリスクマネジメントの実施及び発生した場合のクライシスマネジメントの実施について記載する。

2. リスクマネジメント

2.1 リスクマネジメント

東京都は、東京 2020 大会の安全な開催に向け、テロ等の治安事象の発生を未然に防ぐため、関係各局、区市町村、住民、事業者等官民一体となって都域内の安全安心の構築に努める。

なお、大会期間中、テロ等の治安事象が発生した場合、関係各局は速やかに次章「3. 危機管理体制」に則ったクライシス・マネジメントを関係機関と連携して実施する。

2.2 関係機関との連携

【都民安全推進本部、区市町村、警視庁】

- 東京 2020 大会の安全な開催に向け、住民、事業者、民間防犯防災活動団体との連携体制を構築するとともに、街頭におけるパトロールをはじめとする「官民一体となった活動」に対する都民の理解と協力を依頼するとともに、不審者や不審物を発見した場合の速やかな通報を依頼する。

【関係局、区市町村、警視庁】

- テロ対策東京パートナーシップ等を通じて、関係機関や民間事業者、地域住民相互がテロ未然防止又はテロ発生時の被害拡大防止に向け緊密に連携する。

2.3 東京 2020 大会の安全・安心の確保に向けた活動の推進

【各局、区市町村】

- 各局及び区市町村は、保有する施設に対するテロ等の不法行為を防止するため、職員に対して不審者や不審物の発見、通報に関する教育・訓練を実施するとともに、定期的な施設点検に努める。

【都民安全推進本部】

- 地域の防犯意識を高めるため、「日常生活で、街の様子にいつもと違う点がないか、よく見る」ことや、発見した場合の速やかな 110 番通報を、都民、事業者に広く働きかけるとともに、民間防犯防災活動団体に対して、普段の活動にテロ未然防止の視点を加えるよう依頼する。（「街の安全みまもり」）
- 「街の安全みまもり」事業を広く周知するため、警察署、区市町村等と協働し、
 - ・ オンラインイベントやキャンペーンの実施
 - ・ 都民安全推進本部員による、民間防犯活動団体、事業者に対する出前講話の実施
 - ・ 街頭パトロールの同行
 - ・ 共同訓練などを実施する。

【病院経営本部】

- 各病院において、警備員の巡回強化、設置済みの防犯カメラの有効活用等により、警備の強化対策を行う。

- 広尾病院、墨東病院、多摩総合医療センターでNBC 災害に的確に対応するための患者受入れ訓練を実施するとともに、他の都立病院においても、防護や除染等に必要な資器材の拡充を図る。

【建設局】

- 東京 2020 大会での利用が見込まれる都立公園（日比谷公園、代々木公園、葛西臨海公園、井の頭恩賜公園）への防犯カメラ設置により、犯罪発生を防止し、大会時の安全を確保するとともに、都民の体感治安を向上させる。

【港湾局】

- 東京港管理事務所における対策
船客待合所等への防犯カメラの設置等による防犯対策を行う。
- 調布飛行場管理事務所における対策
 - ・ テロ及びハイジャック発生を想定した訓練を実施し、警察機関と連携して職員の対応力強化を図る。
 - ・ 監視カメラの追加設置による警備の強化対策を行う。
 - ・ 飛行場用地入口に警備員を配置して警備の強化を行う。
- ゆりかもめにおける対策
 - ・ テロ発生時の対応方法や連絡体制に関する鉄道テロへの対応マニュアル研修の実施、マニュアルの適宜更新並びにテロ事件、テロ予告の発生を想定した情報連絡訓練の実施により社員の対応力強化を図る。
 - ・ 警備員の増強・巡回強化及び係員による駅構内点検の強化を図る。
 - ・ 案内表示器及び駅構内・車内放送にて、旅客へ不審な行動・不審物等の発見に係る協力要請を行う。
 - ・ 監視カメラによる駅構内点検の頻度を増やし、監視強化を図る。
 - ・ 車両に設置済みの防犯カメラの有効活用により、警備の強化対策を行う。
 - ・ 警察の警備診断の助言に基づく本社監視カメラの見直しを行い、警備強化を図る。

【交通局】

- 警視庁の「非常時映像伝送システム」を導入し、テロ等発生時の警察の初動体制を強化（H30.4.1 運用開始）
- 駅構内監視カメラの増設、地下鉄車内防犯カメラの設置により、テロをはじめとする各種犯罪の抑止を図る。
- 長期継続契約の締結により、警備員の人材を確保している。
- 警察や消防と連携した訓練を継続して実施し、職員の対応力強化を図る。

【水道局】

- 「テロ等対応の手引き」の策定（テロ事案が発生した場合の局職員の具体的な行動をまとめた手引きの策定）により、発生時の迅速かつ的確な対応を図る。
- 局浄水場におけるセキュリティ強化（周囲柵の嵩上げ、浄水場外周をカバーする監視カメラの増設、24 時間体制の巡回警備、巡回警備経路・時間のランダム化、厳格な来場者の入退場管理、視察、見学、パンフレット表記の制限など）により、総合的な警備対策を実施している。
- 局重要施設におけるテロ発生を想定し、警察・消防と連携したテロ対処訓練を毎年度実施し、職員の対応力強化を図る。
- 「東京都水道局テロ対策パートナーシップ」（浄水場周辺の住民で組織する各団体と、不審者

や不審車両発見時の通報をお願いする覚書を締結し、「わが町の浄水場」として親近感を持って施設を見守っていただく取組）を創設し、住民と連携した対策を行っている。

- 局が取り組むテロ対策について、局研修等で周知し、職員の対応力向上を図る。

3. 危機管理体制

3.1 大会期間中

- 各局及び治安維持機関は、都市オペレーションセンターと緊密な連携体制を維持する。
- 東京都の体制と関係機関との連携は、下記の図による。

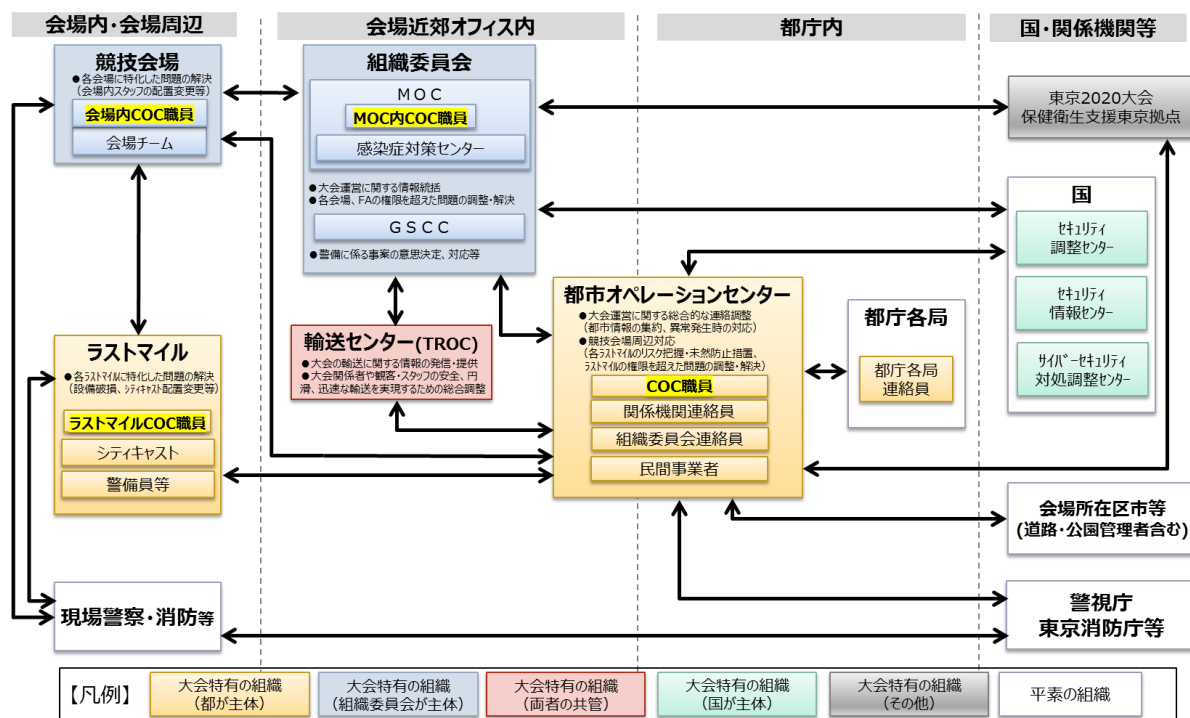


図 東京都各組織と関係機関との連携イメージ（通常時）

3.2 治安事象発生時

(1) 庁内体制

- 大会期間中に発生する各種の治安事象に対し、都市運営に影響を及ぼしうる事案を次のとおり4つに分類し、本対処要領（治安対策分野）では、INCIDENT および CRISIS に対応する。
- 都市オペレーションセンターは、必要に応じて各局に職員の派遣を要請する。

■ 事案分類

対応レベル	基準 (条件の一つ又は複数当てはまる)	例	対応要領 (治安対策分野) での対応範囲
CRISIS	○ 部全体に影響が及ぶもの ○ 大会運営に著しい影響を及ぼすもの ○ 都災害対策本部・都国民保護対策本部が立ち上がるもの	・ 群衆事故による死傷者の発生 ・ 首都直下地震の発生	CRISIS
INCIDENT	○ 影響が複数の会場に跨るもの ○ 複数の関係機関で連携して対処する必要があるもの ○ MOCとの協議を必要とするもの ○ 都災害対策本部が立ち上がるもの ○ 新型コロナウイルス感染症対策本部が対処するもの	・ ゲリラ豪雨による広範囲での交通障害、競技スケジュール変更 ・ 大型台風の上陸予報 ・ 大会関係者の感染症罹患	INCIDENT
ISSUE	○ 影響が単一の会場にとどまるもの ○ 現場のみでの解決が困難であるもの ○ CoC・輸送センターのみ又は少数の関係機関で対処可能なもの	・ 人身事故による会場最寄駅での電車運休 ・ 熱中症を含む傷病者の集団発生や感染症疑いの発見	ISSUE
INFORMATION	○ 現場のみで対処が可能なもの	・ 迷子の対応 ・ 傷病者の対応(軽易なもの)	INFORMATION

図 事案分類

- 治安事象の発生によって、都国民保護対策本部が設置された場合、関係機関との連携は下記の図による。

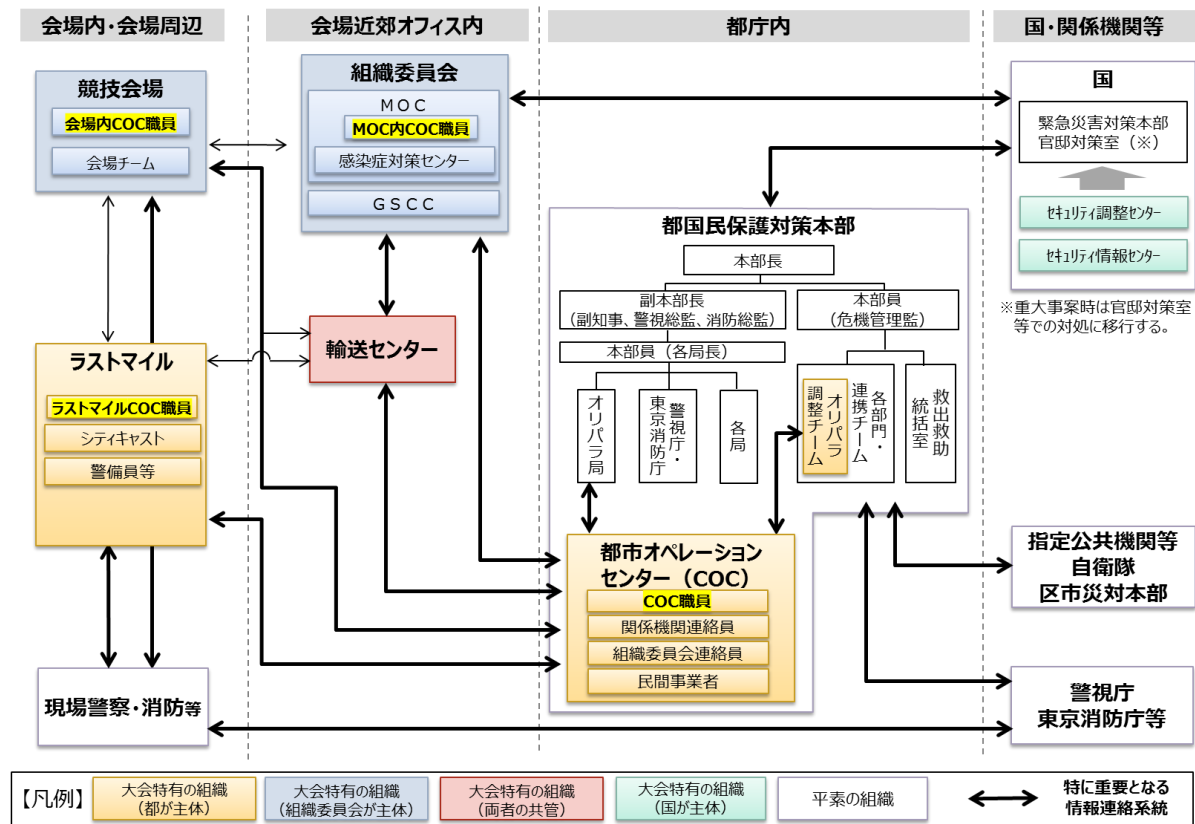


図 東京都各組織と関係機関との連携イメージ(都国民保護対策本部設置時)

(2) 情報共有

- 都市オペレーションセンターは、治安維持機関等から大会開催及び継続に支障をきたす治安事象の発生の連絡を受けた場合又は自ら治安事象を確認した場合は、前項に示す事案分類に基づき、大会運営に関する事項および事案の対応に関する事項について、関係機関・各局と情報共有を行う。
- 各局は、業務の範囲内において、治安事象の発生により東京 2020 大会に影響を及ぼし得る状況を把握した場合は、都市オペレーションセンターに報告する。

(3) 治安維持機関への支援

- 都市オペレーションセンターは、大会運営に関する事項について、治安維持機関から支援の要請を受けた場合は、関係機関・各局と調整し、連携して対応に当たる。
- 支援の詳細、主体については、次章の「4. 大会期間中の治安事象に対する具体的な対応」で定める。

4. 大会期間中の治安事象に対する具体的な対応

4.1 治安事象発生時の主たる対応の目安

治安事象が発生した場合の主な対応と対応開始時期の目安は、下記の図のとおりである。

※ ただし、レベルは一応の目安であることから、状況を踏まえ、常に上位レベルの対応の必要性を視野に入れて判断する。



図 治安事象に対する具体的な対応（イメージ）（凡例）

① 事案分類「INCIDENT」の治安事象が発生した場合

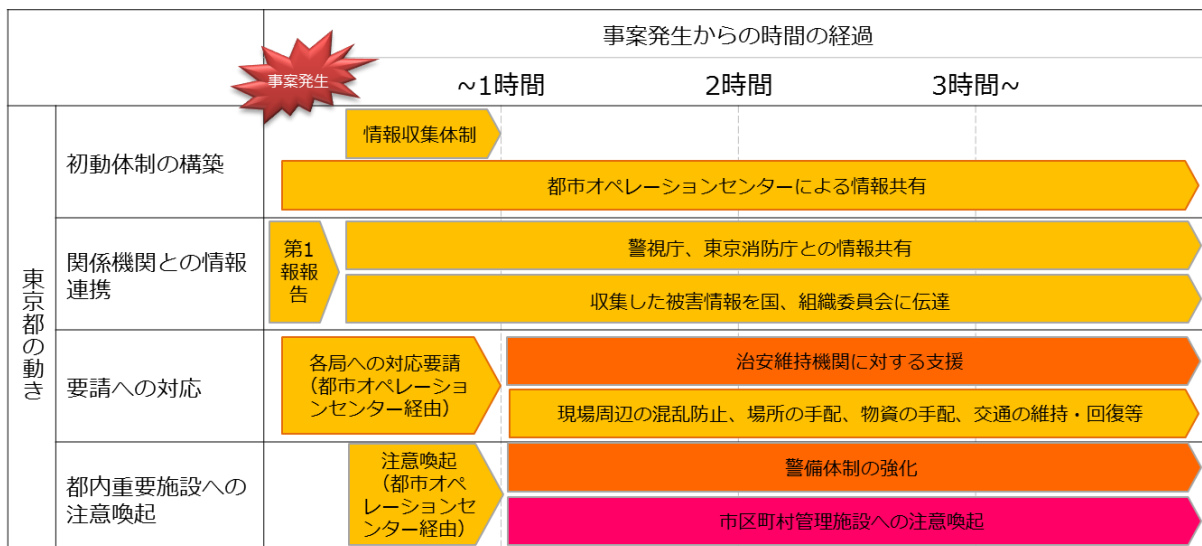


図 事案分類「INCIDENT」に対する具体的な対応（イメージ）

② 事案分類「CRISIS」の治安事象が発生した場合

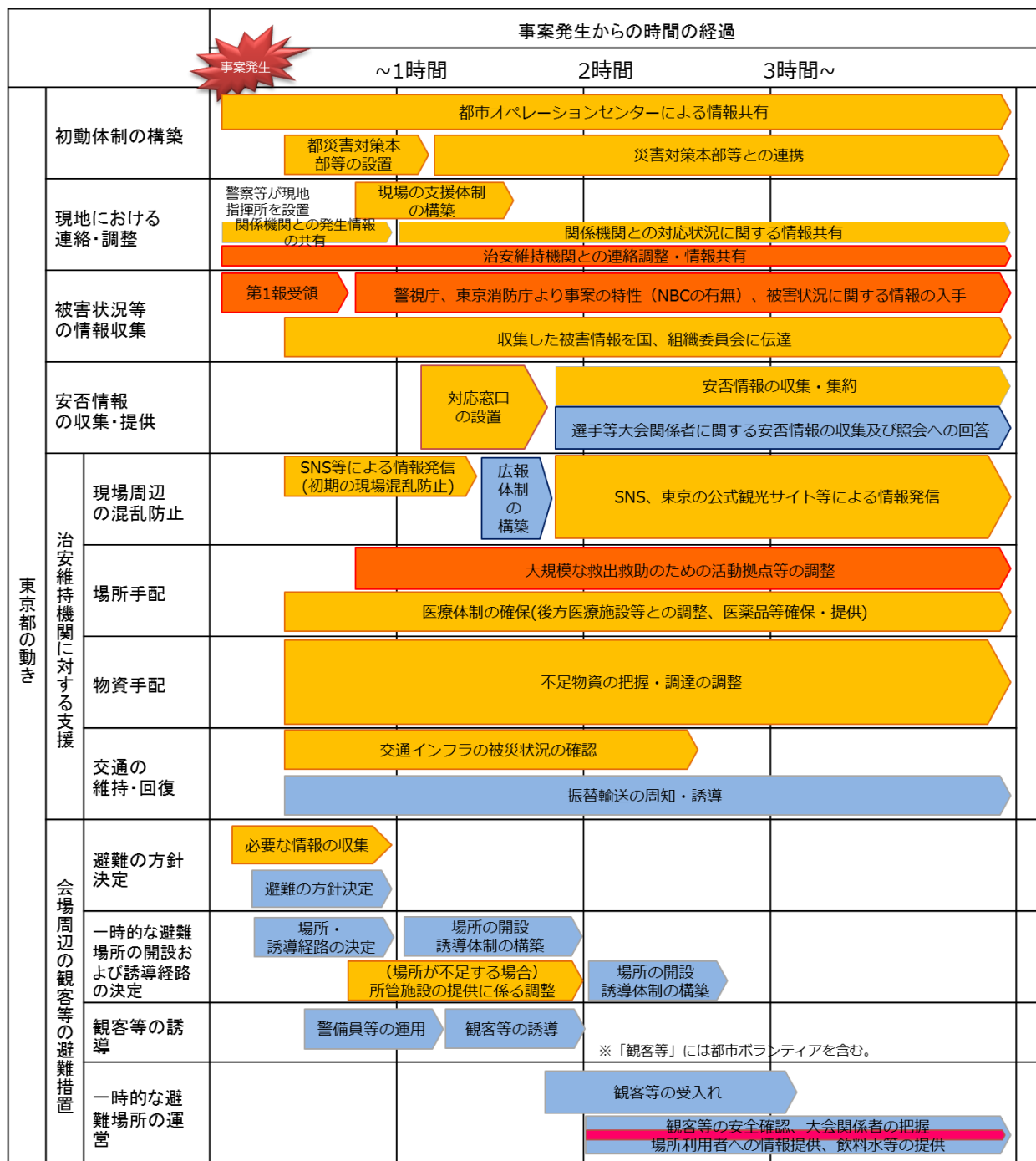


図 事案分類「CRISIS」に対する具体的な対応（イメージ）

4.2 被害状況等の情報収集

東京都は、ラストマイル、メインオペレーションセンター等の各所に都職員を配置する。それぞれの所管において治安事象の発生を検知した場合には、下記系統図をもとに、関係機関との情報連絡及び迅速な対応を行う。

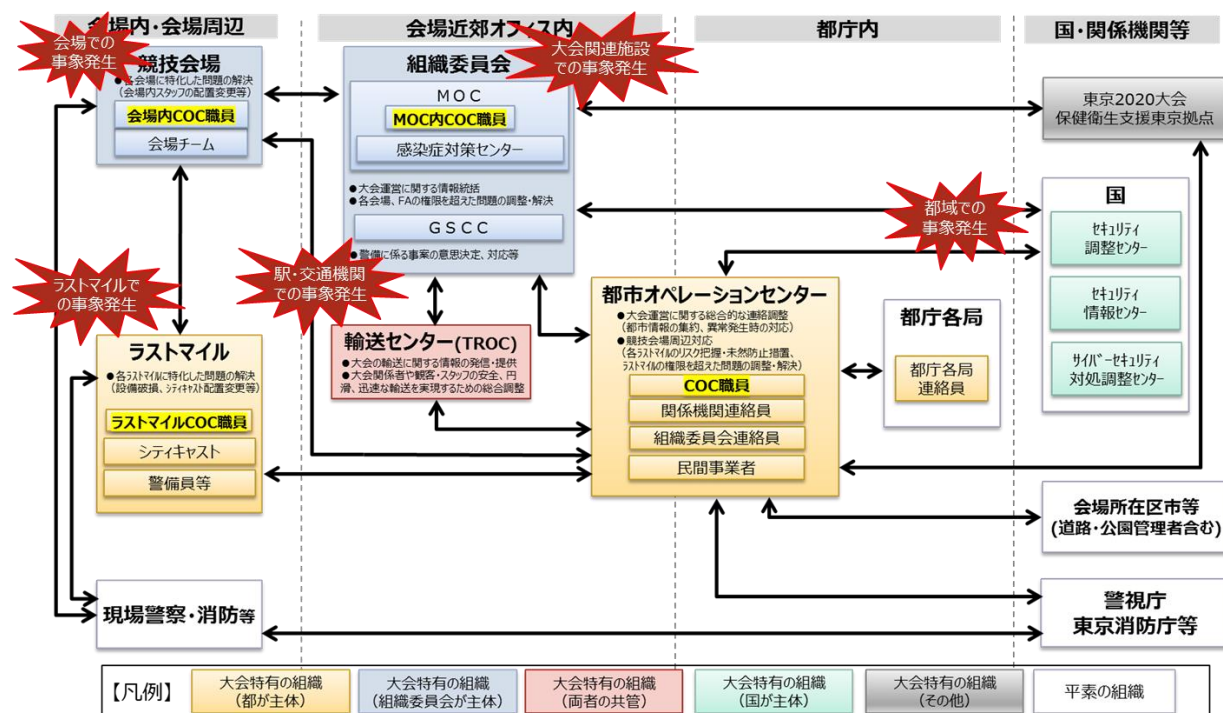


図 東京都における初動時の被害状況等の情報収集 (イメージ)

【総務局】

- 発生した治安事象の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情報について、必要に応じて収集するため、各種の通信手段、高所カメラ及びヘリコプターテレビ伝送システム等を確保する。
- 「火災・災害等即報」による報告以外にも、治安維持機関が独自に収集した情報を把握した場合は、速やかに東京都災害対策本部まで連絡する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 競技会場内又は競技会場周辺で発生した治安事象の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情報、メインオペレーションセンターに集約された大会運営に係る情報等（大会開催・継続の可否等の方針を含む）を都市オペレーションセンター経由で収集する。また、都市オペレーションセンターは、入手した情報を必要な関係機関、各局に共有する。
- 交通インフラの被害状況等について、輸送センターを経由して情報収集を行う。

4.3 安否情報の収集・提供

【関係局】

- 関係機関と調整し、安否情報の対応窓口、および発表方法について検討を進めていく。
- 選手等大会関係者、外国人に関する安否情報を入手した場合は、都市オペレーションセンターに対し、速やかな情報提供を行う。

【政策企画局】

- 都災害対策本部等が入手した、外国人の情報につき、必要に応じて在京大使館等へ情報提供する。

4.4 現地における連絡・調整

【関係局】

- 事案発生現場において活動する治安維持機関等からの要請があった場合は、関係機関の連携を確保・促進するため、必要に応じ、現場の支援体制を確立する。
- 現場の支援における主な連絡調整・情報共有事項は、下記の表である。

表 連絡調整・情報共有事項

#	連絡調整・情報共有事項	主な関係機関
1	人的被害状況の確認	治安維持機関 東京 2020 組織委員会
2	事案発生現場状況の確認	
3	各機関の部隊派遣状況及び見込み	治安維持機関
4	各機関の活動状況の確認	
5	各機関の役割、連携内容、担当区域の確認	
6	警戒区域、交通規制の確認	
7	避難に関する調整	治安維持機関、東京 2020 組織委員会、関係区市

4.5 治安維持機関に対する支援の実施

(1) 広報活動による現場周辺の混乱防止

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 現場周辺の混乱を防止・抑制するため、東京 2020 組織委員会や国と一元的な広報に関する調整を行う。

【総務局】

- 現場周辺の状況や被害状況について、都市オペレーションセンターおよび治安維持機関と調整した上で、必要に応じて広報活動を行う。

【生活文化局】

- 都市オペレーションセンターと調整した上で、SNS 等を用いて情報発信及び情報提供を行う。

【交通局】

- 都営地下鉄の駅等について、設置している運行情報表示装置等のツールを用いて、都営線及び振替輸送の依頼を受けた各社線の運行状況等について、訪都者に情報提供を行う。

【産業労働局】

- 都市オペレーションセンターと調整した上で、東京の観光公式サイト等のツールを用い、訪都者に情報提供を行う。

(2) 場所手配等

① 治安維持機関に対する大規模な救出救助のための活動拠点等の調整

【総務局】

- 都外の救出救助機関等へ応援を要請する際は、大規模な救助・救出のための活動拠点についての調整を実施する。

② 都民・訪都者及び来日外国人への医療等の提供

【福祉保健局】

- 救急告示医療機関の収容能力を超える場合又は超えることが予測される場合は、傷病者を受け入れる医療機関の確保等について調整を行う。
- 区市町村からの要請を受け、訪都者等が多数被災していると想定される大会開催エリア周辺や観光地周辺の病院、避難先等への医薬品の供給を行う。

【福祉保健局、病院経営本部】

- 訪都者等の負傷等により医療需要が高い被災現場等に、医療救護班及び東京 DMAT を派遣する。

(3) 物資手配

【各局】

- 訪都者等が多数避難している場所について、長期化するおそれがある場合、気温や降雨などの身体に影響を与える可能性のある気象事象に対して措置が必要と思われる場合、又は治安維持機関や東京 2020 組織委員会等から要請があった場合は、必要な物資を調達・配布（状況により、調達・配布の協力、支援）する。

【水道局】

- 災害時給水ステーションのうち、訪都者等が数多く滞留する大会開催エリア周辺の状況に留意した応急給水と、現場周辺の断水状況・復旧状況、水質等の状況把握を実施する。

【下水道局】

- 現場周辺の下水道施設の被害状況調査を実施する。
また、区市町村と連携し、一時的な避難場所等のトイレ機能の確保に努める。

【総務局】

- その他のライフライン（電力・ガス等）の供給状況や復旧見通し、無線 LAN 回線の機能状況等についての広報を行う場合は、治安維持機関と調整する。

(4) 交通の維持・回復

【交通局】

- 運行を停止した都営交通の復旧予定・対応状況を把握した上で、振替輸送の依頼・周知及び誘導を行う。

【都市整備局】

- 運行を停止した東京臨海高速鉄道の復旧・対応状況を把握した上で、東京臨海高速鉄道が、輸送振替等の移動手段を確保する必要がある場合に輸送センターへ連絡すると同時に必要に応じて港湾局等の関係局へも情報提供を行う。

(5) その他の支援

【各局】

- 治安維持機関が必要とする支援のうち、対応可能な支援を実施する。

4.6 競技会場周辺の観客等の避難措置

東京都は、開催都市として、競技会場周辺におけるテロ等治安事象発生時に、観客等がラストマイル周辺に滞留するなどして社会生活に支障が発生することを防ぐため、適切な誘導の実施や一時的な避難場所の開設などにより影響を最小化する。

(1) 避難の方針

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 関係機関と協議・調整の上、下記フローを踏まえて競技会場周辺の観客等の避難方針を検討する。

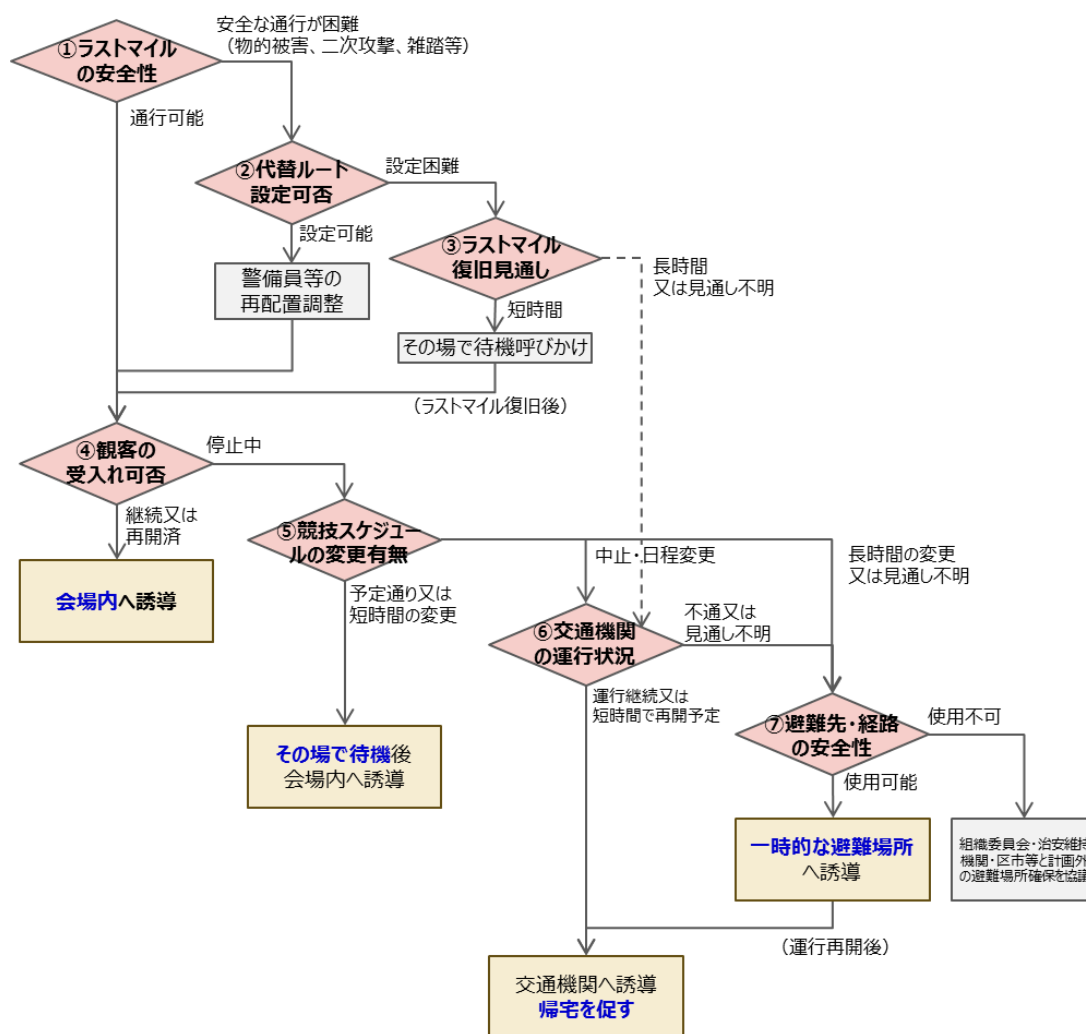


図 競技会場周辺の観客等の避難方針検討フロー

(2) 一時的な避難場所の開設および誘導経路の決定

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 観客等が一時的に待機する場合で、待機場所を提供する必要があるときは、関係機関等と調整し、一時的な避難場所および当該場所までの経路を決定する。
- 一時的な避難場所および誘導経路は、事前に選定した候補地を基準に選定するが、これによりがたい場合は、別途関係機関と調整し選定する。
- 一時的な避難場所を開設する場合は、運用開始前に必ず当該場所及び誘導経路の安全を確認する。

【各局】

- 待機する場所等が不足し、関係機関から都市オペレーションセンターを通じて代替場所等を確保するよう要請があった場合は、必要に応じ、所管施設の提供に関する調整を行う。

(3) 観客等の誘導

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 観客等の誘導は、決定した方針に従い、帰宅の促進や一時的な避難場所への誘導を関係機関と連携し、安全に実施する。
- 東京 2020 組織委員会と連携して、多言語に配慮した誘導を実施する。

【関係局】

- 前記「4.5(1) 広報活動による現場周辺の混乱防止」に記載の手段等、可能な手段を活用して、一時的な避難場所や誘導経路の周知を行う。

(4) 一時的な避難場所の運営

【オリンピック・パラリンピック準備局】

東京 2020 組織委員会と連携して、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、一時的な避難場所の運営を行う。運営にあたっては、必要により、東京 2020 組織委員会や関係区市に支援を要請する。

一時的な避難場所では、以下の業務が想定される。

① 観客等の安全確認

観客等の負傷の有無を確認し、負傷者を発見した場合は、ラストマイル上の救護所への案内、救急隊の要請や近隣医療機関の紹介など、必要な措置を行う。また、新型コロナウイルスの感染が疑われる観客等を把握した場合は、別のスペースに案内するなど、一時的な避難場所での感染拡大を防止する。

② 選手や大会関係者の把握

一時的な避難場所の利用者の中に、選手や大会関係者が含まれていないか確認するとともに、利用を把握した場合は、速やかに東京 2020 組織委員会および必要な機関に連絡する。

③ 一時的な避難場所利用者への情報提供

大会運営情報を提供するため、東京 2020 組織委員会に職員の派遣を要請する。また、交通機関の運行情報について、輸送センターから情報を収集し、提供する。

④ 避難者への飲料等の提供

熱中症予防のための飲料水など、現場で必要な物資を把握し、関係局、関係機関に提供に向

けた検討を要請する。

(5) 競技会場内からの避難が実施された場合の運用

東京 2020 組織委員会の判断により、競技会場内から観客等の避難が実施された場合、観客等の誘導や一時的な避難場所の運営は、東京都と東京 2020 組織委員会が関係自治体等と連携して実施する。

4.7 国民保護法における緊急対処事態に認定された場合

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 発生した事案が、国民保護法における緊急対処事態に認定された場合、都対策本部の指示に従い、関係機関と連携し、観客等に対し東京都国民保護計画に記載の措置（堅牢な建物への避難や、指定された要避難地域からの避難など）を速やかに実施する。

特に、競技会場や開設した一時的な避難場所が要避難地域に指定された場合は、あらかじめ指定している別の候補地を運用するなどして、観客等の安全を確保する。

[Ⅲ. サイバーセキュリティ分野編]

初 版	平成 30 年 3 月 9 日
第 二 版	平成 31 年 4 月 16 日
暫 定 版	令和 3 年 6 月 30 日

目 次

Ⅲ. サイバーセキュリティ分野編

1. サイバーセキュリティ分野における対処要領の考え方
 - 1.1 位置付け
 - 1.2 想定するリスク（リスクシナリオの検討）
 - 1.3 我が国の取組状況
2. サイバーセキュリティインシデント対応体制
 - 2.1 現行のインシデント対応体制
 - 2.2 大会期間中のインシデント対応体制
3. 大会期間中の対応（通常時）
 - 3.1 サイバーセキュリティ監視
 - 3.2 情報伝達・共有
4. 大会期間中の対応（インシデント発生時）
 - 4.1 サイバーセキュリティインシデント対応

1. サイバーセキュリティ分野における対処要領の考え方

1.1 位置付け

- 本対処要領（サイバーセキュリティ分野）では、大会期間中にサイバーセキュリティインシデントが発生した場合に備えて、開催都市としての対応方針を定めるものである。
- 東京都は、「東京都サイバーセキュリティポリシー」に基づき、全庁的なサイバーセキュリティ対策を推進しており、平成 28 年 4 月には東京都 Computer Security Incident Response Team（以下「東京都 CSIRT」という。）を設置した。
- 東京 2020 大会に備えて、東京都はサイバーセキュリティリスク評価やサイバー演習等の取組を進めるとともに、外部関連団体との連携についても検討を進めてきた。
- 大会期間中においても、東京都におけるサイバーセキュリティインシデントへの対応は、これら現行（既存）の体制・計画を最大限に活用し、東京都 CSIRT 及び各局等の情報化推進担当（以下「局 CSIRT」という。）を中心に実施する。
- したがって本対処要領（サイバーセキュリティ分野）では、現行の体制・計画に加えて大会期間中に求められる事項、特に庁内関連組織及び外部関連団体との連携に焦点を当てる。

1.2 想定するリスク（リスクシナリオの検討）

- 大会開催時の社会特性や脅威の変化を想定し、人命安全・都政運営・大会運営に悪影響を及ぼすリスクシナリオを整理した結果、大会特有のリスクとして、世界中からの注目度の高まりによる(1)東京都を狙うサイバー攻撃の増加、(2)重要インフラの基盤システムを狙うサイバー攻撃発生 の 2 つを抽出した。
- 本対処要領（サイバーセキュリティ分野）では、これら 2 つのリスク、それにより発生し得る事象と被害・影響を主な対象として、対応方針を定める。

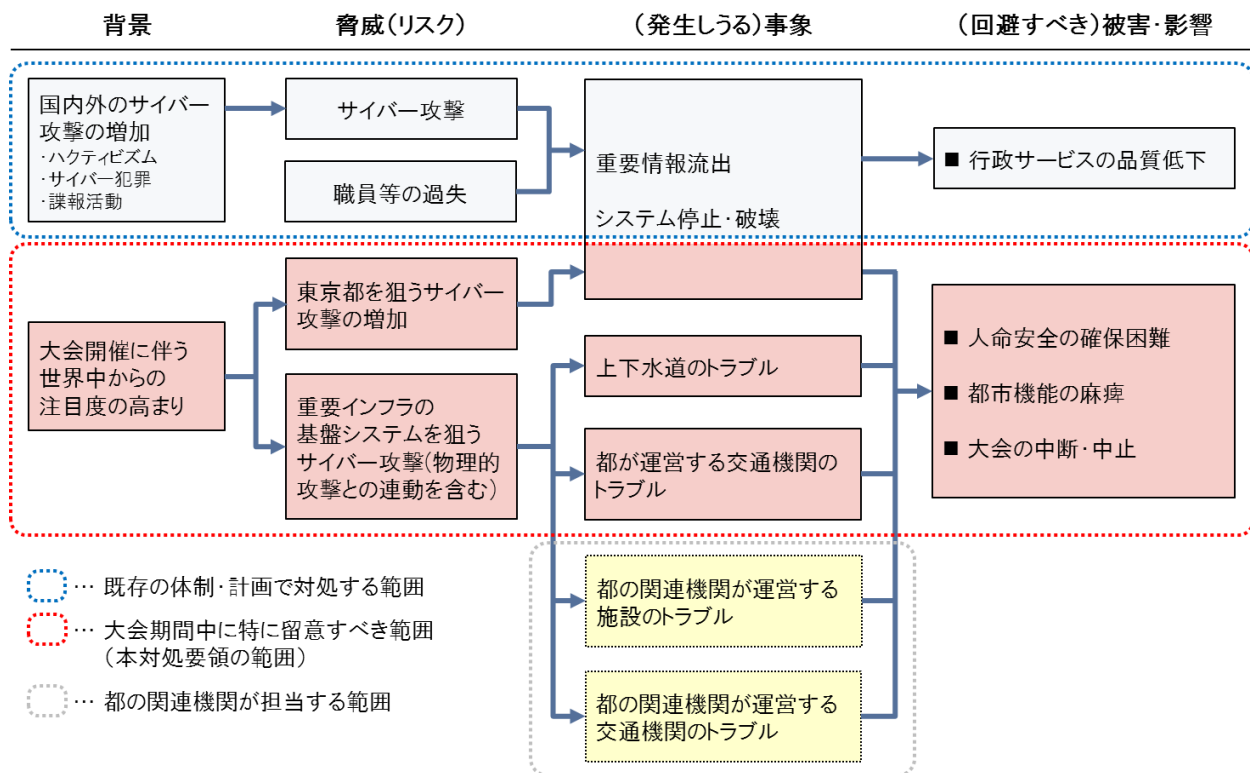


図 大会開催時のリスクシナリオ

(1) 東京都を狙うサイバー攻撃の増加リスク

東京 2020 大会の開催に伴い、大会運営や開催都市に被害・影響を及ぼすことを目的とした DDoS 攻撃¹や標的型メール攻撃などのサイバー攻撃が、急激に増加するおそれがある。

過去大会においても、サイバー攻撃の標的となった事例が報道されており、東京 2020 大会に向けて、サイバー攻撃の増加を見据えた準備（対策）が必要である。

<ロンドン 2012 大会を標的にしたサイバー攻撃に関する報道等>

➤ 大会期間中に 1 億 6 千 5 百万回のサイバーセキュリティインシデントが発生した。

大半はパスワード変更やログイン失敗などのささいなものであったが、テクノロジー・オペレーション・センター(TOC)に報告されたサイバーセキュリティインシデントは 97 件、うち最高情報責任者(CIO)にまで報告された大きなサイバーセキュリティインシデントは 6 件であった。

➤ 開会式当日、オリンピックパークの電源システムへの DoS 攻撃が 40 分間続いた。

また、開会式翌日には、ハクティビストグループが大会運営を支えるインフラシステムに DoS 攻撃を仕掛けようとした。

➤ 最も深刻な攻撃は、閉会を迎えようとしていた時の秒間 30 万パケットの DDoS 攻撃であった。攻撃は Firewall によって防がれたが、15 分間続いた。

出所) ロンドン大会 CIO Gary Pennell 氏のインタビュー記事 “How the London Olympics dealt with six major cyber attacks”

¹複数の攻撃元から攻撃対象となるサーバ等に対してデータの大量送信等により、膨大な処理負荷を発生させ、サービス停止状態に追い込むことを目的とする攻撃。Distributed Denial of Service Attacks

＜リオ 2016 大会を標的にしたサイバー攻撃に関する報道等＞

- 大会前には、大会開催を批判するプロパガンダ的なツイッターが作られたほか、ブラジル政府の Web サイトが改ざんされた。
- 開会式が始まる前に、大会公式サイト等へ 540Gbps（ピーク時）もの DDoS 攻撃が発生した。さらに、大会期間中には 223 回もの大規模な攻撃が行われた。
- 監視サービスのログによると、大会期間中は通常の平均 7 倍の攻撃があった。
- 開会当初は大会関連 Web サイトを標的とした攻撃が多く確認されたが、徐々に攻撃の対象が周辺の Web サイトへと移行した。

＜大会開会後の攻撃対象の遷移＞

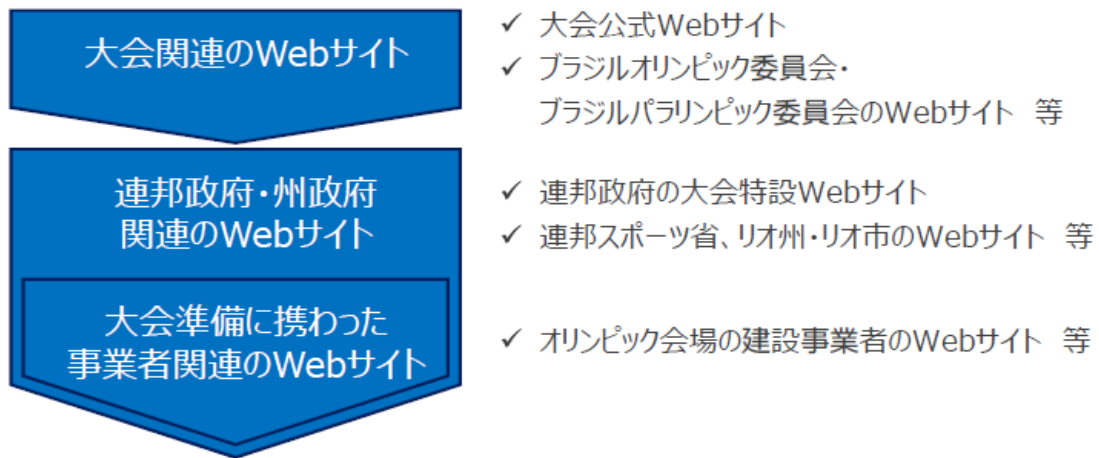


図 リオ 2016 大会における攻撃対象の推移

出所) 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC) サイバーセキュリティ戦略本部第 10 回会合

資料 8 「2016 年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会における状況」内の図

＜平昌 2018 大会を標的にしたサイバー攻撃に関する報道等＞

- 大会準備期間に約 6 億件、大会期間中に約 550 万件のサイバー攻撃が発生
- 開会式においてサイバー攻撃に起因して一部のサービスが利用できなくなった。
- 事前に感染していたシステム破壊型マルウェアが開会式 1 時間前に活動を開始した。
- オリンピックに関わる複数の組織に送信元を詐称したメールが送られ、関連組織のコンピュータに 1 ヶ月以上にわたり潜んでいたマルウェアが発見された。

出所) 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC) サイバーセキュリティ戦略本部第 18 回会合資料 4 「2018 年平昌オリンピック・パラリンピック競技大会における状況」

CISCO TALOS (<https://blog.talosintelligence.com/2018/02/olympic-destroyer.html>)

WIRED (<https://wired.jp/2018/02/09/pyeongchang-olympics-cyberattacks/>)

(2) 重要インフラの基盤システムを狙うサイバー攻撃発生リスク

諸外国では、電力・ガス・水道・交通・通信・金融等の重要インフラを支える基盤システムの機能不全を引き起こすサイバー攻撃が発生している。通常の稼働時には独立しているシステムであっても、保守用端末は何らかのネットワークに接続している場合が多いため、サイバー攻撃

を受ける危険性は否定できない。

類似事案や関連動向、技術進展等を踏まえ、東京 2020 大会に向けて、重要インフラの基盤システムに対するサイバー攻撃や、物理的攻撃との連動を見据えた準備（対策）が必要である。

1.3 我が国の取組状況

- 平成 29 年 4 月、サイバーセキュリティ戦略本部において、官民連携による重要インフラ防護推進を目的とした「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次行動計画」を決定した。
- 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）は、平成 27 年度から東京 2020 大会の開催・運営に影響を与え得る重要なサービス分野の選定を開始し、平成 28 年度からリスクマネジメントの促進を実施している。平成 28 年度には東京 23 区内の事業者等を対象に第 1 回目のリスクアセスメントの取組を、平成 29 年度には対象とする事業者等を東京圏に拡大し第 2 回目の取組を、平成 30 年度には対象とする事業者等を全国に拡大し第 3 回の取組を実施した。以降、令和 2 年度までに全 6 回のリスクアセスメントが実施された。東京都でも行政サービス（地方公共団体）等として、この取組に参加している。
- NISC では、平成 31 年 4 月にサイバーセキュリティ対処調整センター（以下「対処調整センター」という。）を設置した。対処調整センターはサイバーセキュリティに係る脅威情報等を集約し、関係府省庁、東京 2020 組織委員会、東京都、競技会場所在の地方公共団体、重要サービス事業者等に情報共有システム（Japan cyber security Information Sharing Platform。以下「JISP」という。）を通じて共有する他、事案発生時には、各関係機関の対応における調整の役割を担うものである。²
- NISC では、JISP を利用した一斉演習を実施し、大会時における迅速な情報共有体制の確保に取り組んでいる。

² 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）

2. サイバーセキュリティインシデント対応体制

2.1 現行のインシデント対応体制

- 東京都におけるサイバーセキュリティ対策及びサイバーセキュリティインシデント対応を統括する組織として、東京都 CSIRT を設置している。
また、各局等におけるサイバーセキュリティ対策及びサイバーセキュリティインシデント対応を推進し、統括する組織として局 CSIRT を設置している。
- 庁内においてサイバーセキュリティインシデントが発生した場合、当該局等の局 CSIRT は東京都 CSIRT へ報告し、東京都 CSIRT は必要に応じて局 CSIRT を支援する。
- 公営企業局の局 CSIRT は、東京都 CSIRT 等から得たサイバーセキュリティに関する情報を、重要インフラの基盤システム担当者（以下「制御系担当」という。）へ必要に応じて提供する。また、東京都が運営する交通機関（都営交通）や上下水道の制御システムについて異常が検知され、その原因としてサイバーセキュリティインシデントの可能性が疑われる場合、制御系担当は局 CSIRT へ必要に応じて報告する。
- 原則として、サイバーセキュリティインシデント対応における国及び外部関連団体との連携は、東京都 CSIRT が一元的に行う。

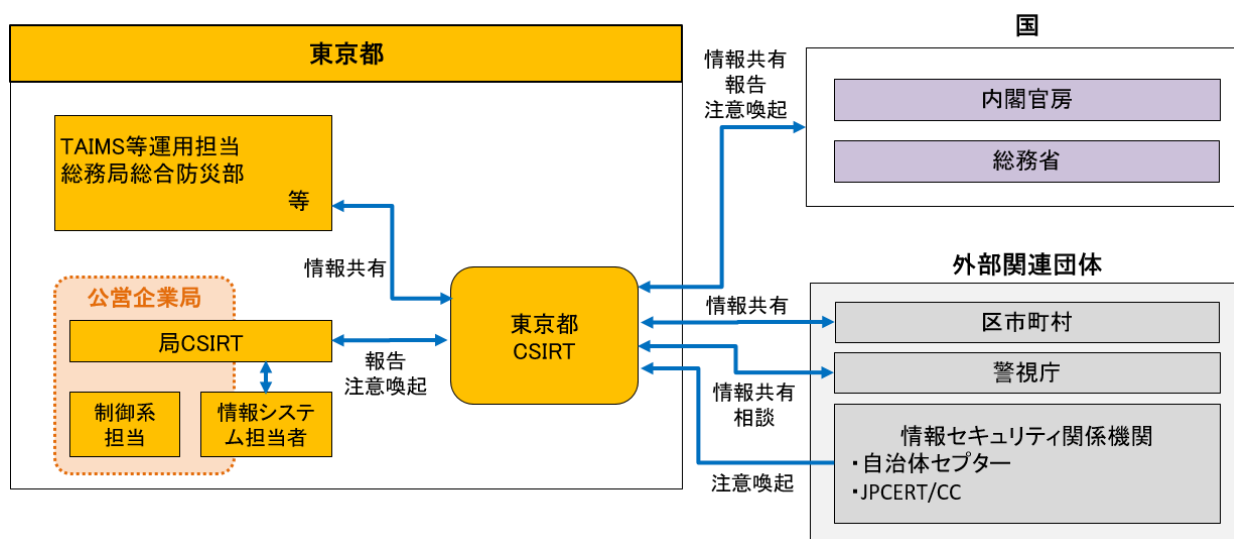


図 都における現行のサイバーセキュリティインシデント対応体制

- インシデントレベル³が「危機」の場合、最高情報セキュリティ責任者（CISO、デジタルサービス局を担任事項とする副知事）は「サイバーセキュリティにおける危機管理体制」の設置を CISO 補佐官（デジタルサービス局情報セキュリティ担当部長）へ指示し、デジタルサービス局長、政策企画局長及び関係局等の長（サイバーセキュリティインシデント発生局等の長）を招集する。
- 「サイバーセキュリティにおける危機管理体制」においては、都政への影響を判断の上で対応方針を決定し、対策を実施する。

³ インシデントレベルは「疑い」「軽微」「重大」「危機」の4段階とし、最上位のレベルが「危機」である。
なお、インシデントレベルは東京都 CSIRT が検討し、CISO 補佐官が判断する。

カテゴリ	具体例	影響例
不正アクセス・サービス不能攻撃	・人命に関わるサービス、公共インフラサービスを提供するシステムが不正アクセス若しくはサービス不能攻撃を受け、人命に関わる事態に発展した 等	・システム停止 ・システム誤動作 ・漏洩情報による脅迫 等
不正プログラム (外部委託先、職員過失も含む)	・不正プログラム（マルウェア）の感染により複数の局から、大量の個人情報などの機密情報が流出した ・故意過失により、大量の個人情報などの機密情報が流出した 等	
物理的侵害	・管理区域、準管理区域に未許可の人物が不正侵入し、物理的破壊又は持ち込み機器をシステムに接続し、機密情報の流出や人命に関わる事態に発展した 等	

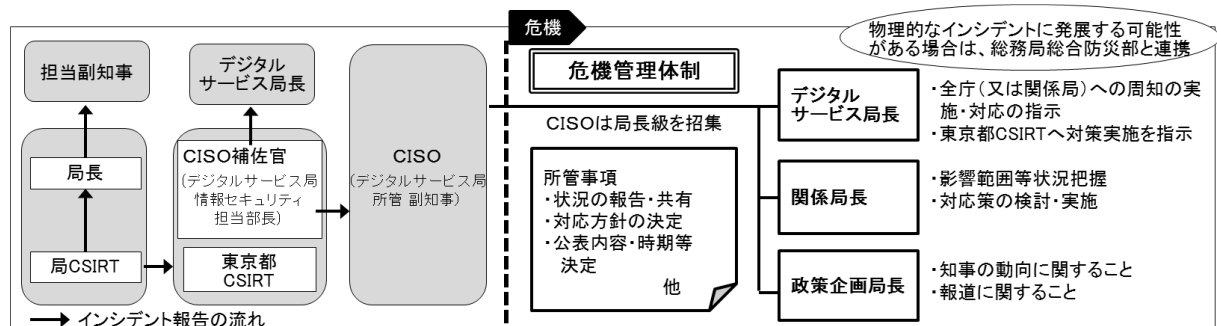


図 サイバーセキュリティにおける危機管理体制

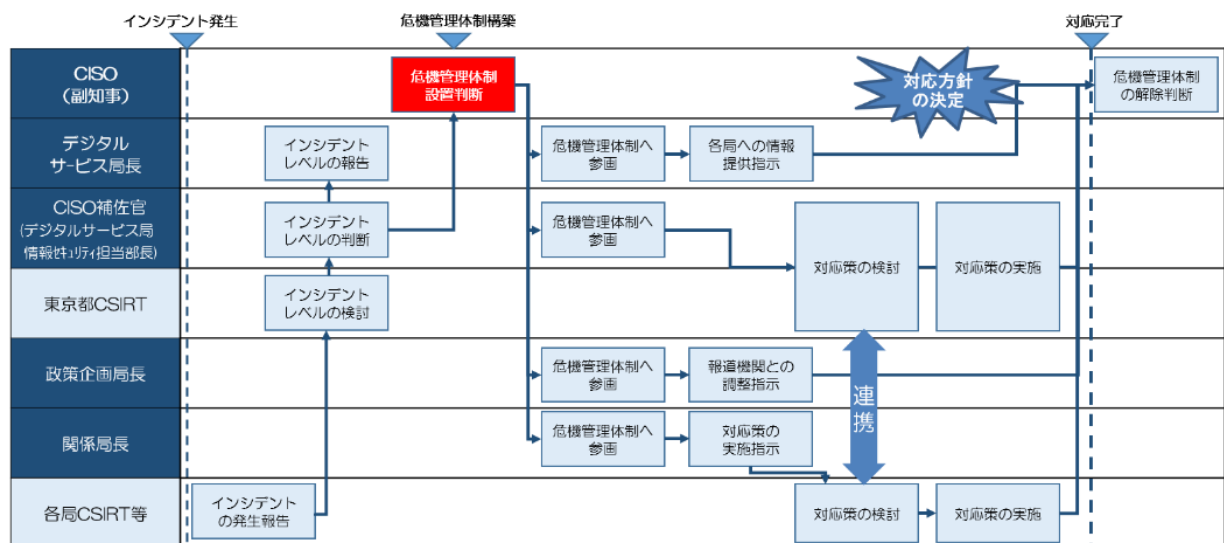


図 サイバーセキュリティにおける危機管理体制の対応フロー

2.2 大会期間中のインシデント対応体制

- 大会期間中は、東京都を標的とするサイバー攻撃の増加及び重要インフラの基盤システムを標的としたサイバー攻撃（物理的攻撃との連動などサイバー空間と物理空間における複合事案を含む）に対処し、人命安全・都政運営・大会運営への影響を抑制することが求められる。
- サイバー攻撃等のサイバーセキュリティインシデントを未然に防ぎ（リスクマネジメント）、万が一サイバー攻撃を受けた場合でも被害を最小限に抑えるため（クライシスマネジメント）、サイバー攻撃の予兆・予告をいち早く察知し、より一層迅速に情報共有が行える体制を整備する必要がある。
- このため東京都は、対処調整センターが運営する情報共有基盤を有効に活用し、必要な関係者と情報共有を行う。
- 東京都は、東京 2020 組織委員会による円滑な大会運営を支援するとともに、大会開催にともなう都民生活への影響の軽減に取り組むため、「大会運営に係る総合的な連絡調整」「競技会場等周辺対応」という 2 つの機能を担う「都市オペレーションセンター」を設置する。
- 開催都市として、適切な情報の提供・公表を迅速に行うために、都市オペレーションセンター、東京都 CSIRT、局 CSIRT 等が連携し、一元的な広報に向け調整する。

(1) サイバー攻撃の増加に備えた体制

- 東京都におけるサイバーセキュリティインシデント対応体制については、実効的に機能する仕組みとするため、原則として、対処調整センター、都市オペレーションセンターとの連携以外は現行の対応体制を踏襲する。
- 東京都 CSIRT は、対処調整センターとの間で情報共有やインシデント報告を行い、必要に応じてインシデントへの対処支援を要請する。また、東京 2020 組織委員会も都と同様に、対処調整センターと連携する。情報のやりとりには対処調整センターが運営する情報共有基盤を活用し、必要に応じて、対処調整センター以外の関係機関ともこの情報共有基盤で情報共有を行う。

(2) サイバー空間と物理空間における複合事案に備えた体制

- 重要インフラの基盤システムに対するサイバー攻撃や物理的攻撃との連動を見据え、東京都 CSIRT は局 CSIRT を介して、公営企業局の制御系担当との情報連携を密にする。
- サイバーセキュリティインシデントに起因するものも含め、大規模な事故災害が発生した場合には、東京都は必要に応じて、他分野と連携した体制を設置する。

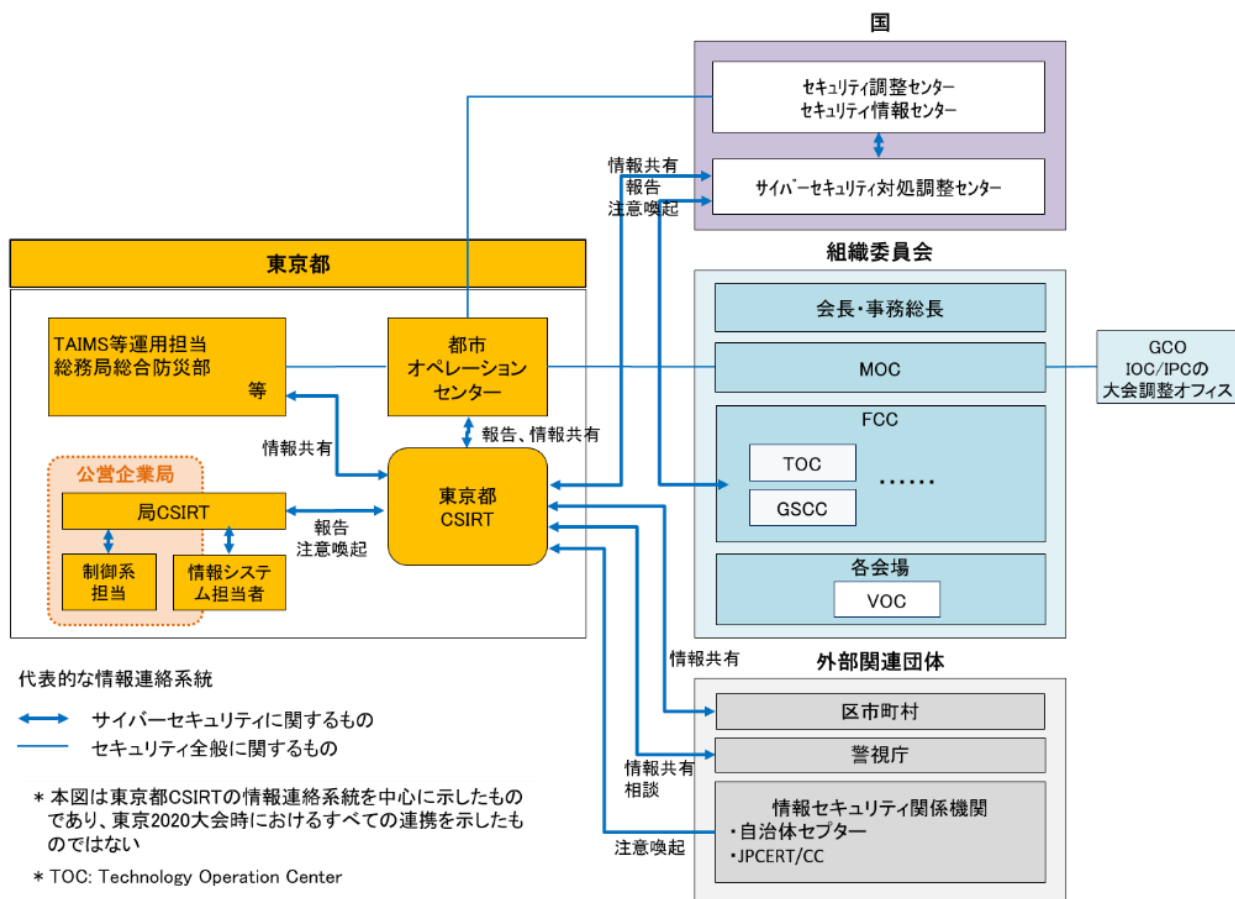


図 大会期間中のサイバーセキュリティインシデント対応体制

3. 大会期間中の対応（通常時）

3.1 サイバーセキュリティ監視

- 東京都 CSIRT は、大会期間中も現行の計画・体制に基づき、都区市町村情報セキュリティクラウドの活用、国や外部関連団体との連絡調整等により、サイバーセキュリティ監視を行う。

3.2 情報伝達・共有

- 大会期間中は、インシデントやアクセス数・通信トラフィック量の推移・変化等、特段のイベントが発生していない場合でも、東京都 CSIRT はサイバーセキュリティ監視等を通じて収集した情報について、都市オペレーションセンターへ定期的に報告する。また、必要に応じて、国や東京 2020 組織委員会、警視庁等と共有する。
- 大会期間中に、東京都が運営する交通サービス機関（都営交通）や上下水道の制御システムで大会運営に影響を及ぼし得る異常が検知され、原因としてサイバーセキュリティインシデントが疑われる場合、制御系担当は局 CSIRT 等、各局等で定められた窓口へ必要に応じて報告する。
なお、サイバー空間と物理空間の複合事案の取扱いについては、東京都 CSIRT は、必要に応じて都市オペレーションセンターが集約した大会に関連する事案の情報を入手し、都市オペレーションセンターと連携して対応を進める。
- 東京都 CSIRT は、国、自治体セプター、警視庁等からの情報に基づき、注意喚起の必要があると判断する場合には、局 CSIRT へ周知する。
また、必要に応じて区市町村と共有する。
- 東京都 CSIRT は、セキュリティクラウドによる監視や、国、自治体セプター、警視庁等からの情報提供によりサイバー攻撃の予兆・予告など緊急性の高い情報を入手した場合には、大会に与える影響を考慮しつつ、局 CSIRT へ周知する。また、都市オペレーションセンターへ報告するとともに、必要に応じて、東京 2020 組織委員会、区市町村等と共有する。

4. 大会期間中の対応（インシデント発生時）

4.1 サイバーセキュリティインシデント対応

大会期間中にサイバーセキュリティインシデントが発生した場合、東京都では現行の計画に基づき、「(1)検知・連絡受付」「(2)トリアージ」「(3)インシデント対応」「(4)報告・公表」から成る一連のプロセスを踏まえた上で、大会運営に及ぼす影響に配慮して対応する。

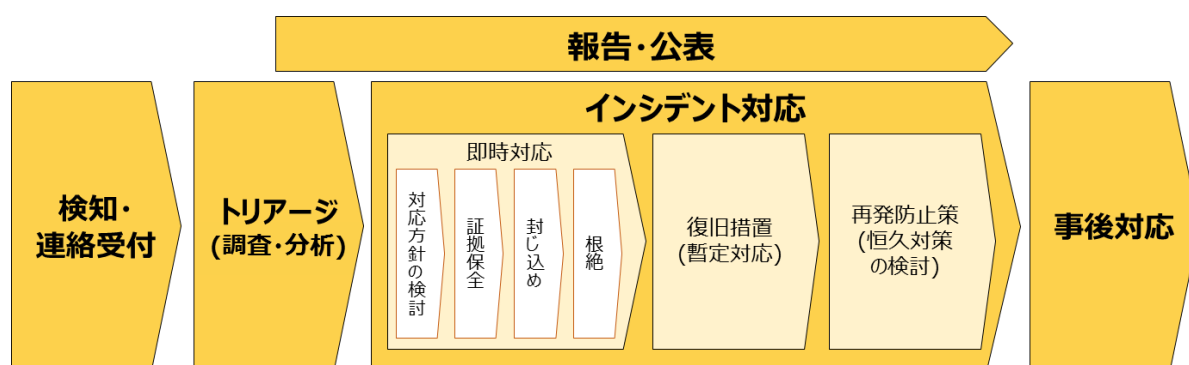


図 現行のサイバーセキュリティインシデント対応プロセス

(1) インシデントの検知・連絡受付

- 東京都 CSIRT は、都区市町村情報セキュリティクラウド、国や外部関連団体からの情報提供等によりサイバーセキュリティインシデントを検知した場合、当該局等の局 CSIRT に連絡する。
- 情報システム担当者は、サイバーセキュリティインシデントを検知した場合又は職員等からサイバーセキュリティインシデントの報告を受けた場合、局 CSIRT に報告する。
- 局 CSIRT は、情報システム担当者又は情報処理指導主任（ICT リーダー）からサイバーセキュリティインシデントの報告を受けた場合、東京都 CSIRT に報告する。
- 公営企業局の制御系担当は、東京都が運営する交通機関（都営交通）や上下水道の制御システムについて異常が検知され、その原因としてサイバーセキュリティインシデントの可能性が疑われる場合は、所管省庁への報告⁴に加えて、局 CSIRT 経由で東京都 CSIRT へ報告する。
- なお、大会期間中においては、大会運営に影響を及ぼし得るものがある場合は、その原因の如何を問わず（その原因がサイバーセキュリティインシデントかどうかに関わらず）、また現行の計画では報告対象になっていない軽微なものについても、制御系担当は局 CSIRT 等、各局等で定められた窓口へ必要に応じて報告する。
- 東京都 CSIRT は、庁内で発生したサイバーセキュリティインシデントについて、都市オペレーションセンターと共有するとともに、国へ報告する。また、東京 2020 組織委員会、警視庁等の関係者と必要に応じて共有する。

⁴ 所管省庁への報告の要否については、各公営企業局における基準に拠る。

(2) インシデントのトリアージ

① インシデントの調査及び応急措置

- 情報システム担当者は、運用保守委託事業者の協力を受け、サイバーセキュリティインシデントの調査及び応急措置を実施する。
- 局 CSIRT は、サイバーセキュリティインシデントの調査及び応急措置の実施を支援する。また、必要に応じて東京都 CSIRT へ支援を依頼する。
- 東京都 CSIRT は、必要に応じて局 CSIRT を支援する。

② インシデントの判断

- 情報システム担当者は、調査結果を基にサイバーセキュリティインシデントの切り分けを行い、局 CSIRT へ報告する。
- 局 CSIRT は、情報システム担当者から報告されたサイバーセキュリティインシデントに関する情報を、東京都 CSIRT へ報告する。
- 東京都 CSIRT は、大会運営への影響も考慮し、被害状況や影響範囲等、事態の全体像を把握した上で、インシデントレベルを判定する。
- 東京都 CSIRT は、複数のインシデントに同時に対応することを想定し、インシデントの進捗管理を行うとともに、大会運営への影響等を考慮した優先順位付けを行いインシデントに対応する。

(3) インシデントの対応

① 対応方針の検討

- 情報システム担当者は、運用保守委託事業者の協力のもと、サイバーセキュリティインシデント対応の内容、対応スケジュール、対応コスト等の対応方針を策定する。
- 局 CSIRT は、情報システム担当者に対して、サイバーセキュリティインシデント対応の内容、対応スケジュール、対応コスト等の方針策定を支援する。
- インシデントレベルが「危機」の場合、東京都 CSIRT は直ちに CISO へ報告し、CISO のもと「サイバーセキュリティにおける危機管理体制」を構築する。
- 国や専門機関等による助言が必要な場合は、東京都 CSIRT から依頼する。

② 証拠保全

- 情報システム担当者は、当該システムの運用保守委託事業者等に依頼し、サイバーセキュリティインシデントに関わるデジタル機器に残されたデータの中から、電磁的証拠となり得るものを収集・取得し、保全する。

③ インシデントの封じ込め

- 被害の拡大を防ぎ、影響範囲を最小化するため、情報システム担当者はサイバーセキュリティインシデントの封じ込めに向けた作業計画を策定し、当該システムの運用保守委託事業者作業の実施を依頼する。
- 局 CSIRT 及び東京都 CSIRT は、必要に応じて、これを支援する。

④ インシデントの根絶

- サイバーセキュリティインシデントの拡散・再発を防止するため、情報システム担当者はサイバーセキュリティインシデントの根絶に向けた作業計画を策定し、当該システムの運用保守委託事業者に作業の実施を依頼する。
- 局 CSIRT 及び東京都 CSIRT は、必要に応じて、これを支援する。

⑤ インシデントからの復旧

- 影響を受けたシステムを運用可能な状態に戻すため、情報システム担当者はサイバーセキュリティインシデントからの復旧に向けた作業計画を策定し、当該システムの運用保守委託事業者の作業の実施を依頼する。
- 局 CSIRT 及び東京都 CSIRT は、必要に応じて、これを支援する。

⑥ 再発防止策の検討

- 同様のサイバーセキュリティインシデントが発生しないように恒久的な対策を実施するため、情報システム担当者は、運用保守委託事業者の協力を受け、再発防止策を策定する。
- 局 CSIRT 及び東京都 CSIRT は、必要に応じて、これを支援する。

(4) 報告・公表

- 局 CSIRT は、サイバーセキュリティインシデントの被害状況や影響範囲等を踏まえ、局の広報担当に相談の上で報道発表の必要性を判断する。
なお、報道発表を行う際には、その内容について東京都 CSIRT と事前に共有するとともに、大会期間中における東京都の一元的な広報体制に準拠することとする。
- 東京都 CSIRT は、サイバーセキュリティインシデント対応状況について、都市オペレーションセンター、国、東京 2020 組織委員会、警視庁等の関係者と必要に応じて共有する。

[IV. 災害対策分野編]

初 版	平成 30 年 3 月 9 日
第 二 版	平成 31 年 4 月 16 日
暫 定 版	令和 3 年 6 月 30 日

目 次

IV. 災害対策分野編

1. 災害対策分野における対処要領の考え方
 - 1.1 位置付け
 - 1.2 想定するリスク（リスクシナリオの検討）
2. 災害対策本部体制と役割分担
3. 関係機関との連携方針
 - 3.1 国
 - 3.2 東京 2020 組織委員会
 - 3.3 会場所在区市
 - 3.4 指定公共機関（ライフライン事業者）
4. 大会期間中の対応
 - 4.1 初動体制の構築
 - 4.2 競技会場内及び周辺における観客等の避難措置
 - 4.3 72 時間に想定される応急対策
 - 4.4 タイムライン

1. 災害対策分野における対処要領の考え方

1.1 位置付け

本対処要領（災害対策分野）では、大会開催時に首都直下地震等※や台風等の風水害が発生した際、都が開催都市として関係機関と連携して迅速・適切に対策活動を展開できるよう、対応方針、役割分担及び時系列による活動（主体・内容・手順）を定めるものである。

本対処要領（災害対策分野）は、大会特有の都の対応について記載したものであり、大会期間中であつても基本的な対応は「東京都地域防災計画（震災編）」、「東京都地域防災計画（風水害編）」、及び「首都直下地震等対処要領（改定版）」（以下「現行対処要領」という。）に則って実施する。

※首都直下地震等について

本対処要領（災害対策分野）が適用される災害として、「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月公表）で示された東京湾北部地震、多摩直下地震のような震度 6 弱以上の大規模地震が特別区、多摩部で発生し、東京都災害対策本部が設置された場合を想定している。

1.2 想定するリスク（リスクシナリオの検討）

大会開催に伴い、多数の大会関係者や観客等が複数の競技会場等に集中するリスク、国内外からの訪都者の増加によって、負傷者や滞在先等に戻れない者が増加するリスク、安全な避難先等がわからず混乱が生じるリスク、発災当初の人や車両の滞留により緊急輸送が困難になるリスク等を対象とする。

なお、台風や局地的豪雨等の風水害については、進路予測や気象警報等で事前の対策が可能であるため、基本的には 4.4「タイムライン」に沿ってリスクを把握し対応する。

2. 災害対策本部体制と役割分担

大会開催中に首都直下地震等が発生し、都災害対策本部が設置された場合、都災害対策本部は、災害対応業務を迅速かつ的確に実施するため、国、関係機関、自衛隊、会場所在区市等との密接な連携を図るとともに、都市オペレーションセンターを経由して、競技会場周辺の被害情報やメインオペレーションセンターに集約された大会運営に係る情報等の集約を行う。

都市オペレーションセンターは、競技会場及びラストマイルに配置した職員（COC 職員）を通じて競技会場内外の被害情報等を収集するとともに、都庁に設置する都市オペレーションセンター本部において東京 2020 組織委員会等と大会運営に係る総合的な連絡調整を行い、大会運営への影響の軽減、競技会場等周辺の安全・安心の確保を図る。

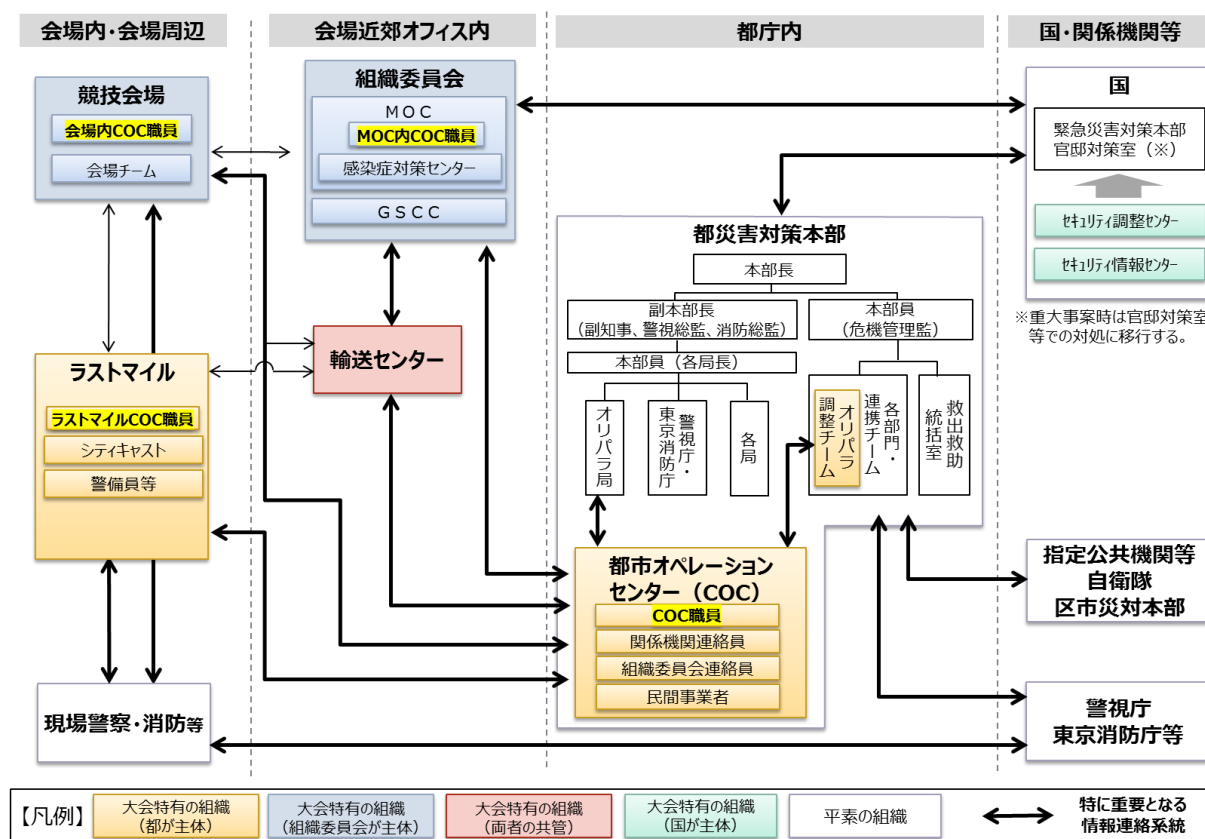


図 大会期間中の都災害対策本部の連携体制（イメージ）

3. 関係機関との連携方針

大会期間中、都民や世界から訪れるアスリートや大会関係者、観客の生命、身体等を守ることができるよう、都は国、東京 2020 組織委員会、会場所在区市等と以下に示すとおり連携して災害応急対策活動に当たる。

3.1 国

都災害対策本部は、緊急災害対策本部又は緊急災害現地対策本部と情報及び状況認識の共有を図るとともに、人命救助、医療救護、物資調達、避難者対策、ライフラインの応急復旧、観客等の避難措置等について、密接に連携する。

自衛隊、海上保安庁等の関係機関と、一体となって応急対策活動を展開できるよう、都災害対策本部において所要の調整を実施する。

3.2 東京 2020 組織委員会

都災害対策本部は、都市オペレーションセンターを通じて、大会運営に係る情報（大会の継続可否等の方針を含む）、競技会場の被害状況、観客等の保護・避難状況、広報対応の状況等を東京 2020 組織委員会と共有するとともに、所要の調整を実施する。

3.3 会場所在区市

都災害対策本部は、競技会場が所在する区市と、防災行政無線、災害情報システム、テレビ会議システム等の平素の連絡調整手段を活用して、情報及び状況認識の共有や所要の調整を実施し、密接に連携する。

都市オペレーションセンターは、競技会場が所在する区市に対して、都災害対策本部を通じて観客や大会関係者の安全確保に必要な配慮を要請する。

競技会場が所在する区市は、都と密接に連携して、各区市の「地域防災計画」に基づく活動を実施する。

3.4 指定公共機関（ライフライン事業者）

都災害対策本部は、電力、ガス、通信の指定公共機関（ライフライン事業者）から、被害情報（各々が管理する主要な施設、停電、ガス供給停止、通信不能等）や復旧状況の報告を受けるとともに、重要インフラの復旧に必要となる情報（都内の被害状況、緊急輸送道路の状況等）や状況認識等を共有する。

指定公共機関（ライフライン事業者）は、都と密接に連携して、各機関の「防災業務計画」に基づく活動を実施する。また、都災害対策本部の要請に応じて情報連絡員（以下「リエゾン」という。）を派遣する。

4. 大会期間中の対応

本対応要領（災害対策分野）は、現行対応要領第3章「応急対策活動における基本的な連携の内容と手順」への追記事項として記載しており、大会期間中の首都直下地震発生時も、基本的な対応は現行対応要領によるものとする。

なお、本対応要領（災害対策分野）記載の各対応の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応を徹底しつつ行うものとする。

4.1 初動体制の構築

(1) 大会期間中の体制

【総務局】

- 大会期間中、総務局総合防災部から都市オペレーションセンター本部にリエゾンを配置する。

(2) 地震発生直後の対応

【危機管理監】

- 速やかに知事の承認を受けて都災害対策本部を設置し、都内全般における応急対策活動を開始する。
- 都庁第一庁舎の東京都防災センターに都災害対策本部を開設する。
- 国及び大会会場が所在する区市との連絡体制を確立するとともに、必要に応じ自衛隊への災害派遣要請を行う。
- 都市オペレーションセンター本部との連絡体制を確立するため、都災害対策本部の各局調整部門内にオリパラ調整チームを設置する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 定められた非常配備体制に基づき速やかに所要の職員を参集する。
- 都市オペレーションセンター本部から都災害対策本部に設置されたオリパラ調整チームにリエゾンを派遣するとともに、都災害対策本部の本部員として大会に関わる応急対策活動を実施する。

(3) 情報の収集及び共有

【都災害対策本部】

- 各局及び各関係機関・事業者等が収集する情報を集約・共有するとともに、都市オペレーションセンター本部が収集する大会に関する情報を入手し、各局等及び競技会場が所在する区市と共有する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 競技会場及びラストマイルに配置された職員（COC職員）により、競技会場及びラストマイルにおける情報を収集する。職員が収集した情報は都市オペレーションセンター本部に報告する。

競技会場の職員は、施設及び人的被害の状況、避難方針、競技続行の可否に関する情報を

優先して、またラストマイルの職員は、ラストマイルにおける人的及び物的被害の状況や滞留者の状況に関する情報を優先して収集する。

- 都市オペレーションセンター本部は、メインオペレーションセンターに集約された、大会開催・継続の可否等の判断に必要な情報を含む大会運営に係る情報を収集する。
- 収集した情報は、都市オペレーションセンター本部から随時及び定期的に都災害対策本部に報告するとともに、会場所在区市と共有する。

【政策企画局】

- 都災害対策本部が収集した都内被害状況等について、複数の通信手段を活用して在京大使館等と情報共有する。在京大使館等からの情報・要望は、必要に応じて都災害対策本部と共有する。

【警視庁】

- 競技会場周辺等の道路における交通の状況について情報を収集する。
- 各種システム等を用いて、交通状況について情報を収集する。

【東京消防庁】

- 競技会場内及び周辺において活動する消防隊員等が把握した状況等について収集する。
- ヘリテレの映像について、都市オペレーションセンターと共有する。

【建設局、港湾局】

- 道路及び港湾等の点検により、緊急輸送ルート of 被害状況及び通行の可否に関する情報を収集する。

【施設管理者】

- 観客等に提供する被害状況等に関する情報を、都市オペレーションセンター等を通じて収集する。
- 施設管理者が指定管理者等である場合には、所管局等と連携して情報収集活動に当たる。

(4) 救出救助活動拠点の立ち上げ

【都災害対策本部】

- 競技会場、練習会場、その他大会関連施設等と、大規模救出救助活動拠点やヘリコプター緊急離着陸場とが重複・近接等している拠点を使うことになった場合には、活動拠点としての使用について東京 2020 組織委員会や施設管理者と都市オペレーションセンターを通じて調整し、その結果を代替地の調整状況も含め警視庁、東京消防庁、自衛隊、海上保安庁などの各機関に通報する。
- 大規模救出救助活動拠点が競技会場等に近接している場合は、施設管理者等と連携して活動場所等の確保を行う。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 競技会場等と大規模救出救助活動拠点が近接している場合は、都市オペレーションセンターを通じて大会運営が大規模救出救助活動拠点の運用に及ぼす影響を確認し、都災害対策本部に報告する。

(5) 観客・訪都者への呼び掛け・情報提供

【各局、関係機関】

- 競技会場等や観光地等におけるパニックによる大混乱を回避するため、東京都公式ホームページ、SNS 及びその他の効果的な手段を用いて、被害状況及び発災時の行動などの情報を発信する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 観客等に対して SNS 等を用いて大会関連情報を提供する。

【都災害対策本部、政策企画局】

- 都市オペレーションセンターを通じて東京 2020 組織委員会と連携の上、訪都者及び報道機関に対し、正確かつ最新の情報を提供する。

【生活文化局】

- 所管局からの情報提供に基づき、東京都公式ホームページ、SNS 等を活用した都民への情報提供の他、都政広報番組での発信や広報東京都の臨時号の発行についても検討する。

【建設局】

- 競技会場となる都立公園において、放送設備なども活用して、避難者等に継続的な情報提供を実施する。

【建設局、産業労働局】

- 多数の訪都者の来場が見込まれる庭園・動物園・上野恩賜公園などに設置された「TOKYO FREE Wi-Fi」を活用した都防災ホームページからの情報入手を来場者へ促す。

【港湾局、産業労働局】

- 多数の訪都者の来場が見込まれる海上公園に設置された「TOKYO FREE Wi-Fi」を活用した都防災ホームページからの情報入手を来場者へ促す。

【警視庁】

- 訪都者に対して必要な広報を実施する。

【都災害対策本部】

- 都、国（外国人に関しては外務省や法務省入国管理局等）及び区市町村の情報を積極的に収集し、訪都者に対して提供するとともに、デマ等に注意するよう呼びかける。
- 一時滞在施設の開設状況や都内の交通状況等の情報を、アプリ、SNS、ホームページ等を通じて訪都者等に提供する。

(6) 東京都災害対策本部会議の開催

【都災害対策本部】

- あらかじめ定められた計画等に従い、都災害対策本部会議を開催する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 都市オペレーションセンターを通じて東京 2020 組織委員会等と連携の上、競技会場等の被害状況や大会関連情報などを都災害対策本部会議において共有する。

【各局】

- 競技会場等の被害状況や大会関連情報等を踏まえ、対処方針等を決定する。

(7) 現地連絡調整所の設置

【都災害対策本部、オリンピック・パラリンピック準備局】

- 都災害対策本部は、都市オペレーションセンターを通じて関係機関等から要請があった

場合は、必要に応じて現地連絡調整所を設置する。運営に当たっては、東京 2020 組織委員会等と連携し、観客等の被災者への情報提供及び避難誘導等の活動を行う。

4.2 競技会場内及び周辺における観客等の避難措置

首都直下地震等の発生時に、競技会場等から避難してきた観客がラストマイルに滞留し、地域住民の避難や救出救助活動への支障、二次災害に巻き込まれることへの危険性を防ぐため、都は、東京 2020 組織委員会等と緊密に連携し、適切な避難誘導の実施や一時的な避難場所の開設などにより影響を最小化する。

(1) 事前の取組

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 災害時の避難方針について、東京 2020 組織委員会の避難基本計画等と整合性を図るとともに、事前に競技会場ごとに一時的な避難場所やその場所までの経路の選定等、避難措置に必要な事項を東京 2020 組織委員会等と連携して検討する。

(2) 避難方針の把握等

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 東京 2020 組織委員会の会場チームの検討及び施設管理者が実施する安全点検等の結果を踏まえて競技会場ごとに決定する避難方針を、都市オペレーションセンターを通じて把握し都災害対策本部に報告する。
- ラストマイル上の滞留者については、危険防止のためその場にとどまるよう指示する。
- 競技会場内に安全な空きスペースがあるようであれば、ペリメーターの開放にあわせ周辺滞留者等の競技会場内での保護・収容を、都市オペレーションセンターを通じ東京 2020 組織委員会に要請する。

【施設管理者】

- 競技会場等の施設安全点検等を実施し、その結果を会場内の責任者（VGM）に通報する。
- 観客等を競技会場内にとどまらせることになった場合には、施設の被災状況等に応じて競技会場内の適宜の位置に観客等を避難させる。

この際、競技会場内のバリアフリー化された設備や多言語対応したスタッフ等が確保されている場所に、支援が必要な要配慮者等を避難させる。

併せて、収集した情報を東京 2020 組織委員会と連携して、観客等に対し競技場内設備（大型スクリーン等）を用いて提供する。

【都災害対策本部】

- 把握した競技会場ごとの避難方針を各局・関係機関及び競技会場所在区市と共有するとともに、方針に基づく所要の措置を実施する。

(3) ラストマイルにおける滞留者の一時的な避難場所等への誘導

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- ラストマイル上の混乱を防止しつつ、滞留者を競技会場近傍の施設等（一時的な避難場所、

一時滞在施設、公共施設等）へ避難させることに努める。

- ラストマイル等に配置された職員（COC 職員）は、努めて自ら近傍の一時的な避難場所及び避難経路の安全を確認するとともに、都市オペレーションセンター本部を通じて区市保有施設及び一時滞在施設等の現況に関する情報を収集する。
- 都市オペレーションセンター本部は、都災害対策本部を通じて施設の現況に関する情報を収集する。
- 施設及び避難経路の安全が確認されたならば、ラストマイルに配置された職員（COC 職員）は滞留者を誘導する。

(4) 一時的な避難場所の開設および誘導経路の決定

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 競技会場内の観客等を競技会場外へ避難させることとなった場合には、警察等の治安維持機関、東京 2020 組織委員会及び関係区市をはじめとする関係機関等と調整して、一時的な避難場所及び当該場所までの経路を決定する。
- 決定した一時的な避難場所の管理者に、避難に関する情報を提供するとともに、一時的な避難場所の現況及び受入体制について確認する。
- 競技会場外への避難に際しては、避難開始前に必ず一時的な避難場所及び誘導経路の安全を確認する。

【都災害対策本部】

- 所管局等を通じて、決定した一時的な避難場所の管理者に避難に関する情報を提供するとともに、一時的な避難場所の現況及び受入体制について確認し、オリンピック・パラリンピック準備局と共有する。
- 競技会場及び一時的な避難場所が所在する区市に対して、避難に関する情報を提供する。

【各局】

- 一時的な避難場所等が不足し、治安維持機関、東京 2020 組織委員会などの関係機関から都災害対策本部を通じて要請があった場合は、必要に応じ、所管施設の提供に関する調整に協力する。

(5) 一時的な避難場所への観客等の避難誘導

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 観客等の誘導は、東京 2020 組織委員会と連携して実施する。この際、多言語に配慮した避難誘導及び要配慮者の適切な誘導や熱中症及び感染症予防に留意する。
- 誘導に際しては、一時的な避難場所に関する情報とともに、周辺の危険個所の情報についても、都市オペレーションセンターを通じて東京 2020 組織委員会や競技会場に通報する。
- 競技会場周辺の大会関連施設に、要配慮者等を一時的に受け入れ、その安全を確保するよう東京 2020 組織委員会に要請する。
- 競技会場周辺のデジタルサイネージによる移動先や避難上の留意点等の広報を、デジタルサイネージの管理者に要請する。

【都災害対策本部】

- 都市オペレーションセンターを通じて、一時的な避難場所における観客等の受入状況を

収集し、各局、関係機関及び競技会場所在区市と共有する。

【政策企画局】

- 都災害対策本部が都市オペレーションセンターを通じて入手した一時的な避難場所等に所在する外国人に関する情報を、速やかに在京大使館等へ提供する。

【警視庁】

- 競技会場内外において東京 2020 組織委員会及びオリンピック・パラリンピック準備局が行う避難誘導が安全に行われるよう、積極的な現場広報を行うとともに、東京 2020 組織委員会及びオリンピック・パラリンピック準備局が行う避難誘導を支援する。

(6) 一時的な避難場所の運営

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 東京 2020 組織委員会と連携して、一時的な避難場所の運営を行う。一時的な避難場所では、以下の業務が想定される。

① 観客等の安全確認

観客等の負傷の有無を確認し、負傷者を発見した場合は近隣医療機関を紹介し、必要に応じて救急隊を要請する。

② 選手や大会関係者の把握

一時的な避難場所の利用者の中に、選手や大会関係者が含まれていないか確認するとともに、利用を把握した場合は、速やかに東京 2020 組織委員会及び必要な関係機関に連絡する。

③ 一時的な避難場所への情報提供

大会運営情報を提供するため、東京 2020 組織委員会に職員の派遣を要請する。また、交通機関の運行情報については、都災害対策本部及び輸送センターから情報を収集し、提供する。

また、都災害対策本部を通じて、周辺の一時滞在施設の開設状況、応急給水施設、医療救護所等に関する情報を収集し、提供する。

④ 避難者の熱中症及び感染症の予防

熱中症予防のための飲料水など、現場に必要な物資を把握し、都災害対策本部等を通じて物資を調達して提供する。

感染症予防のため、一時的な避難場所での体調不良者の発見やソーシャルディスタンスの確保に努める。

4.3 72 時間に想定される応急対策

(1) 人命救助のためのルート確保

【都災害対策本部、建設局、港湾局】

- 大会開催に伴い関係者輸送ルートに指定された緊急輸送ルートについても、発災時には、地域防災計画等に基づき、緊急輸送ルートとしての確保に向けた調整を都市オペレーションセンターを通じて実施する。

【都災害対策本部】

- 都災害対策本部救出救助統括室内に航空運用調整班を設置し、NOTAM 発出の要請等により、災害現場上空の航空機の安全運航を図る。
- 大会開催中の災害時における航空機の運航等について定めた災害対応計画に基づき、安全な運航を図る。
- 競技会場、練習会場、その他大会関連施設等と重複・近接しているヘリコプター緊急離着陸場の現況を把握するとともに、航空機の運航等に向けた調整を実施する。

(2) 医療救護活動

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 医療スタッフや普通救命講習等を受講した大会スタッフ等による簡単な応急処置を東京 2020 組織委員会に要請する。
- ラストマイルにおけるトリアージや応急処置のため必要がある場合には、ペリメーターの開放又は競技会場内の医療スタッフによる支援を都市オペレーションセンターを通じて東京 2020 組織委員会に要請する。
- 競技会場内に設置された選手用・観客用医務室への負傷者搬送等の支援を東京 2020 組織委員会に要請する。
- 現場への医療救護班の派遣や医療機関確保の判断情報となる、競技会場内外の負傷者数を都市オペレーションセンター本部を通じて都災害対策本部に報告する。

【福祉保健局、病院経営本部、東京消防庁】

- 都民・訪都者の負傷等により、医療需要が高い被災現場等に医療救護班及び東京 DMAT を派遣する。

【福祉保健局、病院経営本部】

- 競技会場周辺の医療機関と連携した、負傷者の迅速な受入れに向け調整する。

【福祉保健局】

- 区市町村からの要請を受け、訪都者等が多数被災していると想定される大会開催エリア周辺や観光地周辺の病院及び医療救護所等への医薬品の供給を行う。

【病院経営本部】

- 外国人患者受入れ医療機関認証制度体制(JMIP)の認証を受けた都立病院において、外国人へ適切な処置を実施する。

(3) 物資調達支援活動

【都災害対策本部、福祉保健局】

- 競技会場における観客への事前備蓄物資の配布方針及び物資の不足状況に関する情報を都市オペレーションセンターを通じて収集する。
- 訪都者の増加に伴い、平素よりも物資の不足が見込まれる施設等の情報を施設管理者等から収集する。
- 協定に基づく物資を協定事業者等から調達して、競技会場及び平素よりも物資の不足が見込まれる施設等に支援する。
- 臨時の一時滞在施設として観客等を競技会場近傍の民間施設等に避難させる場合には、速やかに所要の物資を当該民間施設等に提供する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 競技会場内に保護・収容した観客等への物資配布に向け、東京 2020 大会パートナー等に、災害時物資調達支援協定等に基づき協力を要請する。
- 要配慮者への対応も念頭に、一時的に会場内に留まる観客等への支援のため、飲料水や感染症予防グッズなど必要な物資の確保に向けた対策の検討を行う。

(4) 避難者対策

【福祉保健局】

- 「福祉保健局災害対策活動マニュアル」に沿って、避難所に関する区市町村への支援を行う。

【生活文化局】

- 区市町村等の要請により、防災（語学）ボランティアを避難所等に派遣し、外国人被災者の支援（通訳等）を行う。

(5) ライフラインの応急対策

【水道局】

- 競技会場周辺や観光地等の訪都者が多く滞留する地域において、災害時給水ステーション及び給水車による応急給水を実施する。
- 首都中枢機関及び災害拠点病院等の重要施設への供給ルート被害状況を把握するとともに、通水確保のための作業を行う。

(6) ご遺体の取扱い

【福祉保健局】

- 区市町村の要請に基づき、ドライアイスや葬祭用品の供給を手配する。

【警視庁】

- 訪都者のご遺体について、身分証明書等により身元を明らかにし、死亡日時・場所等を記録した上で手続を行う。
- 外国人の場合も同様とする。

【政策企画局】

- 都災害対策本部が区市町村を通じて入手した外国人のご遺体等に関する情報につき、速やかに在京大使館等へ情報提供する。

(7) 夏季酷暑対策

【生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、東京消防庁】

- 外国人旅行者等を含む訪都者等に対して、熱中症等の注意喚起を行う。

【環境局】

- 光化学スモッグ注意報発令時等、訪都者等に対して光化学スモッグの注意喚起を行う。

【都災害対策本部、生活文化局、福祉保健局】

- 熱中症対策に係る用品について、協定締結事業者等に支援を要請する。

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- 事前の想定や当日の競技会場周辺の状況に基づき、水道局と当日の応急給水に関して調整する。
- ラストマイル上の熱中症患者への大会スタッフ等による対応支援を、東京 2020 組織委員会に要請する。

【病院経営本部】

- 全ての都立病院で、大会期間中の熱中症患者の受入体制を確保する。

【東京消防庁】

- 状況に応じて、大会スタッフ等と連携した熱中症患者の対応を実施する。

【水道局】

- 競技会場周辺や観光地等の訪都者が多く滞留する地域において、災害時給水ステーション及び給水車による応急給水を実施する。

(8) 避難者の帰宅に向けた措置

【都災害対策本部、オリンピック・パラリンピック準備局】

- 競技会場及び一時滞在施設等に避難している避難者に対して、公共交通機関の運転再開に関する十分な情報提供を行う。この際、多言語による情報提供に留意する。
- 公共交通機関が運転を再開した直後には、雑踏事故防止のため駅等における混雑状況を避難者に対してきめ細かく発信する。
- 競技会場からの観客等の帰宅に際しては、近傍駅における雑踏事故防止のため、必要に応じて観客の退場を段階的に行う。

4.4 タイムライン

(1) 首都直下地震等

関係機関相互の行動を予測しつつ、より迅速で効率的な応急対策活動を連携して実施できるよう、発災時に都及び関係機関が行う主な応急対策活動について、誰が、いつ、どのような活動を行うのか、あらかじめ想定し、次ページの表のとおり整理する。

(2) 風水害

台風が発生し、首都圏に影響が出ると予測される場合は、都市オペレーションセンターや庁内各局、区市町村等と進路等の気象情報を共有する。

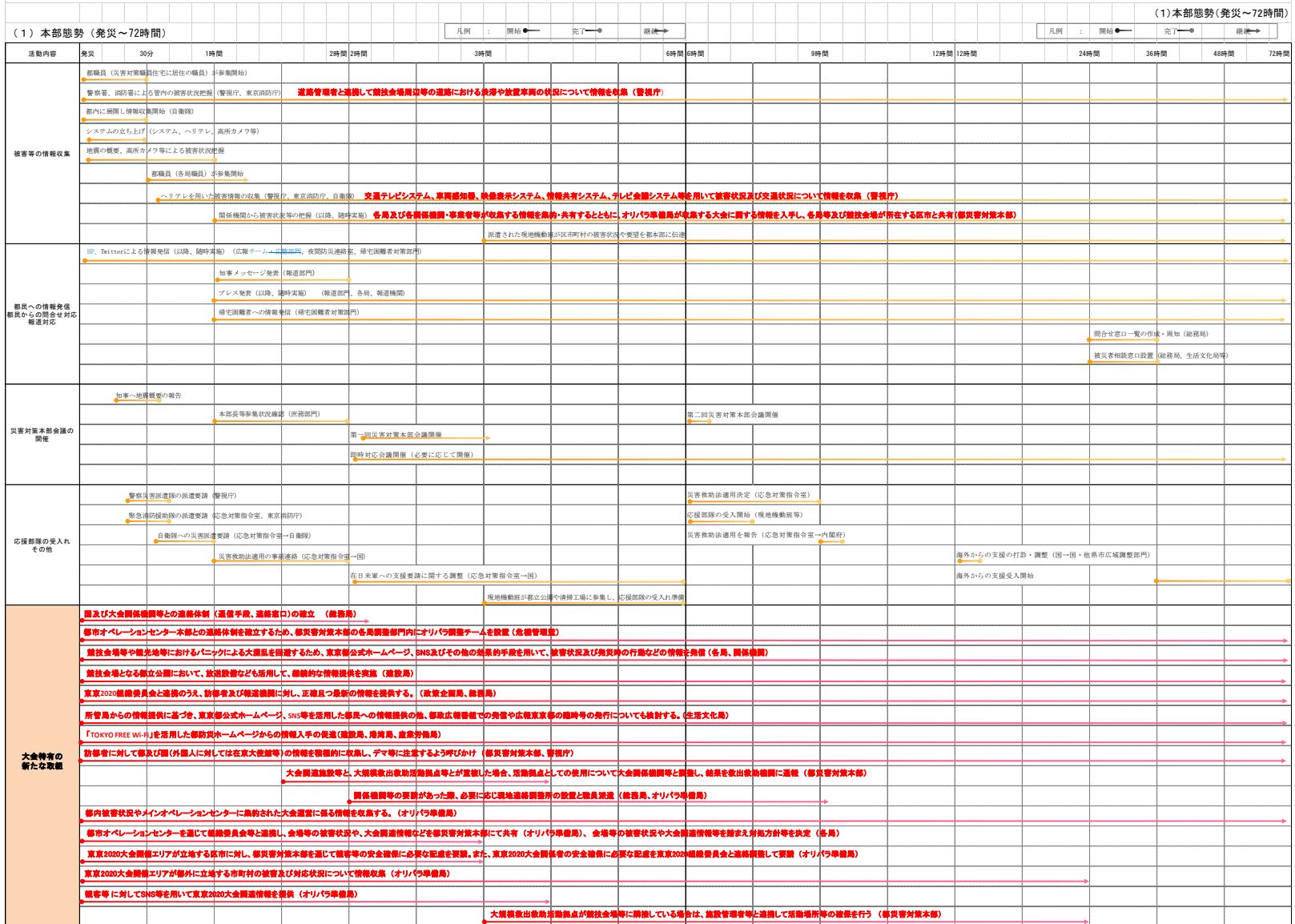
台風の接近等により都内に気象警報が発表され、局地的な被害が発生又は発生する恐れがある場合は、都災害即応対策本部等を設置して、都市オペレーションセンターや関係各局、関係区市町村、関係機関と災害情報を共有するとともに必要な応急対策を実施する。

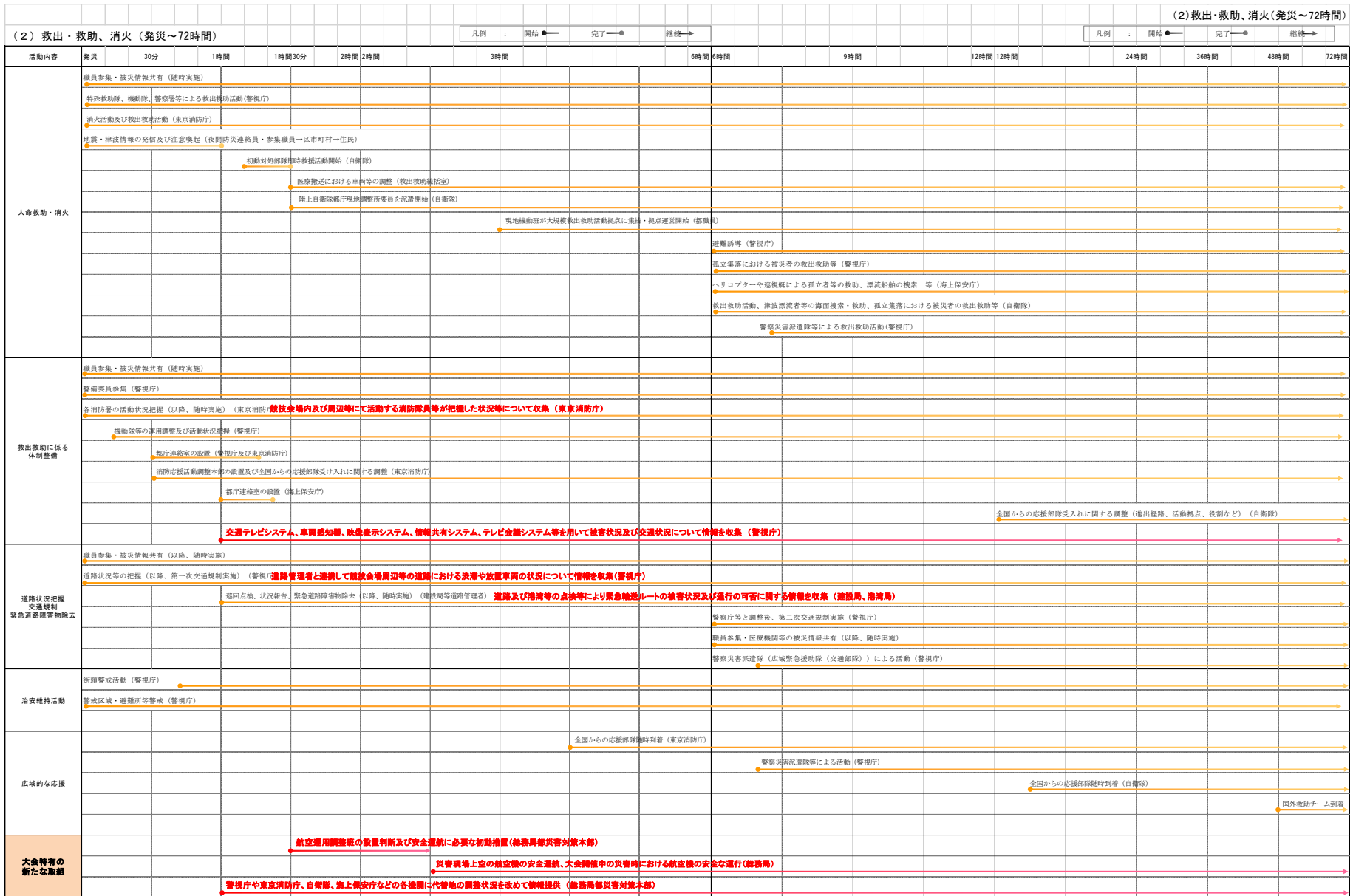
都内で大規模な被害が発生又は発生する恐れがある場合は、都災害対策本部等を設置して、重要な災害情報の収集と伝達、災害派遣要請、区市町村の相互応援、都市オペレーションセンターと連携した対応、庁内の総合調整等、応急対策を実施する。



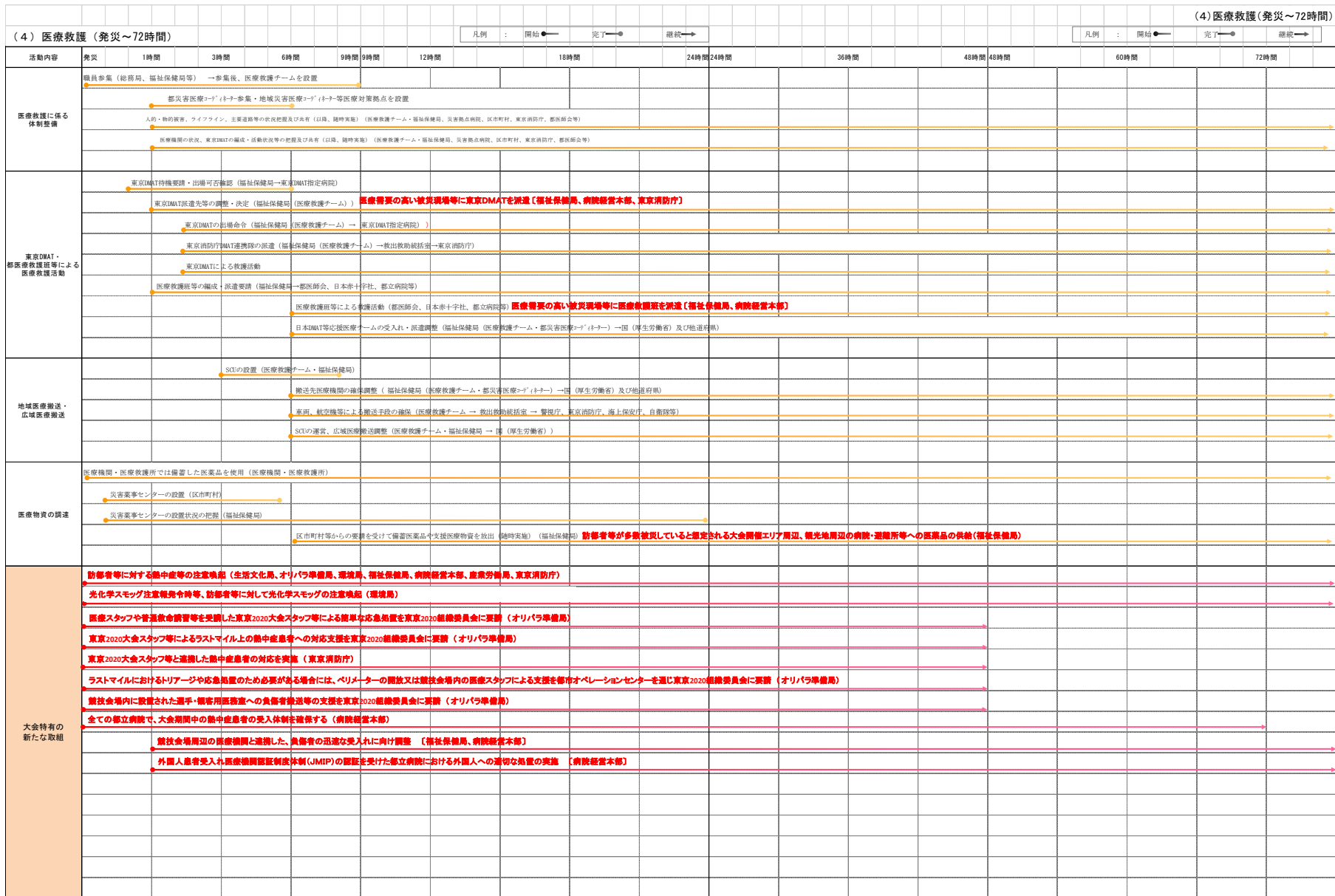
図 風水害のタイムライン（イメージ）

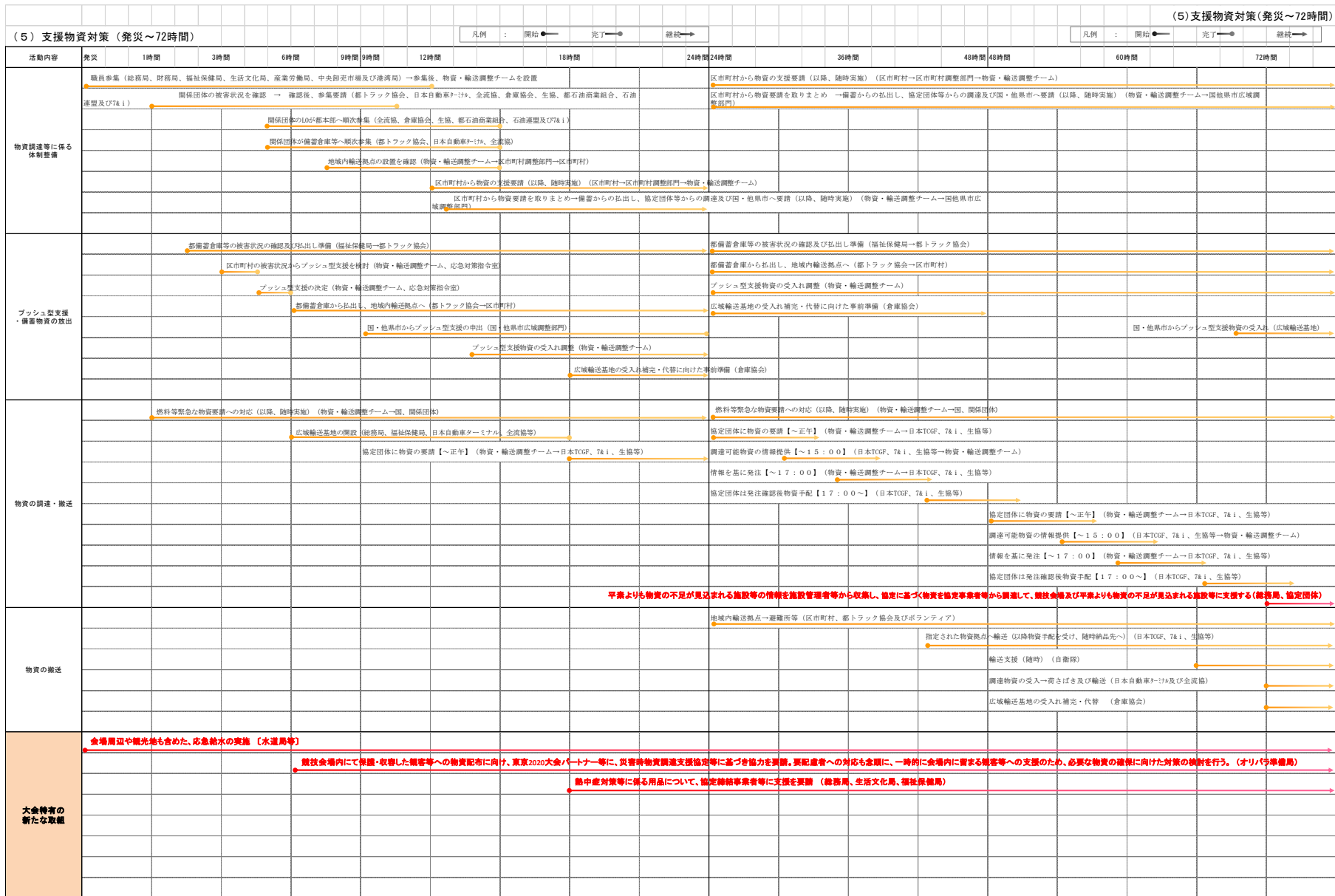
タイムライン

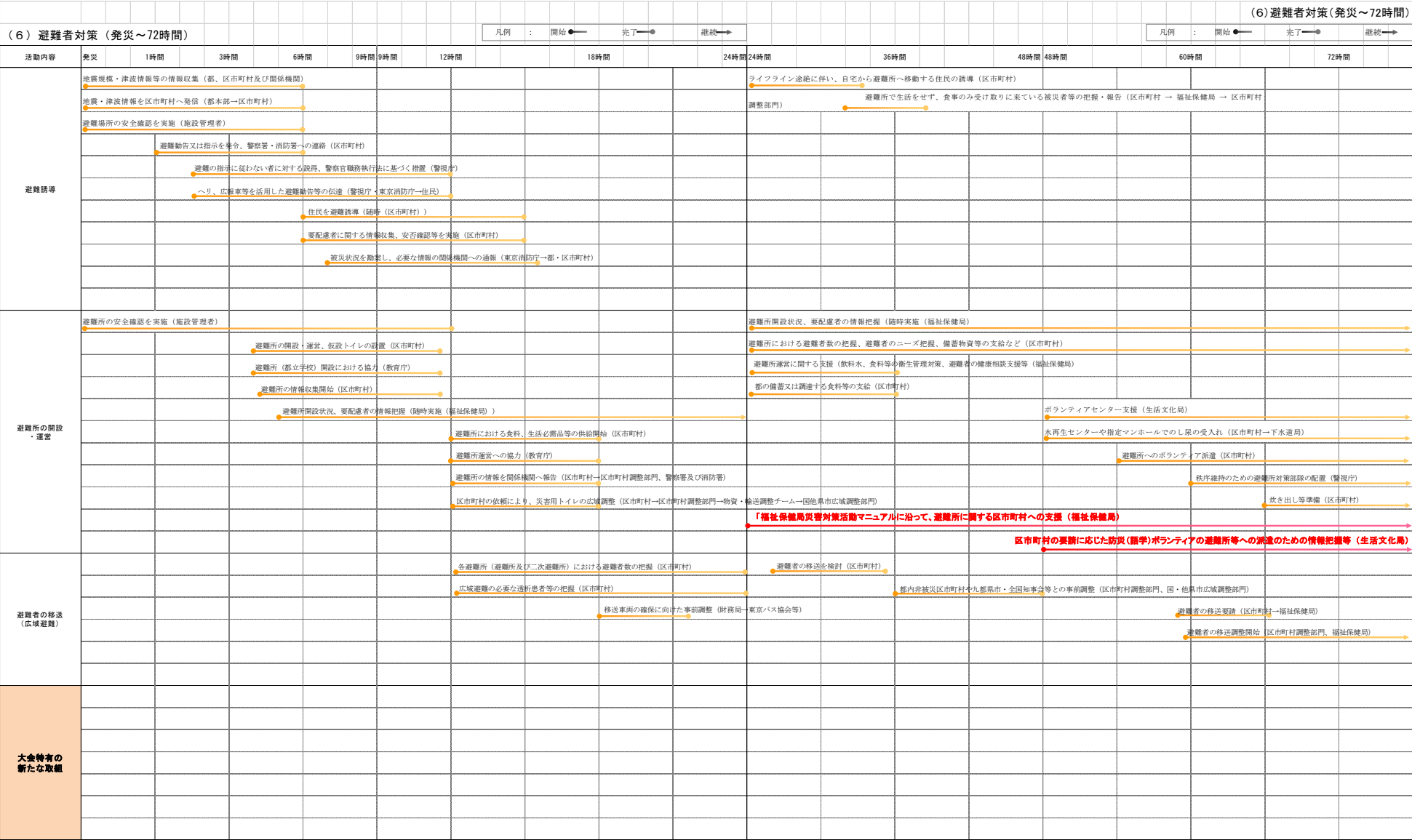




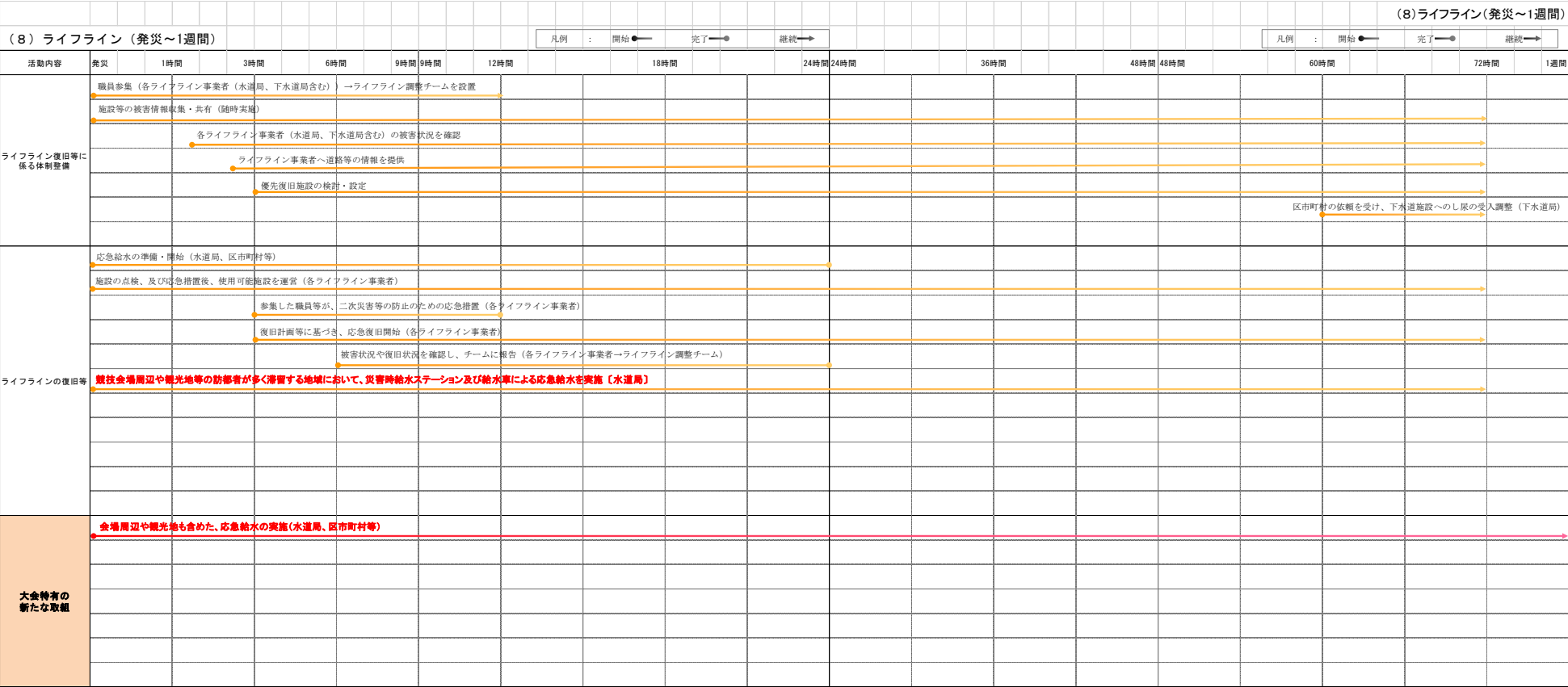
																	(3) 道路調整 (発災～72時間)			
																	凡例 : 開始 完了 継続			
																	凡例 : 開始 完了 継続			
活動内容		発災	1時間	3時間	6時間	9時間	9時間	12時間	18時間	24時間	24時間	36時間	48時間	48時間	60時間	72時間				
道路被害情報の収集・整理	徒歩や車輛による巡回点検に基づき、被害情報を収集し、GISシステム等を活用し都本部へ報告（以降、随時実施）（都職員・協力事業者→総務局・建設局等）																			
	警察署等による道路被害情報収集活動（警視庁）																			
	ヘリによる被害情報収集活動（警視庁及び東京消防庁）																			
	都災害対策本部内に道路調整チームを設置																			
	道路調整チーム構成機関へ、道路状況に関する随時・定時報告を依頼→報告を受け、被害状況を作戦地図に落とし込み、随時資料化（道路調整チーム）																			
緊急道路障害物除去資機材の配分	都防衛出経路、大規模救出救助活動拠点・災害拠点病院周辺の道路被害に関する問合せ→随時回答（道路調整チーム→警視庁・東京消防庁・陸上自衛隊・災害拠点病院）																			
	政府現地対策本部からの支援物資受入れのためのルート調整（道路調整チーム）																			
	各区市町村への物資支援のためのルート調整（道路調整チーム）																			
	救出・救助部隊からの直轄あっせん要請（警視庁・東京消防庁→道路調整チーム）																			
	道路調整チーム内で提供可能な重機のあっせん調整→あっせん可能な事業者（重機）の連絡先（担当者）等を紹介（道路調整チーム）																			
人命救助のためのルート確保・緊急輸送ネットワークの確保	道路管轄に必要な重機が不足する場合は、国、他道府県等へ応援依頼（道路調整チーム→都、他県市広域調整部門）																			
	道路管轄部隊からの直轄あっせん要請（陸上自衛隊→道路調整チーム）																			
	道路管理者からの重機あっせん調整要請（高速道路会社等→道路調整チーム）																			
	緊急輸送ルート確保の方針検討（応急対策指令室、道路調整チーム等）																			
	緊急輸送ルート確保の方針決定（都本部）																			
大会開催に伴い関係者輸送ルートに指定された緊急輸送ルートも地域防災計画に基づき確保に向けた調整を都市オペレーションセンターを通じて実施（総務局、建設局、港湾局）	被災状況や各道路管理者等からの点検結果等も踏まえ、ルート確保に向けた対応実施（応急対策指令室、道路調整チーム等）																			
	消防隊等部隊進出経路の管轄及び確保（警視庁）																			
	救出・救助部隊の部隊進出経路に関する調整（警視庁・東京消防庁・陸上自衛隊→道路調整チーム）																			
	負傷者搬送経路に関する調整（警視庁・東京消防庁・陸上自衛隊・災害拠点病院→道路調整チーム）																			
	救出・救助部隊及び負傷者搬送に係る優先的管轄路線の調整（道路調整チーム）																			
港湾・空港・河川・公園の被害情報収集	災害拠点病院等への燃料補給のルートに係る調整（石油連盟・都石油商業組合→道路調整チーム）																			
	災害拠点病院等への燃料補給に係る優先的管轄路線の調整（道路調整チーム）																			
	都トラック協会・東京都生協連等との支援物資搬送ルートに係る調整（都トラック協会・東京都生協連→道路調整チーム）																			
	ターミナル事業者との支援物資搬送ルートに係る調整（全業協→道路調整チーム）																			
	支援物資搬送に係る優先的管轄路線の調整（道路調整チーム）																			
大会特有の新たな取組	職員参集とともに東京港（海上輸送基地、防災船着場等）の被害情報及び使用の可否を確認（以降、随時実施）（道路調整チーム→港湾局・海上保安庁等）																			
	職員参集とともに都内の空港やヘリポート、関東エリアの空港の被害情報・使用の可否を確認（以降、随時実施）（道路調整チーム→港湾局・国土交通省東京航空局等）																			
	職員参集とともに都内の河川・防災船着場・緊急用河川敷道路等の被害情報及び使用の可否を確認（以降、随時実施）（道路調整チーム→建設局等）																			
	職員参集とともに都内の都立公園の被害情報及び使用の可否を確認（以降、随時実施）（道路調整チーム→建設局）																			
	収集した情報を基に部隊進出手段・経路を検討（道路調整チーム）																			
大会特有の新たな取組	収集した情報を基に負傷者搬送手段・経路を検討（道路調整チーム）																			
	収集した情報を基に市民避難の手段・経路を検討（道路調整チーム）																			
	収集した情報を基に支援物資搬送手段・経路を検討（道路調整チーム）																			











																	(9)ご遺体の取扱い(発災～1週間)																
																	凡例 : 開始 ● 完了 ● 継続 →																
活動内容	発災	1時間	3時間	6時間	9時間	9時間	12時間	18時間	24時間	24時間	36時間	48時間	48時間	60時間	72時間	1週間																	
ご遺体の捜索・収容	救出救助活動に伴い、発見したご遺体を収容（以降、随時実施）（警視庁及び自衛隊） 防犯者のご遺体について、身分証明書等により出身地を明らかにし、死亡場所等を記録した上で遺体安置所に搬送する【警視庁】																																
	遺体収容所の設置（区市町村）																																
	遺体収容所設置について報告（以降、随時設置状況を把握）（区市町村→区市町村調整部門、福祉保健局及び警視庁）																																
	遺体収容所設置について住民に周知（区市町村）																																
検視・検案・身元確認	区市町村の要請に基づきドライアイスや防寒用品の供給を手配【福祉保健局】																																
	知事より検案を命じる（知事→監察医務院）																																
	検視班編成、遺体収容所に派遣（警視庁）																																
	検案班編成、遺体収容所に派遣（監察医務院）																																
	身元確認班編成、遺体収容所に派遣（東京都歯科医師会）																																
	警察災害派遣隊（広域緊急援助隊（刑事部隊））による活動(警視庁)																																
	検視班による検視の実施（警視庁）																																
	検案班による検案の実施（監察医務院）																																
	資器材及び搬送車両を確保（区市町村）																																
	区市町村で資器材や搬送車両を確保できない場合、都に協力要請（区市町村→区市町村調整部門→物資・輸送調整チーム）																																
	検案の人員が不足する場合、協力機関に応援要請（福祉保健局→日本法医学会、都医師会、日赤東京都支部）																																
	区市町村より協力要請を受けた場合、協定締結業者に付して資器材や搬送車両の調達要請（区市町村→区市町村調整部門→物資・輸送調整チーム→協定締結業者）																																
	応援検案班による検案の実施（日本法医学会、都医師会及び日赤東京都支部）																																
	検案の人員が不足する場合、国・他県市に応援要請（区市町村→区市町村調整部門→国他県市広域調整部門→国及び他県市）																																
	火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																															
広域火葬の応援・協力を要請（区市町村→福祉保健局）																																	
火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																	
火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																	
火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																	
広域火葬の実施を決定（福祉保健局）																																	
火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																	
広域火葬の実施を住民に周知（区市町村）																																	
火葬要員派遣の手配要請（火葬事業者→福祉保健局）																																	
火葬要員の派遣要請（福祉保健局→区市町村調整部門→都内非被災区市町村）（福祉保健局→国・他県市広域調整部門→国・他県市）																																	
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
	火葬場の被災状況の把握（区市町村）																																
	火葬場の被災や要員の状況、火葬能力等を報告（火葬場事業者→福祉保健局）																																
火葬																																	

(10) 訪都者等の避難誘導対策（発災～1週間）																								
凡例 : 開始 完了 継続																								
活動内容	発災	1時間	3時間	6時間	9時間	9時間	12時間		18時間		24時間	24時間		36時間		48時間	48時間		60時間		72時間		1週間	
大会特有の 新たな取組	「TOKYO FREE Wi-Fi」を活用した都防災ホームページからの情報入手の促進（施設局、港湾局、産業労働局）																							
	競技会場周辺の状況に応じて、応急給水に関する調整を水道局と実施（オリパラ準備局）																							
	会場周辺や観光地も含めた、応急給水の実施（水道局等）																							
	東京2020組織委員会をはじめとする関係機関と連携し、多言語等に配慮した避難誘導及び要配慮者の適切な誘導に係る調整実施（オリパラ準備局）																							
	都市オペレーションセンターを通じて、一時的な避難場所における観客等の受入状況を収集し、各局、関係機関及び競技会場所在区市と共有（都災害対策本部）																							
	競技会場等の施設安全点検等を実施し、その結果をVGMに通報（施設管理者）																							
	競技会場内のバリアフリー化された設備や、多言語対応したスタッフ体制等が確保されている場所等に、支援が必要な要配慮者等を避難させる（施設管理者）																							
	競技会場周辺の大々開通施設において、要配慮者等を一時的に受け入れ、安全を確保するよう東京2020組織委員会に対し要請（オリパラ準備局）																							
	VSMからの通言及び施設管理者が実施する安全点検等の結果を踏まえてVGMが決定する避難方針を、都市オペレーションセンターを通じて把握し都災害対策本部に報告（オリパラ準備局）																							
	競技会場内に安全な空きスペースがあるようであれば、ペリメーターの開放にあわせ周辺滞留者等の競技会場内での安全確保を、都市オペレーションセンターを通じて組織委員会に要請（オリパラ準備局）																							
	競技会場内外にて東京2020組織委員会及びオリンピック・パラリンピック準備局が行う避難誘導の措置が効果的に行われるよう、積極的な現場広報を行うとともに、一時的な避難場所等に観客等を誘導（警視庁）																							
	外国人旅行者等を含む訪都旅行者等に対する助成中等の注意喚起（生活文化局、オリパラ準備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、東京消防庁）																							
	都災害対策本部が都市オペレーションセンターを通じて入手した、一時的な避難場所等に所在する外国人の情報を、速やかに在京大使館等へ情報提供（政策企画局）																							
	都災害対策本部が収集した都内被害状況や訪都者の被災状況について、複数の災害時通信手段を活用して在京大使館等と情報共有（政策企画局）																							

[V . 感染症対策分野編]

初 版	平成 30 年 3 月 9 日
第 二 版	平成 31 年 4 月 16 日
暫 定 版	令和 3 年 6 月 30 日

目 次

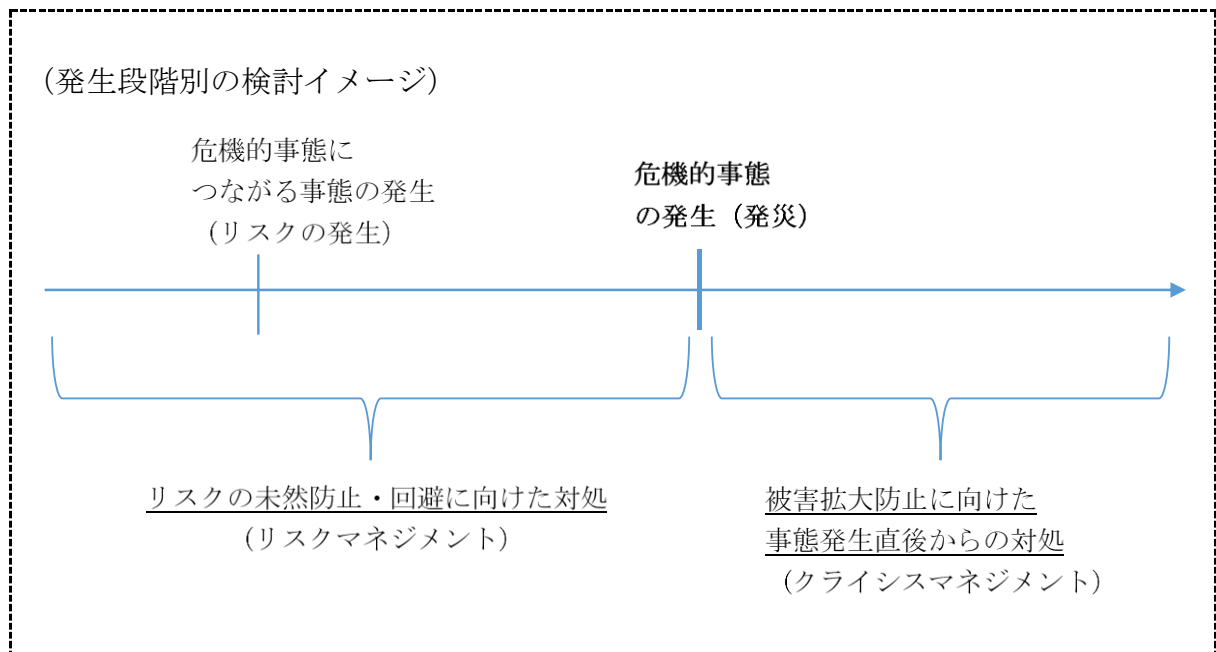
V. 感染症対策分野編

1. 感染症対策分野における対処要領の考え方
 - 1.1 位置付け
 - 1.2 危機的事態の定義
 - 1.3 危機的事態の判断基準
2. 危機管理体制
 - 2.1 感染症対策における各組織の役割
 - 2.2 大会期間中に設置される組織等
 - 2.3 通常時の体制
 - 2.4 リスク評価
 - 2.5 危機的事態発生時の対応体制
3. 東京 2020 大会に向けた取組
 - 3.1 大会開催に伴うリスク
 - 3.2 課題整理の考え方
 - 3.3 危機的事態回避のための課題と対応策（リスクマネジメント）
 - 3.4 危機発生時の対処に係る課題と対応策（クライシスマネジメント）

1. 感染症対策分野における対処要領の考え方

1.1 位置付け

- 東京 2020 大会においては、諸外国から選手団をはじめとする大会関係者等が東京を訪れ、国内からも多くの人々が集まるため、様々な感染症の発生リスクが高まる。
- 大会期間中に都民及び訪都者（以下「都民等」という。）の生命・健康を守り、生活や社会機能の維持、円滑かつ安定的な大会運営を図ることは、開催都市の責務である。
- 本対処要領（感染症対策分野）は、感染症の発生・拡大が、都民等の健康に重大な影響を及ぼし、大会運営に支障が生じる事態（以下「危機的事態」という。）につながることを回避し、万が一、危機的事態に至った場合にも、速やかに被害拡大防止のための対策等を講じられるよう、定めるものである。



- 本対処要領（感染症対策分野）では、大会期間中に関係機関と連携して迅速・適切に対策を実施するための体制を構築することを主眼として、対応の方針、対策の実施内容や各組織の役割、組織間の調整方法等について定める。

1.2 危機的事態の定義

● 基本的な対応

感染症発生時の基本的な対応は、感染症法等の関係法令や、これに基づく東京都感染症予防計画、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画、東京都蚊媒介感染症行動計画及び各種マニュアルに従って実施する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応は、感染症法等の関係法令、通知及び国の基本的対処方針を踏まえて実施することとなる。通知等については、当該感染症の発生状況等により適宜改正されることがあり、状況の変化及び国の動向等に合わせ、必要となる対応を機敏に実施していく。

● 「危機的事態」の定義

本対処要領（感染症対策分野）では、感染症の発生・拡大による「危機的事態」の未然防止・回避、危機的事態発生時の対応の両面で対策に取り組むこととしている。

危機的事態については、本対処要領（感染症対策分野）の感染症対策分野の策定目的に鑑み、感染症が発生した場合（都外・国外を含む。）の大会運営への影響度を考慮し、以下のように定義する。

【危機的事態】

感染症の発生・拡大により、都民等の健康に影響を及ぼし、大会運営に支障が生じる可能性があり、以下の対応を検討する必要がある状況

- 競技の中止・順延等
- 選手・関係者並びに観客、地域住民等の安全確保を図る対策
- 被害拡大防止のため広域的・組織横断的な対応

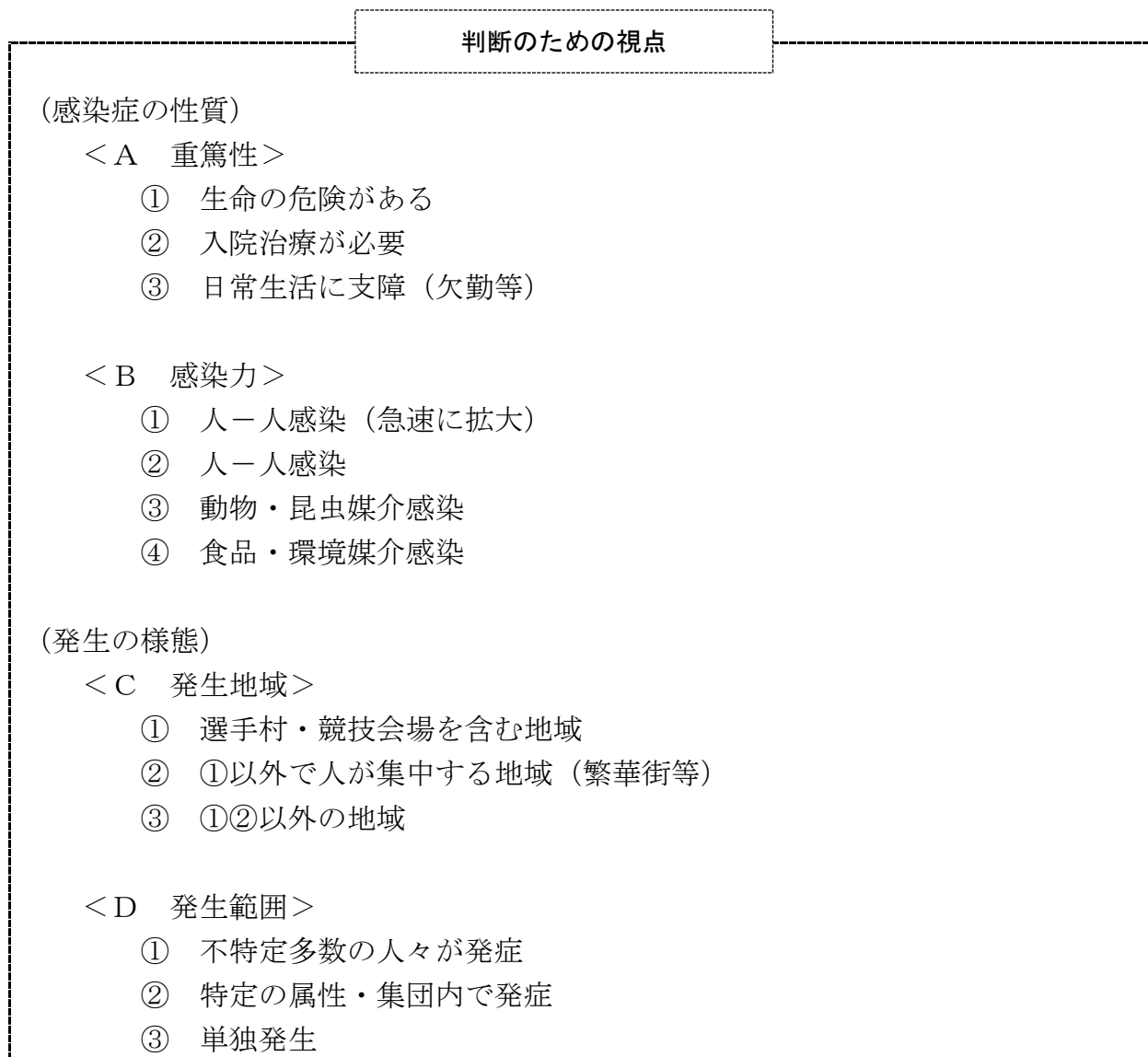
※ 準危機的事態

大会運営に直接的な支障は生じないが、都内での感染症発生のおそれや、大会関連の物資・サービスの提供等に影響を及ぼすおそれがあり、状況を注視しつつ、限定的な対策実施の検討が必要な事態である場合、「準危機的事態」として、危機的事態に準じた体制で対応する。

なお、新型コロナウイルス感染症については、感染症法等の関係法令、通知及び国の基本的対処方針を踏まえた上で、その時点での感染状況や医療提供体制の状況その他の諸状況や、専門家のコメント等を踏まえ、総合的に判断して、必要な対応をとるものとする。

1.3 危機的事態の判断基準

- 現に発生している状況が危機的事態等に該当するかどうかの具体的な判断を行う場合には、発生した「感染症の性質」と「発生の様態」の組合せから、どの程度大会運営に影響を及ぼすおそれがあるかを考慮する。



- AからDのそれぞれの視点から事案の内容・状況を確認し、大会運営への影響や選手等の安全確保等を考慮して、危機的事態への該当の有無を判断する。
なお、事案の状況等に応じ、感染拡大防止のために必要な対策を実施するものとする。

【危機的事態の判断の考え方（例示）】

感染症の例・ 感染症の性質	発生の様態	危機的事態 の考え方
エボラ出血熱、 中東呼吸器症候群（MERS）など 【A 重篤性】 ① 生命の危険がある 【B 感染力】 ① 人－人感染 （急速に拡大） ② 人－人感染	【C 発生地域】 ① 選手村・競技会場を含む地域 ② 人が集中する地域 （繁華街等） 【D 発生範囲】 ① 不特定多数の人々 ② 特定の属性・集団内 ③ 単独発生（行動歴、濃厚接触者の有無を考慮）	大会運営に支障が生じ、競技の中止・順延等を検討する必要がある。 ↓ 危機的事態
腸管出血性大腸菌感染症、 デング熱、麻しん、 侵襲性髄膜炎菌感染症 など 【A 重篤性】 ① 入院治療が必要 ② 日常生活に支障 【B 感染力】 ① 人－人感染 ② 動物・昆虫媒介感染 ③ 食品・環境媒介感染	【C 発生地域】 ① 選手村・競技会場を含む地域 【D 発生範囲】 ① 不特定多数の人々 （大規模発生、感染源・経路等不明の場合）	発生状況等を考慮し、大会継続に向けて対応する。

※ 危機的事態への該当については、専門家の意見も踏まえながら、具体的に発生している状況や想定される被害の範囲と程度、大会運営への影響等を考慮に入れ、判断する。

2. 危機管理体制

東京 2020 大会における通常時及び危機的事態発生時の庁内関係部署、区市保健所及び関係機関間の情報集約・提供、連絡調整の方法等を明確化し、リスクに適切に対応できる体制を構築する。

2.1 感染症対策における各組織の役割

- 感染症対策に関係する各組織・部署は、それぞれ所管する法令等に従い、関係機関とも連携・協力して、通常時から基本的な対策を実施する。

部 署 ・ 機 関 名		役 割 ・ 基 本 的 な 対 策
東 京 都	総務局	全庁的な危機管理体制
	オリンピック・パラリンピック準備局	都市オペレーションセンターの設置、東京 2020 組織委員会、庁内各局との連絡調整
	福祉保健局	
	総務部	総務局総合防災部、オリンピック・パラリンピック準備局との連絡調整
	感染症対策部	感染症対策に係る総合調整、局内各部との連絡調整
	健康安全部	食品衛生・環境衛生部門との連携
	健康安全研究センター	感染症発生情報収集・発信、病原体検査
	医療政策部	外国人への医療提供体制整備、医療法等に関する諸調整
	保健政策部	保健所業務に関する諸調整
	都保健所	疫学調査、防疫措置、保健衛生指導等
	病院経営本部	都立病院等（感染症指定医療機関等）における対策に関する諸調整
	警視庁	感染症対策の実施に係る協力
	東京消防庁	一類感染症等の患者発生時における患者の移送業務に係る協力
関 係 機 関	特別区・保健所設置市	疫学調査、防疫措置、保健衛生指導等
	東京 2020 組織委員会	国、都、大会関係施設等との連絡調整
	厚生労働省	各省庁、WHO 等との連絡調整
	国立感染症研究所	全国の感染症発生情報の収集・提供
	検疫所	空港等における検査、海外情報の提供等
	東京都医師会	都内医療関係者への情報提供、諸調整

※ 関係部署・機関については、今後、東京 2020 大会に向けた準備・検討を進める中で必要に応じて追加していく。

2.2 大会期間中に設置される組織等

- **メディカル・ファンクショナル・コーディネーション・センター（MFCC）**

東京 2020 組織委員会内における医療衛生関係業務の統括・調整を行う。

- **東京 2020 組織委員会感染症対策センター**

東京 2020 組織委員会内における感染症対策の業務拠点として、選手村総合診療所や東京 2020 大会保健衛生支援東京拠点と連携し、アスリート等・大会関係者にかかる情報集約や発生時の対策等に関する情報の周知等を行う。

- **東京 2020 大会保健衛生支援東京拠点**

東京 2020 組織委員会感染症対策センターと連携して、選手村等に滞在するアスリート等にかかる新型コロナウイルス感染症の発生状況の監視、患者発生時の対策等を実施する。

- **大会指定病院**

大会期間中、入院、手術が必要となる大会関係者を受け入れる後方病院。東京 2020 組織委員会があらかじめ指定する。

- **選手村総合診療所（ポリクリニック）**

選手村内に設置し、主に選手・役員等に医療を提供する。

2.3 通常時の体制

- **情報の集約・還元**

都内の感染症の発生状況及び対策の実施状況については、都が情報を集約し、庁内関係部署及び区市保健所に還元する。

また、厚生労働省、国立感染症研究所、東京検疫所及び東京都医師会等の関係機関へも情報提供を行う。

さらに、都民等に対し、感染症の発生状況や基本的な予防策等に関する正しく分かりやすい情報の提供を行う。特に注意が必要な発生状況については、適宜、警報発出等の報道発表を行い、注意喚起を実施する。

新型コロナウイルス感染症については、都が設定したモニタリング項目について継続して状況を監視し、専門家の助言も得ながら分析を行い、注意喚起を含めた情報発信を行っていく。また、東京 2020 組織委員会と連携して、東京 2020 大会の関係者向けに我が国の公衆衛生の取組や新型コロナウイルス感染症対策について解説した「プレイブック」（ルールブック）を活用し、対策の周知徹底を図るとともに、広く都民に東京 2020 大会における新型コロナ対策について情報提供していく。

- **大会関係施設等への情報提供**

東京 2020 組織委員会及び大会関係施設への感染症の発生状況等の情報提供については、都市

オペレーションセンターから MOC に提供する。

- **アスリート等及び大会関係者にかかる情報の集約等**

患者等の発生情報の集約については、東京 2020 組織委員会感染症対策センター及び東京 2020 大会保健衛生支援東京拠点が協力して実施するとともに、関係者間で必要な情報共有を行う。

- **選手村等での感染症発生時における関係機関の連携**

選手村等の大会関係施設において感染症が発生した場合には、東京 2020 組織委員会感染症対策センターと保健所、東京 2020 大会保健衛生支援東京拠点等が協力し、一体的な取組を進め、発生状況、濃厚接触者の状況及び拡大防止対策の実施状況等の情報収集等を行うとともに、東京 2020 組織委員会、東京都、区市保健所等の関係機関が密接に連携して、感染症の拡大防止と患者への適切な医療の提供に必要な取組を迅速かつ効率的に行う。

2.4 リスク評価

- 感染症の発生状況について、情報集約・分析の後、必要に応じて専門家への意見照会を行い、危機的事態への該当の有無を含めリスク評価を行う。

2.5 危機的事態発生時の対応体制

- **被害状況・対策の実施状況等の情報共有等**

感染症の発生状況及び被害状況、対策の実施状況等の情報は、都市オペレーションセンターにおいて関係各局で共有する。

また、東京 2020 組織委員会及び大会関係施設に対しても、都市オペレーションセンターから MOC を通じて情報提供を行う。

- **選手村等での新型コロナウイルス感染症クラスター発生時の対応**

選手村等において新型コロナウイルス感染症のクラスター発生（発生が疑われる場合を含む）があった場合には、東京 2020 組織委員会感染症対策センターが、速やかに発生状況及び濃厚接触者の状況、対策の実施状況等の把握を行い、東京 2020 大会保健衛生支援東京拠点等を通じて関係機関と情報共有を行う。また、関係機関が協力して検査・入院等にかかる調整、その他必要な対策を実施することにより、地域への感染拡大防止に努める。

発生状況や対策の実施状況等の情報は、都市オペレーションセンターにおいて関係各局で共有する。

- **各部署における追加的対策等の実施**

庁内関係各部署及び区市保健所は、それぞれ基本的な対策を実施しつつ、情報収集や、感染症の発生・拡大による被害拡大を踏まえた対応策を検討し、追加的な対策を実施する。

- **都民等への情報提供**

都民等に対し、感染症の発生状況や基本的な予防策等に関する正しく分かりやすい情報の提供を行う。注意が必要な発生状況については、適宜、警報発出等の報道発表、ツイッター等での発信を行い、注意喚起を実施する。

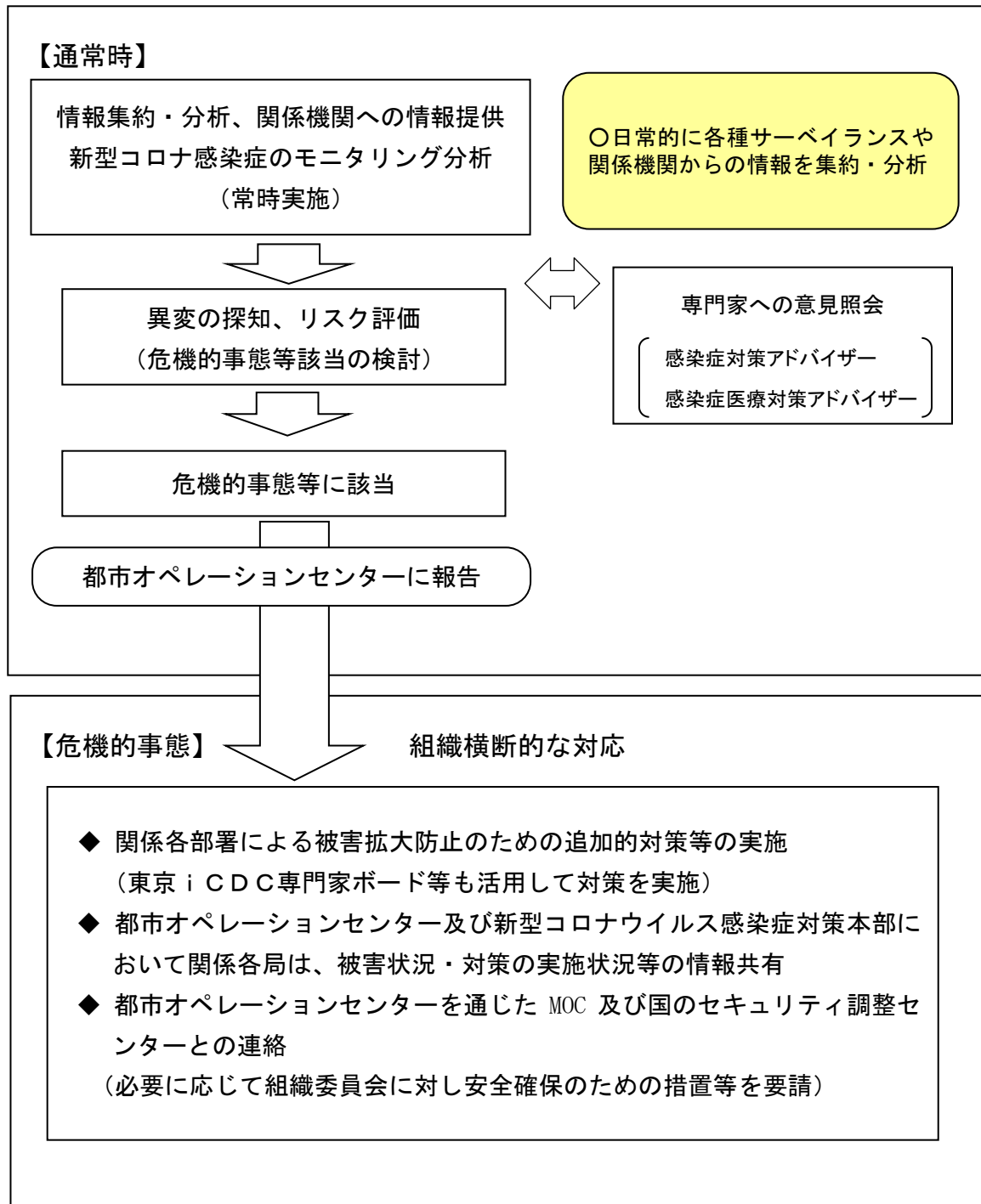
● **安全確保のための措置の要請**

東京都は、危機的事態等の発生時において必要な場合には、都市オペレーションセンターから MOC を通じて東京 2020 組織委員会に対し、選手、大会関係者、観客及び地域住民等の安全確保のため中止や順延等の措置をとること等について、決定のための判断材料となる情報提供や意見具申・要請を行う。

※ **大会運営に関する判断等**

競技の一部中止や順延等の東京 2020 大会運営に関する決定は、東京 2020 組織委員会が行う。

【通常時と危機的事態の対応の流れ】



3. 東京 2020 大会に向けた取組

3.1 大会開催に伴うリスク

- 大会期間中には国内外からの人や物資の往来が増え、競技会場周辺や繁華街等を中心に通常時よりも多くの人が集まることから、様々な感染症が発生・拡大するリスクが高まる。
- 以下のような感染症の発生時には、危機的事態に繋がるリスクがより高くなると考えられる。

重篤タイプ：り患した場合に重症・重篤となる感染症の発生

＜留意点＞ 早期探知、厳格なまん延防止、専門的医療による重症化防止が必要

急速拡大タイプ：感染力が強く急速に広がるおそれのある感染症の発生

＜留意点＞ 患者への指導・行動自粛要請、感染予防策の周知が必要

希少タイプ：国内発生がない又は稀で、診断・治療が難しい感染症の発生

＜留意点＞ 国内では情報が十分に浸透しておらず、最新の情報を医療機関等に周知することが必要

※ 新型コロナウイルス感染症については、高齢者や基礎疾患を有する者は特に重症化するリスクが高いとされており、感染力も強く急速に広がるおそれがある。また、医学的に十分に解明されていない部分もあり、変異株に関する情報も含め最新の知見を発信していく必要があることに留意して、対策を進める必要がある。

- 選手村、大会指定病院、ポリクリニック等の大会関係施設が設置されることも大会期間中における特殊な状況の一つであり、これらの施設における感染症対策が適切に講じられるようにすることも課題である。

3.2 課題整理の考え方

- 感染症対策における基本的な対応は、早期に発生を探知し（サーベイランス）、感染症（病原体）を特定して（病原体検査）、感染症の特徴に応じた拡大防止策を迅速に行い（疫学調査・保健指導等）、また、感染した患者の重症化防止や早期回復を図ること（医療提供）であり、被害を限局化・限定化することを企図して体制が整えられている。
- 大会期間中においても、これらを確実に実施することが、対策の鍵となる。

<別表1>

感染症対策における基本的な対応

取組	概要		備考（取組例）
サーベイランス	感染症発生状況の把握	感染症発生に関する情報を医療機関等から常時系統的に収集して、発生の有無、状況等を監視するとともに、情報を解析し、還元する	・感染症発生動向調査（患者・病原体サーベイランス） ・救急搬送サーベイランス 等 ・HER-SYS による発生動向把握 *
病原体検査	対策に必要な病原体等検査	行政による対策実施に必要な、医療機関では困難な疾患の特定や病原体の確認等の検査を行う	・疫学調査において実施する疾患特定のための検査 等 ・診療・検査医療機関の確保 * ・変異株サーベイランス *
疫学調査	原因究明や二次感染防止のための調査等	感染症患者発生時に、保健所が、対策に必要な情報（原因の推定、接触者の有無等）を患者等から得るための調査を行う	・積極的疫学調査による感染経路や濃厚接触者の把握 等 ・クラスター発生施設における積極的検査等 *
医療提供	感染症医療の提供	感染症患者に対して、重症化防止・早期回復や感染拡大防止を図るために、適切な医療提供を行う	・感染症指定医療機関の指定 ・医療機関への診断に必要な情報の提供 等 ・入院重点医療機関の指定等による病床確保 * ・宿泊療養施設の確保、自宅療養者への支援 *
その他	予防やまん延防止のための各種取組	感染症の予防やまん延防止のための上記以外の取組	・都民等への普及啓発、情報発信、相談対応 等 ・新型コロナ特設サイトの設置 * ・新型コロナコールセンター、発熱相談センターの設置 * ・東京 iCDC による専門的見地からの調査研究・提言 *

* 新型コロナウイルス感染症対策として実施するもの

- 感染症対策を考える上では、大会開催に伴うリスクを踏まえ、大会期間中における「危機的事態の発生回避」及び「危機的事態発生時の被害拡大を防止」のための課題について、それぞれ抽出し、対応策を整理することが必要であり、別表２及び別表３のとおり課題と対応策を整理する。

【課題整理に当たっての視点】

- ・ リスクマネジメント
危機的事態につながる要因（＝リスク）を抽出し、その軽減、回避を図る。
 - ・ クライシスマネジメント
危機的事態（＝クライシス）発生時において被害の最小化を図る。
- 別表２及び別表３に掲げられている対策以外についても、感染状況等に鑑み必要な対策は適宜実施し、感染拡大の防止や被害の最小化を図っていく。

3.3 危機的事態回避のための課題と対応策（リスクマネジメント）

- 大会期間中において、感染症対策における基本的な対応体制が十分に機能しないことに繋がる要因を危機回避のための課題として抽出し、そのための対策を進めていく。

別表2 リスクマネジメント上の課題と対応策

（＊ 新型コロナウイルス感染対策として実施するもの）

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
サーベイランス	○	○	○	・ 海外及び他自治体における感染症の発生・流行状況の把握	○ 国立感染症研究所において集約を行う海外・他自治体情報を随時把握し、都感染症情報センターホームページで情報提供 ○ アジア感染症対策プロジェクトのネットワークを活用し、海外都市の感染症情報を把握 ○ 注意が必要な情報については、医療機関向けホームページで診断のための参考情報として掲示 ○ 新型コロナウイルス変異株の発生状況等の随時把握 ＊	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）
	○	○	○	・ 訪日外国人及び海外渡航者の感染症患者発生の確実な把握	○ 感染症が疑われる外国人の医療機関受診のための多言語対応ガイドブックを観光情報センター、宿泊施設等に配布 ○ 海外渡航者向け感染症予防ガイドブックを配布し、帰国後の体調不良時の注意事項・早期受診の重要性を周知 ○ 患者発生届に海外渡航歴等の記載欄を設け、診察時における渡航歴確認を徹底 ○ 検疫所と連携した入国者の健康観察、行動歴等の把握 ＊	福祉保健局（感染症対策部）
			○	・ 蚊媒介感染症の早期探知	○ 蚊媒介感染症の発生の早期探知のため、夏期を中心にデング熱等の媒介蚊サーベイランスを実施	福祉保健局（感染症対策部、環境保健衛生課、健安研センター）
	○	○	○	・ 大会関係施設における感染症発生の早期探知	○ 大会指定病院等において、感染症法に定める届出対象疾患及び感染症の可能性のある症候群のサーベイランスを実施	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）、大会指定病院等
	○	○	○	・ サーベイランス情報の共有・公開	○ 各種サーベイランスの結果については、感染症情報センターホームページ上で公開するとともに、医療機関向けホームページで診断のための参考情報として掲示 ○ HER-SYSによる患者発生情報等の把握、利用促進支援 ＊ ○ 新型コロナ感染症対策サイトによる発生状況等の発信 ＊	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
病原体 検査	○		○	・ 国内での発生が稀又は診断が困難な感染症の診断のための検査	○重篤性の高い感染症や早期の拡大防止対策が必要な感染症については、感染症「疑い例」について行政検査を実施 ○大会関係施設等において感染症が疑われる重症例が発生し、原因の特定が困難な場合、不明疾患検査を実施 ○検査対象疾患、実施基準、手順・手続については、保健所及び大会関係施設等に事前に周知 ○新型コロナ感染症に係る検査・診療医療機関等の登録 *	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）、保健所、大会関係施設
		○		・ 大規模発生時における検査需要の増大への対応	○実施可能な規模を勘案し、サンプリング検査に切り替え、検査件数を制限 ○民間検査機関への支援等によるウイルス検査体制の拡充 *	福祉保健局（健安研センター）
疫学調査	○	○	○	・ 外国人患者に対する円滑な調査の実施	○疫学調査等支援ツール（外国語に対応したモバイルツール）を活用し調査を実施	福祉保健局（感染症対策部）、保健所
		○		・ 複数事案同時発生時の調査体制の確保	○「感染症流行時における所内支援体制」を参考とし、各保健所において実施体制を確保 ○保健所支援拠点による保健所への支援 *	保健所
	○	○	○	・ 広域発生時の情報整理・共有	○福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）において迅速に情報を整理・分析し、各保健所及び関係機関と情報を共有	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）
	○	○	○	・ 選手村・競技会場内での調査等	○選手村等において調査を実施する場合の手順・手続、事前の関係者登録等について、組織委員会との調整の上、明確化し、保健所を含めた関係者間で確認 ○調査結果については、個人情報に配慮しつつ、まん延防止の観点から必要な範囲内の情報を関係者間で共有 ○東京2020大会保健衛生支援東京拠点の設置・運営 *	福祉保健局（感染症対策部）、MFCC、管轄保健所
	○	○		・ 外国人患者等に対する円滑な保健指導の実施	○疫学調査等支援ツール（外国語に対応したモバイルツール）を活用し保健指導を実施	福祉保健局（感染症対策部）、保健所

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
疫学調査	○	○	○	・ 多種多様な感染症への対応	○「東京都感染症マニュアル」を改定し、新たに海外で脅威となっている感染症の情報や、最新の医学的知見、法的対応等を整理して掲載 ○実地疫学調査研修等を通じて各保健所担当者に周知 ○疫学調査等支援ツールの内容にも改定内容を反映	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）、保健所
	○	○	○	・ 選手・大会関係者への保健指導の実施、情報の周知	○選手・大会関係者に保健指導を実施する場合や注意事項等の周知を図る場合の手順・手続、事前の関係者登録等について、組織委員会との調整の上、明確化し、保健所を含めた関係者間で確認 ○濃厚接触者の定義やスクリーニング検査、健康管理の徹底等をプレイブック（ルールブック）により周知 ＊ ○組織委員会感染症対策センターとの連携体制の整理・構築 ＊	福祉保健局（感染症対策部）、選手村関係部門（ポリクリニック、MFCC等）、管轄保健所
医療提供	○	○	○	・ 診断のための情報・検査体制の周知等	○海外・他自治体での感染症発生など注意が必要な情報や各種サーベイランス結果については、医療機関向けホームページで診断のための参考情報として掲示 ○感染症「疑い例」に対する行政検査の対象疾患、実施基準、手順等についても、医療機関向けホームページに掲載 ○国内で発生が稀な蚊媒介感染症の診断・治療のための医療機関向け研修会や海外派遣研修報告会等を実施	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）
	○	○	○	・ 訪日外国人の円滑な受診	○感染症が疑われる外国人の医療機関受診のための多言語対応ガイドブックを観光情報センター、宿泊施設等に配布	福祉保健局（感染症対策部）
	○	○	○		○宿泊施設に対し、感染症発生時における緊急対応の方法等を分かりやすく説明したリーフレットを配布し、受診を誘導	福祉保健局（感染症対策部）
			○	・ 専門的な診断・治療が必要な場合の医療機関情報	○蚊媒介感染症について、専門医等による診断・治療が必要な場合の専門的医療機関の情報を医療機関向けホームページにおいて提供	福祉保健局（感染症対策部）

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
医療提供	○			・ 一類感染症等の患者の診療時・移送時における感染防御	○感染症指定医療機関や感染症診療協力医療機関、患者搬送事業者等に感染防護具を配備するとともに、定期的な訓練を実施 ○一類感染症患者（疑似症を含む）発生時の感染症指定医療機関への移送に備え、専用車両・各種アイソレーターを整備 ○新型インフルエンザ発生時に感染症診療協力医療機関等に感染防護具等の資器材を迅速に提供できるよう体制整備 ○防護具の調達困難時における都備蓄の供出体制の確保 *	福祉保健局（感染症対策部）、東京消防庁、感染症指定医療機関等
		○		・ 医療施設での組織的な感染症対応体制の構築	○医療施設内での感染症対策研修用の教材を感染症診療協力病院等に配布し、各施設における組織的な対応体制の構築を支援 ○医療機関等における感染防止対策に要する経費の支援 *	福祉保健局（感染症対策部、医療政策部）
	○			・ 一類感染症等発生時における一部の医療機関への集中回避等	○一類感染症等対応連絡協議会において、患者受入時の連絡、情報共有の方法等を整理し明確化 ○新型コロナ感染症の発生状況に応じた段階的な病床確保、宿泊療養施設の確保、自宅療養者の支援 *	福祉保健局（感染症対策部）、感染症指定医療機関、保健所、東京消防庁、検疫所
		○	○	・ 大規模流行時における一般医療機関での適切な診療の確保	○厚生労働省と緊密に連絡をとり、当該感染症の診断・治療に係る医師向け情報を迅速に整理し、医療機関向けホームページにおいて情報提供	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）
	○	○	○	・ 大会関係施設との連絡体制の確保	○組織委員会等の関係者との調整を踏まえ、大会指定病院等と緊急時に連絡を行うための体制を確保	福祉保健局（感染症対策部）、大会指定病院等、保健所、MFCC
	○			・ 大会指定病院等における一類感染症患者発生時の対応	○感染症法に基づく入院勧告・移送を実施する場合の手順・手続等について、組織委員会との調整の上、明確化し、保健所を含めた関係者間で確認	福祉保健局（感染症対策部）、大会指定病院、保健所、感染症指定医療機関、東京消防庁、MFCC
	○			・ 患者移送事案の複数同時発生時の対応	○一類感染症発生時の患者搬送専用車両を整備 ○新型インフルエンザ発生時の患者移送について、民間搬送事業者等と協定締結	福祉保健局（感染症対策部）、東京消防庁等

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
そ の 他	○	○	○	・ 感染症の発生状況・基本的な予防策等に関する正しく分かりやすい情報の提供	○都民や旅行者が必要とする正しい情報を容易に入手できるよう、簡潔な概略説明・F A Q等を作成し、都感染症情報センターホームページで情報提供（外国人向けに多言語での情報提供も実施） ○注意が必要な発生状況については、適宜、警報発出等の報道発表を行い、注意喚起を実施 ○新型コロナ感染症対策サイトによる発生状況等の発信 *	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）
	○	○	○	・ 感染症の発生・まん延防止のための対策の理解促進	○蚊媒介感染症の発生防止のため、「蚊の発生防止強化月間」において重点的な広報や講習会等を実施 ○東京都新型インフルエンザ情報サイトの啓発用動画により、正しい手洗いの方法等を周知 ○新型コロナ感染症の「感染予防ガイドブック」の作成・提供 *	福祉保健局（環境保健衛生課、感染症対策部、健安研センター）
	○	○	○	・ 海外渡航者への注意喚起（海外からの感染症の侵入防止）	○海外渡航者向け感染症予防ガイドブックを旅行代理店等を通じて配布し、海外での感染症の予防、帰国後の体調確認や受診等に関する注意事項を周知	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）
	○	○	○	・ 宿泊施設における感染症発生時の適切な対応の確保	○宿泊事業者を対象とし、感染症発生時に受診誘導、保健所への相談等の円滑な実施を支援	福祉保健局（感染症対策部）、保健所
		○		・ 職域における感染症対策の推進	○「職場で始める感染症対策プロジェクト」により、企業内研修の実施や職場での感染症発生時の対応策の準備等を支援	福祉保健局（感染症対策部）
	○			・ 患者の遺体搬送時の安全確保	○一類感染症患者死亡時においては、感染防止資器材を整備するとともに、関係機関・事業者との協定締結、訓練の実施等により、万全な感染防止対策のもと遺体搬送・火葬を実施 ○新型コロナ感染症の遺体の取扱い等のガイドラインの周知 *	福祉保健局（感染症対策部）、感染症指定医療機関、保健所等
	○	○	○	・ 組織委員会等への定期報告	○都内における感染症の発生状況（症候群のサーベイランスを含む）についての定期報告（デイリーレポート）について、組織委員会と調整の上、内容・頻度、報告方法を明確化 ○MFCC及び関係機関への報告方法を事前に明確化	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）、オリパラ局等
	○	○	○	・ 新型コロナウイルスワクチンの接種促進 *	○国、区市町村と緊密に連携し、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を整備し、円滑な実施を支援 *	福祉保健局（感染症対策部）、区市町村

3.4 危機発生時の対処に係る課題と対応策（クライシスマネジメント）

- 危機的事態においては、状況に応じて追加的な対策の実施、関係機関への要請、都民等への協力の呼びかけ等が必要となると考えられ、そのための体制整備や準備を進めていく。
- 危機的事態における対策は、組織横断的な対応が必要となるものであるため、危機発生時に速やかに体制を構築できるよう、情報共有・意思伝達の方法、判断が必要な事項の整理、東京 2020 組織委員会や国等の関係機関との連絡体制について整理する。

別表3 クライシスマネジメント上の課題と対応策

（＊ 新型コロナウイルス感染対策として実施するもの）

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
サーベイランス	○	○	○	・ 患者発生状況の把握	○患者発生届の速やかな提出の徹底、発生状況の迅速還元 ○医療機関向けホームページにおいて当該感染症の診断のための情報を提供	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）
	○	○	○	・ 組織委員会等への報告	○患者発生状況を整理し、大会運営への影響の可能性を含め、MFCC（又はMOC）に適宜、情報提供	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）
病原体検査	○		○	・ 大規模発生等に備えた検査体制の確保	○蚊媒介感染症の国内感染発生や、新型インフルエンザの発生に備えた検査試薬の確保・備蓄	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）
	○		○	・ 重篤性の高い感染症等の検査需要増大時の対応	○重篤性の高い感染症等に関する検査需要の増大により、全例対応が困難となった場合には、り患した場合に重篤となるリスクの高い対象者を優先し、限定的に検査を実施	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）、保健所
		○		・ 感染力の強い感染症の検査需要増大時の対応	○感染力の強い感染症に関する検査需要の増大により、全例対応が困難となった場合には、検査可能な規模を勘案しサンプリング検査に切替え、限定的に検査を実施	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）、保健所

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
疫学調査		○		- 調査情報の迅速な集約・分析 - 調査対象の重点化	○疫学調査の報告方法（書式等）を簡略化するなどにより、情報を効率的にまとめ、迅速に集計・分析 ○「東京都感染症対策の手引」、「疫学調査等支援ツール」にも参考書式をあらかじめ掲載 ○発生状況等を勘案し、調査対象を高リスク者等に重点化 *	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）、保健所
			○	蚊媒介感染症国内発生時の推定感染地の特定	○疫学調査情報をもとに「蚊媒介感染症感染地推定システム」を活用して、媒介蚊発生の可能性の高いハイリスク地点を特定し、都感染症情報センターホームページで情報提供	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）、保健所
	○			発生状況等に応じた感染防護具の提供	○一類感染症等の発生に備え配備している感染防護具の状況も踏まえ、配備計画を策定し円滑に提供	福祉保健局（感染症対策部）、保健所
	○	○	○	集中的発生時の調査体制確保	○「感染症流行時における所内支援体制」を参考とし、各保健所において実施体制を確保	保健所、福祉保健局（保健政策課、感染症対策部）
		○		個々の患者への保健指導の徹底	○疫学調査等支援ツールの保健指導内容、当該感染症の概略説明資料等の多言語翻訳版を、医療機関向けホームページに掲載し、医療機関での患者への保健指導を依頼	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）、医療機関
	○	○	○	大会関係施設での保健指導（選手・大会関係者への指導）	○疫学調査等支援ツールの保健指導内容、当該感染症の概略説明資料等の多言語翻訳版により、MFCC（又はMOC）を通じ、選手・大会関係者への保健指導を依頼	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）、MFCC等

	重篤	急速拡大	希少	課題	対応策	実施機関
医療提供	○			- 感染症指定医療機関における患者受入状況・能力の把握 * 新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の確保	○感染症指定医療機関の患者受入状況等を把握する仕組みを構築し、円滑な受入調整を実施 ○患者受入に備える病床の確保 * ○新型コロナ感染症からの回復後の転院受入医療機関の確保、転院支援システムの運用 *	福祉保健局（感染症対策部）、感染症指定医療機関
	○			発生状況等に応じた感染防護具提供	○新型インフルエンザ発生時には、感染症診療協力医療機関等に感染防護具を提供	福祉保健局（感染症対策部）
その他	○	○	○	感染症の発生状況・基本的な予防策等に関する正しく分かりやすい情報の提供	○都民や旅行者が必要とする正しい情報を容易に入手できるよう、簡潔な概略説明・FAQ等を作成し、都感染症情報センターホームページで情報提供（外国人向けに多言語での情報提供も実施） ○注意が必要な発生状況については、適宜、警報発出等の報道発表、ツイッター等での発信を行い、注意喚起を実施	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）
	○	○	○	大会関係施設への情報提供等（選手・大会関係者への周知等）	○当該感染症の概略説明資料、疫学調査等支援ツールの保健指導内容等の多言語翻訳版を、MFCC（又はMOC）に提供し、選手・大会関係者への周知を依頼	福祉保健局（感染症対策部、健安研センター）、MFCC等
			○	蚊媒介感染症の国内感染発生時の対策支援	○国内感染発生時において、薬剤備蓄や蚊の駆除に関する協定締結団体と連携して、区市町村や施設管理者が実施する対策を支援	福祉保健局（環境保健衛生課）、区市町村
	○			一類感染症患者の死亡例が多数となった場合の対応	○関係機関・事業者と協力し、万全な感染防止対策を図りつつ、可能な限り速やかな遺体搬送・火葬を実施するとともに、周辺自治体への協力要請等を検討	福祉保健局（感染症対策部）、感染症指定医療機関、保健所等
	○	○	○	必要時における組織横断的危機管理体制への速やかな移行	○危機的事態発生の判断基準、手続、手順等を明確化し、関係者において共有	福祉保健局、総務局、オリパラ局
	○	○	○	東京iCDCによる専門的見地からの調査研究・提言	○東京iCDC専門家ボード等による調査研究、提言等を踏まえ追加的な対策を実施 *	福祉保健局（感染症対策部）

※ （参考）感染症法による疾患類型

類型	感染症名等	性格	主な対応・措置
一類	エボラ出血熱、南米出血熱、マールブルグ熱、ラッサ熱等	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	原則入院
二類	重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)等	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	状況に応じて入院
三類	細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス等	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症	特定職種への就業制限
四類	ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱等	ヒトからヒトへの感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染する。	
五類	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、風しん、麻しん等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって発生・拡大を防止すべき感染症	感染症発生状況の収集・分析とその結果の公開、提供
指定感染症	政令で一年以内の期間に限りで指定された感染症	既知の感染症のうち上記一～三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されない感染症において、一～三類に準じた対応の必要が生じた感染症	一～三類感染症に準じた入院対応を実施
新感染症	(当初：所見不明) 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導、助言を得て個別に応急対応する感染症 (要件指定後：所見特定) 政令で症状などの要件を指定した後に、一類感染症と同様の扱いをする感染症 (※現在は該当なし)	ヒトからヒトに伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及びり患した場合の重篤性から判断した危険性が極めて高い感染症	(当初) 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別の応急対応 (政令指定後) 政令で症状等の要件指定後、一類感染症に準じた対応
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症	状況に応じて入院